

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金

老人保健健康増進等事業

ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業

報告書

令和3年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

ハンドル形電動車椅子は、歩行に困難を感じる高齢者にとっての移動手段や、自動車運転免許を返納した高齢者の代替移動手段として、近年広く普及しつつあります。

一方、ハンドル形電動車椅子の利用中の事故も少なからず発生しています。消費者庁の資料やデータをもとに一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会で調査したところ、ハンドル形電動車椅子を利用中の死亡・重傷事故は、平成20年から令和2年までに66件発生しています。

ハンドル形電動車椅子は免許の取得が不要で、近距離の移動で便利な反面、高齢者の利用が多く、早歩き程度の速度で動くことや、歩道や施設内も走行できることなどから、自動車との衝突事故や利用中の転倒・転落などに加え、他の歩行者に接触するなど、様々なリスクが存在します。また、身体状況や認知機能は利用者によっても大きく異なるため、ハンドル形電動車椅子の貸与に携わる福祉用具専門相談員にとって、利用者が安全に利用できるかどうかの評価や、利用者に安全に利用してもらうための丁寧な指導を行うことが、事故防止のために極めて重要となります。

こうしたことを踏まえ本事業では、ハンドル形電動車椅子の貸与プロセスにおける安全利用面での評価・指導のあり方について、利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理するために、有識者並びに電動車椅子製造の業界団体、福祉用具関連団体、介護支援専門員によって構成される検討委員会での議論や、福祉用具専門相談員へのヒアリング調査・アンケート調査、福祉用具専門相談員を対象としたモデル講習会の実施等を通じた検討を行いました。

そして、その成果として、利用者が安全に利用できるかどうかを福祉用具専門相談員が見極める際の考え方や評価項目をまとめた「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」、および、ハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうために、福祉用具専門相談員が利用者に対して行うべき指導の内容・手順を整理した「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」を策定しました。

福祉用具専門相談員が今回の調査研究事業の成果を現場で活用し、利用者に対する適切な評価・指導を通じて、ハンドル形電動車椅子の更なる安全利用の促進につながれば幸いです。

おわりに、本事業の実施において、ご協力いただいた検討委員会の委員の方々や、アンケート・ヒアリング・モデル講習会の実施にご協力いただいた関係者の皆様に対して厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目次

I. 事業実施の目的.....	1
II. 事業の概要.....	1
III. 検討委員会の設置・開催	3
1. 委員の構成.....	3
2. 委員会の開催状況.....	4
3. 委員会での主な検討内容.....	4
IV. ヒアリング調査の実施.....	7
1. 大阪ヒアリング	8
2. 福岡ヒアリング	13
3. 鹿児島県さつま警察署ヒアリング	19
4. 京都市地域リハビリテーション推進センター	21
5. ヒアリング調査のまとめ.....	24
V. 作業部会の設置とガイドライン・指導手順書の策定	26
1. 作業部会メンバーの構成.....	26
2. 作業部会の開催状況	27
3. ガイドライン・指導手順書の検討	27
VI. アンケート調査の実施.....	32
1. 相談員向けアンケート調査について.....	32
2. 相談員向けアンケートにおける事故発生追跡調査について	69
3. 相談員向けアンケートにおける認知症高齢者追跡調査について	75
4. 認知症高齢者の日常生活自立度における比較検証.....	82
VII. モデル講習会の実施.....	119
1. 講習会開催概要	119
2. 講習会の内容	120
3. 参加者アンケートの結果.....	121
4. モデル講習会総括.....	123
VIII. 本事業のまとめと事業成果の普及について	133
1. 本事業のまとめ	133
2. 本事業の成果の普及について.....	134
IX. 参考資料.....	136
1. アンケート調査票.....	136
2. 追跡アンケート調査票（認知症高齢者の日常生活自立度）	153
3. モデル講習会案内チラシ	155
4. モデル講習会運営要領.....	156
5. 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	159

I. 事業実施の目的

ハンドル形電動車椅子は、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されている。

そうした中で、ハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が継続的に発生していることから、利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理した上で、重大事故の発生リスクを低減するための更なる施策と、ハンドル形電動車椅子の提供に関わる各関係団体への周知を図る必要がある。

とりわけ、介護保険制度上の福祉用具貸与においては、福祉用具専門相談員が利用者の心身状況や置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等の指導を通じた適切な助言を行うことが求められている。

本事業では、この観点に基づき、

- －ハンドル形電動車椅子の貸与可否判断の基準や安全指導等に関する実態調査を行い、その分析と検討委員会による議論を踏まえ、ハンドル形電動車椅子の貸与可否判断に資するガイドライン、および福祉用具専門相談員が利用者に対して行う安全利用のため指導手順書を策定すること
- －これらのガイドライン・指導手順書を用いた、福祉用具専門相談員向けのモデル講習会の開催を通じて、ハンドル形電動車椅子の安全利用指導にかかわる実地講習方法の提示を行うこと

の2点を主な目的として調査研究を実施した。

※本報告書では、原則として以下の用語で表記する。

「事業所」：福祉用具貸与事業所

「福祉用具専門相談員」：相談員

「ケアマネジャー」：介護支援専門員

「ガイドライン」：ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン

「指導手順書」：ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書

II. 事業の概要

上記の目的を達成するため、本事業は以下の手順で実施した。

1. 文献調査

ハンドル形電動車椅子の事故防止や安全利用に関して、各関係省庁等が先行して実施した各種の調査研究にかかわる文献の調査・整理・分析を行い、本事業の遂行に必要とされる視点や方向性、課題等の整理を行った。

2. 検討委員会の設置・開催

本事業の推進、成果のとりまとめ等について検討を行うため、検討委員会を3回開催した。

3. ヒアリング調査の実施

事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与実務の把握・確認や、モデル講習会開催方法の検討を目的として、関係者に対する各種のヒアリング調査を実施した。

4. 作業部会の設置とガイドライン・指導手順書の策定

ヒアリング調査の結果を踏まえ、後述5. のアンケート調査の実施と並行して、ガイドライン・指導手順書の策定を進めた。策定にあたり、ガイドライン・指導手順書の詳細検討を目的とした作業部会を設置するとともに、同作業部会にて後述6. のモデル講習会の実施方法についても、併せて検討を行った。

5. アンケート調査の実施

主として相談員を対象に、ハンドル形電動車椅子の貸与可否を判断する際の基準やその内容、一連の貸与プロセスにおける安全指導の内容・手順、事故が発生した際の対応等について、実際の担当事例に基づく実態調査を行った。

また、アンケート回答者の中で、実際に事故対応を経験した回答者に対する追跡調査や、日常生活自立度の低い認知症高齢者に貸与を行っている回答者に対する追跡調査についても実施した。

6. モデル講習会の実施

策定したガイドライン・指導手順書を相談員に周知し、内容を理解してもらうとともに、ガイドライン・手順書の内容に関する現場の意見を聴取し、更なる改善につなげることを目的として、相談員を対象としたモデル講習会を開催した。

7. 報告書の作成

前記2. で設置した検討委員会での討議を踏まえ、本事業における取組内容と成果を報告書としてまとめた。

Ⅲ. 検討委員会の設置・開催

本事業の推進、成果のとりまとめ等について検討を行うため、検討委員会を設置した。

1. 委員の構成

委員会の委員は以下のとおりである。

<委員メンバー>

伊藤 広成	一般社団法人日本福祉用具供給協会	事務局次長
長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会	常務理事
田澤 充康	電動車いす安全普及協会(スズキ㈱国内営業部電動車いす課)	
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会	副会長
藤田 佳男	千葉県立保健医療大学	准教授
○渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター	地域リハビリテーション部 部長

○委員長 (敬称略・五十音順) (所属は令和3年3月時点)

<オブザーバー>

越田 拓	厚生労働省老健局高齢者支援課	課長補佐
長倉 寿子	厚生労働省老健局高齢者支援課	福祉用具・住宅改修指導官
舛井 健一郎	厚生労働省老健局高齢者支援課	福祉用具・住宅改修係
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	理事長

(敬称略) (所属は令和3年3月時点)

<事務局>

山本 一志	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局長
肥後 一也	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局長代理
池本 和樹	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局
伊納 正宏	MS&ADインターリスク総研株式会社	製品安全グループ長
井上 泰	MS&ADインターリスク総研株式会社	上席テクニカルアドバイザー
青木 雅裕	MS&ADインターリスク総研株式会社	医療福祉専任コンサルタント

(敬称略) (所属は令和3年3月時点)

2. 委員会の開催状況

委員会は下記の通り計3回開催した。

時期		回	議題
令和2年	8月26日	第1回	【報告事項】 (1) 事業実施概要と実施計画について (2) これまでの取り組みについて（文献調査結果、大阪・福岡ヒアリング調査結果） 【審議事項】 (1) ガイドライン・指導手順書の骨子案について (2) アンケート調査票項目案について
	11月27日	第2回	【報告事項】 (1) ヒアリング調査結果 ・鹿児島県警さつま警察署 ・京都市地域リハビリテーション推進センター (2) アンケート調査集計・分析 (3) ガイドライン・指導手順書作成作業部会 【審議事項】 (1) ガイドラインについて (2) 指導手順書について (3) 巻末資料について (4) モデル講習会について
令和3年	3月10日	第3回	【報告事項】 (1) モデル講習会について (2) アンケート調査の分析結果について (3) 事故追跡調査の結果について (4) 認知症高齢者の日常生活自立度該当事例に関する追跡調査の結果について 【審議事項】 (1) ガイドライン・指導手順書案について (2) 事業報告書案について

3. 委員会での主な検討内容

(1) 第1回検討委員会

第1回検討委員会では、ガイドライン・指導手順書の構成案、およびアンケート調査の項目案を中心に論議を行った。

ガイドライン・指導手順書については、委員会で示された意見・要望を踏まえつつ、両者を分けるべきか一体で扱うかも含め、事務局にて検討作業を行い、第2回検討委員会にて素案を図ることとした。

アンケート調査については、各委員からの意見を踏まえ、現場における貸与実務の実態を詳しく吸い上げるとの観点で、相談員が直接関与した直近の1ケースを掘り下げて聞く構成にするとともに、小規模な事業所が多い点に鑑み、回答のしやすさを考慮した質問設定を検討した上で、アンケート調査を進めることとした。

<主な意見>

留意すべきリスクについて

- ・踏切内での事故について、消費者安全調査委員会の報告書には交通事故に起因する事故は含まれておらず、原因がわからない事故も含まれているため、要注意リスクとして扱うべき。
- ・認知機能のところについてはしっかり押さえるべき。運転に必要な注意力を一定時間維持できない等の潜在的な危険性についてケアマネジャーが気付いていないケースや、利用者の強い希望が優先されているケースがあるのではないか。こうしたケースでは利用者よりも相談員自身やケアマネジャーを対象に指導した方が事故の減少につながると思う。また、使用環境や使用目的は多様なため、ある程度、相談員の裁量に任せることも必要。

ガイドライン・指導手順書の構成・内容について

- ・ガイドラインは貸与可否の考え方を示すものである一方、指導手順書は利用者に対して指導するものであることから、両者は明確に分けた方がよい（現実には、指導の時間の中で、学習効果や安全行動の形成ができるかどうかを評価していることから、ガイドラインと指導手順書は一体型でよいのではないかとの意見もあり）。
- ・利用者の身体的機能評価に関しては、現場でも評価しやすい内容とすべき。また、契約途中での貸与中止に関しては、これがトラブルの原因になりやすいことから、貸与前に利用条件を提示し、同意を得るプロセスがあってもよい。
- ・介護保険適用対象の福祉用具を貸与する場合、計画書やモニタリングシートは全国福祉用具専門相談員協会のツールを使っている。現場の負担が増えないよう、これらツールとも連動させるようにした方がよい。

アンケート調査について

- ・ヒヤリハットについては簡単な定義があると良い。また質問を明確にした方がよい。利用者の身体状況に関しては認知機能の項目を追加すべき。
- ・実態把握が一般情報とならないよう、事例がわかるようなアンケートにすべき。ケースを1つに限定して掘り下げる形にすると答えやすい。
- ・多くの事業所は小規模であり、事業所アンケート＝相談員アンケートなので、答えやすさを考えた質問の仕方にした方がよい。

(2) 第2回検討委員会

第2回検討委員会では、10月に実施したアンケート調査結果の速報内容を報告するとともに、ガイドライン、指導手順書の間ドラフトの内容及び12月に予定しているモデル講習会企画の内容を中心に論議を行った。

アンケート調査結果については、各委員より表明された意見を踏まえ、表記内容を修正するとともに、アンケート結果をガイドライン・指導手順書にどう反映させていくのかについて、引き続き事務局にて検討を進めることとした。

ガイドライン・指導手順書については、各委員より表明された意見を踏まえ、引き続き内容の充実化を図ることとした。

モデル講習会については、概ね了承が得られたため、本案をベースに予定通り実施することとした。

<主な意見>

アンケート調査について

- ・集計結果について見せ方をわかりやすくするとともに、データとして活用しやすいようにしてほしい。
- ・介護保険での貸与の場合は98.2%が試乗していることはアピールできるのではないか。
- ・要支援2と要介護2にボリュームゾーンがある。要支援2は基本的には介護保険の対象とはなっていないため、現行の貸与制度に対する提言もできるのではないか。

ガイドライン・指導手順書について

- ・踏切は警報機が鳴ったら侵入しないことが大切なため、警報機の音が聞こえるかどうかのポイントであることを追加した方が良い。
- ・多面的な評価が大切であることが一目で分かるページがあると良い。
- ・認知機能に関しては、ケアマネジャーからの情報を活用しつつ、モニタリングで経時変化を見ていくようにしてほしい。
- ・急坂に留意する必要があるをもう少しわかりやすく表現してほしい。
- ・転落の死亡事故も多い。用水路等への転落に関する危険性も記載してほしい。
- ・事故があっても警察からメーカーに報告はなく、消費者庁も全ての事故を確認しているわけではないことに鑑み、事故が起きたら速やかにメーカーに報告することも盛り込んでほしい。

(3) 第3回検討委員会

第3回検討委員会では、利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理するための最終とりまとめとして、12月に実施したモデル講習会の開催内容やアンケート調査結果のとりまとめ内容に関する報告、並びに「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の利用者を対象とした追跡調査のとりまとめ内容に関する報告等を行った。

また、今回の事業の成果物であるガイドライン、指導手順書、及び本事業における一連の取組みをとりまとめた事業報告書の内容について審議を行い、最終的には委員長判断に一任することについて、了承された。

IV. ヒアリング調査の実施

事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与実務の把握・確認や、モデル講習会開催方法の検討を目的として、以下の通り計4ヶ所でのヒアリング調査を実施した。

実施日・場所	対象者	主なヒアリング事項
令和2年7月17日 TKP大阪梅田駅前 ビジネスセンター (大阪ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県警察本部 交通企画課 ・高齢者交通安全対策係 ・福祉用具貸与事業者4社 <p>【ご協力いただいた事業者】(50音順)</p> (有)エムエスサービス (有)スマイルケア 総合メディカル(株) (株)ひまわり	貸与実務の実態 安全講習会の内容
令和2年8月7日 TKPカンファレンス シティ博多カンファ レンス (福岡ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与事業者5社 <p>【ご協力いただいた事業者】(50音順)</p> (有)アイフルケア (有)おおつか (株)カイダ・アイフルケア (株)カクイックスウィング (株)宮崎ヒューマンサービス	貸与実務の実態 安全講習会の内容
令和2年9月18日 鹿児島県さつま警察 署	鹿児島県さつま警察署 交通課	安全講習会の内容
令和2年10月9日 京都市地域リハビリ テーション推進セン ター	京都市地域リハビリテーション推進センター	安全講習会の内容

各ヒアリングにおける主な調査結果は以下の通りである。

(注：以下では協力いただいた事業者の固有名詞は伏せて記載している)

1. 大阪ヒアリング

(1) ハンドル形電動車椅子に係わる安全講習会について (岐阜県警察本部)

研修実績・開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県には22カ所の警察署があり、警察署毎に月1回の研修を行っている。 ・電動車椅子の利用者がいる地域では年1回は電動車椅子に関する研修は実施しているが、利用者のいないところでは実施していない。 ・他の研修も行わないといけなため、電動車椅子の研修は年1回が限度。 ・電動車椅子の研修は全国的に実施しており、他県でも実施しているとの情報はあるが、詳細は不明である。
研修開催の契機・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対し、運転免許を返納した際の足として電動車椅子を推進するために研修している。
実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む電動車椅子を使用している65歳以上の高齢者。 ・上記の家族が参加することもある。
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区毎に高齢者を集め、年間を通じて講習を実施。 ・県警本部に地区代表(指導者・学長・老人クラブの会長等)を招集して講習方法を指導し、その後地区に戻って、受講者が指導員となって地区の高齢者に指導する。
研修で指導していること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路横断中の事故が多く、昨年度は4件の人身事故があった。そのうち、3件が道路横断中で2件が夕方、1件が朝である。 ・横断歩道を使用すること、左右をしっかり確認すること、車が停車してから横断することなどを指導。
研修実施方法	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動車椅子を使用する際の交通ルールを指導。 ・電動車椅子は自身のものを持参してもらう。 ・電動車椅子の体験会は警察としては実施していないが、メーカーに協力してもらう講習会では体験形式のものもある。 ・様々な事故の想定場面を示して、様々な事故を認識してもらうように工夫。人によってはマンツーマンで教える場合もある。 <p><講師(指導者)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者20名に対し、警察官1名、自動車学校の職員3名程度。 ・事前に自動車学校とも打ち合わせを実施している。 <p><時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・座学は10～20分で実技は1時間程度。実技講習に重きを置いている。 <p><場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自動車学校の講習コースで実施。 <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にカリキュラム、資料はない。担当者の経験等をもとに講習内容は任せている。 ・ビデオ教材はない。交通安全講習のビデオを借りて使用することはある。

研修効果	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道を使用するなどの意識が高まっているが、客観性のあるデータはない。 ・事故が起きる場所は狭い道路等の危険な個所が多い。教習所では交通ルールを守ってしっかり対応していただいているが、実際の道路でも指導を実施してもらいたい。
ガイドラインに盛り込んでほしい内容	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の人身事故の4件のうち、2件が夕方、1件が朝方でうす暗い時である。朝方や夕刻の薄暗い時間帯の使用を控えること。使用するにしても反射材を電動車椅子、利用者に付けるように促してほしい。

(2) ハンドル形電動車椅子に係わる安全講習会について (A社)

開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン開催は年1回で参加者は子ども～高齢者と幅広い。
研修開催の契機・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の免許返納を促し、ハンドル形電動車椅子の社会になっていくことを支援する。 ・電動車椅子に触れてもらい、コミュニケーションのためのツールであることを知ってもらおう。 ・踏切での事故が多いため、地域の方々が緊急時に対応できる社会にしていきたい。
実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の全員（オープン開催の場合）。 ・ケアマネジャー向け（事業所単位のため2名～10名程）。 ・貸与事業所向け。
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県の日本福祉用具・生活支援用具協会に案内して周知している。
研修で指導していること	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁のテキストやパンフレット等を使用している。
研修実施方法	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は消費者庁の出している電動車椅子のガイドラインの内容をもとに実施。 ・消費者庁やメーカーの出している安全利用の手引きやポイント集を使用し、乗車方法や操作方法、踏切の事故の体現などを実施。今後は踏切の安全に関するものも盛り込みたい。 ・ケアマネジャー向けは安全講習が目的だが、新機種等の案内もしている。多職種への指導は実施していない。 ・時間は60分程度（座学）

(3) ハンドル形電動車椅子の貸与実務について (A社)

貸与のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー、利用者から依頼されることが多い。 ・訪問を行い、「利用者が操作できるか」「使用用途は何か」を確認するとともに、家族の意見も聞く。 →動線確認の際は同行して確認する。試乗を原則とし、全ての利用者を実施している。 ・操作面ほかを総合的に勘案して、お断りすることもある。 ・電動車椅子は小さいため、自動車ドライバーからの見落としがある。 ・傾斜の走行、バック走行等は特に注意が必要。 ・練習を行うことの効果はあるが、男性はすぐに速度を上げてしまう傾向にある。女性は4km程の速度でゆっくり使う傾向がある。
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル開始後に使用を中止したケースもある。
貸与可否の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・現場が基本的に判断するが、判断に迷った際や、利用者と採めそうな際には上長に相談するようにしてもらっている。会社として貸与不可とすることもあ る。 ・専門相談員が動作チェック表を使用して、利用者、家族に結果を開示している。
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策で電話での対応が多くなっている。接触を減らすために、玄関先で電話対応することもある。 ・故障に関する相談も電話にて対応している。
好事例	<ul style="list-style-type: none"> ・認知障害がある方に対して、家族と同行の条件下であれば貸与可とした。貸出条件として、書面にて案内している。

(4) ハンドル形電動車椅子の貸与実務について (B社、C社、D社)

貸与する上での安全確認の方法	
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与前に訪問、身体の状態を確認。 ・適合と判断した際には、電動車椅子安全普及協会からの「電動車いす安全利用の手引き」を渡すとともに、本人、家族には動画も視聴してもらうよう促している。テクノエイドの手引きにある適合チェックリストも使用している。 ・電動車椅子を搬入し、前進・旋回・後進等の基本操作を確認する。 ・目的、動線を地図上に表記して確認し、同行して試乗。交差点、踏切など危険個所を写真撮影し、危険個所と注意喚起示したものを作成して渡している(サービス計画書とは別に作成)。 ・納品時には本人、家族、ケアマネジャーに使用条件等を確認し、サインをもらっている(この対応はケアマネジャーからも評価を頂いている)。
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与前に卸業者からのチェックシートを使用して、全ての項目がクリアしていた際に貸与(基本操作、交通ルール、緊急の離脱装置、安全通報装置、移乗動作の確認など)。 ・複数の機種を持参して、確認してもらっている。 ・貸与時の確認事項としては運転の可否・理解力・交通ルールや安全運転の確認能力などがある。
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・自社のものと卸業者から借りているものがあり、書類もそれぞれ別である。 ・貸与前の確認表は電動車椅子安全普及協会のもを使用。また、福祉用具デモやレンタル納品確認表でもチェックを行い、最終指導チェックシートで最終確認する(計3枚で確認)。
安全確認で難しいところについて	
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況で日内変動があり、どのタイミングでの評価が良いのか時間帯の見極めが難しい。 ・デモを行った際にヒヤリハットが生じ、再度実施してクリアすると、借りられるとの期待値が上がってしまう。 ・貸与を迷った際の判断基準に関しては個人差もあるため、社内研修で事例を通じて共有している。
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方の判断が難しい。数回練習した上で判断している。 ・購入したい人も存在するので、断るのが難しい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方の判断が難しいところは、操作が覚えられないことや違うところを触る、最初は操作できるが、少し経つと忘れてしまう、などが挙げられる。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後に認知症のレベルが悪化した際に、貸与を取りやめたケースもある。また、介助者がいる時だけ使用するなどの条件を出したケースもある。
ケアチーム内の共有に関する工夫	
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者会議で共有して使用条件を示しておく。満たさなかった場合にはケアチームから報告してもらい、検討する。道路を斜め横断することがあった際、他の事業所のスタッフに確認してもらい使用を中止してもらったこともある。
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の点検状況をケアマネジャーや家族に連携している。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・点検確認書をケアマネジャーに渡して連携している。
貸与における手間は感覚的にどのくらいか？	
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4倍はかかる。試乗で半日費やすことも複数回ある。
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・5～6倍はかかる。買い物についていくこともある。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・3～6倍はかかる。1か月以上かかる場合もあった。
貸与後の安全確認について	
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のサービスを利用されている方については、他のサービス担当者から情報を収集する。
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系のサービスよりも、情報または製品コントローラによるログ（操作・制御系故障）の履歴が残ることから、安全機能が付いたもので確認する。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・点検を通じて確認しているが、擦ったから使用を中止するというわけではない。
貸与後に貸与を中止した事例、その際の判断基準	
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートの使用条件、定期モニタリングで守られていない場合。その際には目的の代替手段も提案をして引き上げる。
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転のケース（居酒屋に協力してもらい、帰宅するように促したが、他の居酒屋に行ったため引き上げた。その後、電動車椅子を貸してほしいとの連絡が何度かあった）。 ・耐荷重の100kgを体重で越えてしまったケース（その後、減量が出来たため、再度貸与）。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転のケース（2件あり）。 ・遠方に行ってしまう、充電が切れたとの連絡が入ったケース。 ・認知症が進行したケース。
使用環境の変化に対してどのような指導しているか？	
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング時に確認（使用目的、活動範囲の変更等）。
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回のモニタリングで確認。初回の場合は訪問先を確認し、増えた際には教えていただくようお願いしている。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングで確認。
事故情報・ヒヤリハットの共有方法	
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・社員間のミーティング等で共有している。
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・大きい道路での横断歩道の横断時間の見込み違いなどがある。
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・安全指導チェックの際に指導が足りなかったことで事故に至った事例があり、全利用者に対して情報を開示したことがあった。ここ最近は大きな事故はない。

誰が一番電動車椅子を希望するか	
B社	・利用者からの希望が多い。
C社	・利用者からの希望が多い。免許を返納させたいとの理由で、ケアマネジャーや家族から希望が出されることもある。
D社	・利用者からの希望が多い。
好事例（使用条件を付けることで利用できた等）	
B社	・低速でヘルパーと一緒にあれば買い物に行って良い。
C社	・自宅に閉じこもっている方に提案して、外出するようになった。 (性格が明るくなり、表情もが良くなって、ADLが維持できていた)
D社	・買い物をするときの使用。(ヘルパーと一緒に利用) ・使用条件に同行者がいることを条件にしているが、同行する人の評価を実施(高齢夫婦のサポートは断る)。
ガイドライン、手順書への要望	
B社	・身体状況、環境因子、操作性、使用用途などの総合的な判断を時系列で評価できるもの(経験年数が浅くても安心して電動車椅子を貸与できる)。 ・総合的な判断で個々の相談員に判断を委ねてほしい。 ・踏切横断の際のガイドラインや踏切内での介助の方法など。
C社	・ヒヤリハットの事例を集めて、事例を示してほしい。
D社	・メーカーによって適合確認書、安全確認書がバラバラなので、統一したものが欲しい。 ・全般的に使えるものを使用してほしい。 ・総合的な判断で個々の専門相談員に判断を委ねてほしい。

2. 福岡ヒアリング

(1) ハンドル形電動車椅子に係わる安全講習会について (E社、F社)

講習会の内容 (開催の契機、主催者、講師、場所、所要時間、参加者数、講習資料、講習方法、など)	
E社	開催契機：「ハンドル形電動車椅子」の貸与・販売事業所からの要望
	主催者：直方警察署
	共催：日本福祉用具供給協会（築豊ブロック）
	協力：直方地区交通安全協会
	講師：電動車いす販売会社
	場所：福岡県宮若市長井鶴 長井鶴交通公園 許可はもらっていないが、2週間前から立て看板を使用して場所を確保している。
	所要時間：90分
	参加人数：28名（利用者8名、ケアマネジャー6名、直方警察署4名、協会会員10名）
	<講習資料> 電動車いす安全利用の手引きを使用。
	<講習方法> ・福岡県における電動車椅子等の事故状況の説明。 ・電動車椅子販売会社による電動車椅子の操作方法の説明。 ・S字・クランク・見通しの悪い交差点・バックでの車庫入れ・砂利道のコースを用意し、参加者が電動車椅子に乗車し走行。各地点で点数を付け、上位3名に記念品を贈呈。
	<開催実績・頻度> ・平成16年より最低年1回は実施している。
	<目的> ・電動車椅子の普及に伴い利用者の事故が増えている。講習を行うことで事故を未然に防ぐことが最大の目的。参加者の事故は数年起きておらず、交通ルールも守られていると感じられる。
	<参加者> ・ほとんどが高齢者であるため、講習時間が長時間にならないよう、また水分補給や現地への送迎を行うなど事故の無いように気を付けている。
<その他> ・雨天は中止。講師等のスケジュール調整が困難であり、延期が厳しいのが実状。 ・乗ったことがない方のためにも電動車椅子を用意しており、最低でも15台は用意している。 ・広報は2カ月前で事前申込制。使用されている方や現在使用されていない方等、幅広く参加してもらえるようにしている。	
<講習会以外の相談員向け教育、指導・普及啓発運動> ・福岡県警主催の「電動車いすセーフティアドバイザー」の研修を受けると資格取得が可能であり、社員は全員資格を取得するようにしている。年1回の講習会で写真入りのカードがもらえる。 ・講習内容は交通ルール、事故事例、免許返納に伴う電動車椅子の紹介実技でトータル2時間程度。講師は県警の交通課が担当。	

	<p><電動車椅子等の使用方法の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員への新人指導はOJTが中心となっている。定期的な開催はしていない。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は県警が電動車椅子のユーザー向けに実施していたが、3年前から実施していない。理由としては、県警の担当者毎に実施要否の考え方にバラツキがあり、参加人数が減っていった自然消滅した感じである。専門相談員向けの講習会はない。

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与実務について (E社、F社)

貸与可否の判断プロセス・判断基準・判断権限者	
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転の適合確認書で乗る前の注意、交通ルール、異常のチェック、基本操作、理解力・判断力・技術力等を確認し、普段走行するところを実際に走行してもらおう。踏切、坂道、見通しの悪いところ等を重点的に確認する。 ・チェックシート等の確認で問題がなければ、ケアマネジャーに最終判断をしてもらうようにしている。最終判断までは半日もあればできる。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・ツール等は特になし。実際に走行してもらい、ケアマネジャー、本人、家族に判断してもらおう。 ・相談員として貸与できないと判断した場合は、しっかり伝えるようにしている。
利用者に対する安全指導の内容・方法（貸与決定前、貸与決定後）、導入時の留意点 貸与後の相談員の関与・モニタリングの有無・程度 事業所における定期点検・故障対応	
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・心配な方は1週間程で使用状況を確認することもある。 ・貸出し後、飲酒運転で回収した事例がある（置いた場所がわからなくなり、電話がかかってきて判明した）。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に走行してもらい、問題ないことを確認の上で契約をする。 ・定期点検は介護保険上最低6カ月だが、危険と感ずる場合は1か月や3か月で実施する。 ・貸出不可になる状況を事前に伝えたり、ショップで充電できることを伝えてショップに立ち寄ってもらい、モニタリングを兼ねて話を聞くなどの工夫をしている。
事故情報・ヒヤリハット情報等の把握・収集（方法・しくみ）	
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・事故があったら、相手があるなしに関わらず、速やかに連絡をしてもらうようにしている。本人に聞いて、確認している。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の後ろをついていき、気づいたところを本人にフィードバックするようにしている。
これまでに経験した事故・ヒヤリハット・苦情等の有無 利用者からの事故報告や苦情等に対する事業所の対応（ルール・手順書等の有無）	
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出は10台。 ・路肩に寄りすぎて脱輪した事例もあり。 ・認知症疑いで保留の方がいる。行きたいところに行けず、ぐるぐる周囲を回り、バッテリーがなくなってしまう。再度、貸出すかどうかに関してはアセスメントを実施する予定。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の書類はファイルにまとめて、社員間で共有するようにしている。 ・現在の貸出は13台。事故はほとんどない。

	・多いのは不具合であり、不具合があった場合には代車を持っていくこともある。
雪が降った場合はどうする？雪のシーズンは引き上げることがあるか？	
E社	・雪は降らないため、事例なし。
F社	・春になったら借りるといって、秋に返却される方もいる。レンタルの良いところである。
好取組事例（事故防止や事故対応で効果があると考ええる工夫事例など）	
E社	・便利な反面、危険な機器でもある。勉強会や定期的なモニタリングで大きな事故はない。
F社	・ユーザーとコミュニケーションをしっかりとって貸与している。
長い時間かけて練習して、導入に至った方の有無	
E社	・約1か月かけて練習した方がいる。
F社	・落ち着いて運転するように促すなど、上手でなくても安全に運転することを心がけるように説明している。
貸出時の目的の距離、時間等の目安	
E社	・目的の場所が往復5km以内くらい。
F社	・行って戻ってこられないとダメと伝えている。充電が目的地でできれば寄り道は可能。目的地を把握してから貸出をしている。
利用者を指導するための資料の有無	
E社	・電動車いす安全普及協会の冊子を使用。イラストがわかりやすく、利用者も見やすい。
F社	・メーカーが発行している冊子（電動車いす安全普及協会の冊子）を渡している。
今回の調査研究事業（ガイドライン・手順書の作成）に係わる意見・要望等	
E社	・手順書ができるとありがたいが、利用者の安全を優先しすぎて、基準が厳しくなることや手間がかかるものは避けてほしい。
F社	・利用者に手順書をお見せできることは良いことである。

(3) ハンドル形電動車椅子の貸与実務について（G社、H社、I社）

申し込みの契機	
G社	<ul style="list-style-type: none"> ・免許返納による買い物等での移動手段のために導入したい方が多い。 ・膝の痛みなど身体的な状況（痛み等）で長距離歩行ができないために導入を希望。 ・電動車椅子に限らず、福祉用具を導入する場合は、利用者の想い等を聞き出すため、聞き取りをした際の内容をあえて手書きで記載。1回あたり数枚程度は記載することとなる。
H社	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物が目的の方が多い。歩行能力がなく、独居の方で移動手段がない方がほとんどである。 ・ケアマネジャーを通じて導入するケースが多い。
I社	<ul style="list-style-type: none"> ・理由としては歩行困難、買い物がほとんどである。 ・坂道が多く、また玄関先に階段も多く、保管場所がないことから、導入は少ない。 ・バス停までの移動手段として使用して、バス停に置いておくケースもある。

利用者の要望	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・例外給付はかかりつけ医の意見書等が必要であり、時間もかかるが、導入を待ち望まれる方が多い。例外給付は許可される場合が多い。
導入の傾向	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・特に導入に対する傾向はない。男女差もない。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・例外給付での導入が多く、要介護 2 以上の方への貸与は少ない。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・例外給付での導入が多く、平成 1 8 年度の制度改正以前の利用者の方が既得権的な形で継続使用。
ハンドル形電動車椅子に関する現場相談員のリスク認識	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・商品自体が危ない商品である。行きたい時に行きたい場所に行くことだけを考えれば、利用者の移動には便利な商品であるともいえる。 ・電動車椅子を使用する目的が何なのかを明確にすることが重要。 ・1 回目の練習ですぐに貸与するのではなく、2～3 回の練習を経て貸与するようにしている。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・商品自体は危ないものではなく使用者次第である。電動車椅子を車両として認識してしまうユーザーもいるので、車道ではなく歩道での使用を強調して指導するケースもいる。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・危ないものとは思っていない。道路交通法等の不遵守や認知面が落ちていないかなどのリスクはある。
ハンドル形電動車椅子に関する貸与プロセス（マニュアル等の有無）	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の確認、目的地までの確認（交差点、道路状況、交通量等）、練習は 2～3 回は実施する。 ・練習期間は 1～2 日おきに連続して実施する。導入の際の決め事は確認している。 ・導入までのマニュアルはないが、危険な場所を重点的に練習するようにしている。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ADL、認知面、対面での意思の疎通、30 分程度の運転の確認、危険な個所、動作の確認を実施。 ・デモ期間中（1 週間程度）は使用時にスタッフ、家族、ケアマネジャーと一緒に付き添ってもらおう。 ・レンタルは 1 機種のみである。導入までのマニュアルはない。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・テクノエイド協会の手引きにあるチェックリストを使用。 ・身体状況、使用環境、使用条件を 4 者（相談員、ケアマネジャー、本人、家族）で確認。
貸与可否の判断プロセス・判断基準・判断権限者	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストは設けていない。導入時の判断も必要だが、導入後の貸与中止の判断が重要である。 ・日常生活が困難、地域参加が出来ない、病院や買い物に行けない等の場合に貸出している。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストは設けていない。認知面で操作方法を覚えられない方はお断りしているが、割合的には 1 割程度である。

I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストで確認し、4者で判断しているが、本人の意思を尊重している。法律がない分野なので、貸出の判断基準があると事業所としてはありがたい。
利用者に対する安全指導の内容・方法（貸与決定前、貸与決定後）、導入時の留意点 貸与後の相談員の関与・モニタリングの有無・程度 事業所における定期点検・故障対応	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検を兼ねて6カ月毎にモニタリングを実施。実際に操作してもらって確認している。 ・地域の民生委員や公民館長から利用者の利用状況の話を聴取できる機会があったら良いと思っているが、実際にはケアマネジャーや近所から話を聞かないと、利用状況を確認することができない。 ・操作等に不安のある方は3か月後にモニタリングを実施するケースもある。 ・定期点検はチェックリストを使用して確認している。 ・現在の電動車椅子は充電回数、走行距離、使用期間、バッテリー残量の4項目の数値を初回導入時と6か月後にチェックするなど、数値で見える化をしている。 ・自社のモニタリング委員会作成のモニタリングチェックシートを使用して、モニタリングを実施。 ・現在の貸出は10数台程度。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・導入1か月後に使用状況を確認している。 ・宮崎営業所の場合は、3か月毎に必ずモニタリングを実施して、ケアマネジャーに報告している。他の事業所は6か月毎の定期点検時にモニタリングも実施している。 ・稀にケアマネジャーから情報をもらうこともあるが、自ら情報を取りに行かないと情報は入ってこない。 ・現在の貸出台数は自身の担当分で5台。都城営業所全体では20台程度
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車椅子に限っては、毎月モニタリングを実施している。 ・2か月毎に点検表を使用して点検・整備している。特に傷等の確認を重点的に行っている。 ・現在の貸出台数は10台程度
事故情報・ヒヤリハット情報等の把握・収集（方法・しくみ） これまでに経験した事故・ヒヤリハット・苦情等の有無	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・事故であれば、本人、ケアマネジャーから情報が入り、現場に駆けつける。 ・定期的なモニタリングでは、傷の状況などでヒヤリハットを確認している。 ・導入時には小さな事故の場合でも連絡をするように利用者に徹底している。 ・事故報告の頻度としては月に1件程度。 ・貸与中止の場合は、他のサービス等が使用できるかどうかなどの確認もする。 ・レンタル中止は年に1～2件程度。認知面の低下、下肢筋力の低下などが主な理由である。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハットの情報はファイリングしている。 ・自動車との接触事故があり、本人から連絡が入った後、ケアマネジャーと駆けつけた事例があった。 ・事故報告の書式はあるが、事故対応のためのマニュアルはない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル中止の事例はなし。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニに駐車していて、他の車にぶつけられてカバーが破損した事例が数件あった。 ・電動車椅子を導入中であったが、認知症が強くなり、利用範囲外の場所まで移動していたため、貸与を中止したケースがある。
好取組事例（事故防止や事故対応で効果があると考ええる工夫事例など）	
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング、メンテナンスに力を入れて実施している。書面でケアマネジャーに報告するようにしている。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車椅子の傷を毎月確認して、大きな事故につながる前に行動している。
専門相談員自身はどこで電動車椅子の操作の仕方を知ったか	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーや先輩からの指導のみ。新人については何度も現場に連れていき、OJTで実施。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・新人の頃のメーカーや先輩からの指導のみ。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーからの指導。安全に操作させるためのセリフや注意の仕方はメーカーの方が詳しい。
今回の調査研究事業（ガイドライン・手順書の作成）に係わる意見・要望等	
G 社	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時のチェックリスト、導入後（1か月後、3か月後、6か月後）のチェックリストがあると良い。
H 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン、手順書がないので作成してもらえると有り難い。
I 社	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が発行している既存の資料を使用しているが、もっと良いものを作ってほしい。また安全旗をつけるよう勧めてほしい。

3. 鹿児島県さつま警察署ヒアリング

(1) さつま警察署主催のハンドル形電動車椅子に係わる安全講習会の概要（直近開催）

開催時期	令和2年7月17日
開催場所	宮之城自動車学校（鹿児島県薩摩郡さつま町）
主催者名	鹿児島県さつま警察署
共催・協力	さつま町役場、株式会社スズキ自販鹿児島
参加者/概要	自動車の自動ブレーキとハンドル形電動車椅子の体験試乗を合同で実施。25名の方に試乗を交えて安全運転を説明。

(2) 開催の契機・背景等

開催の契機	<ul style="list-style-type: none"> 管内の自動車免許保有者の40%が65歳以上の高齢者。 管内の自動車事故の40%が65歳以上の高齢者による事故。 2019年度の鹿児島県内における高齢者の自動車事故発生伸び率ワースト1位がさつま警察署。 事故現場検証の際に、事故を起こした高齢者に免許返納を促すが、買い物など移動しなければ日々の生活が成り立たない環境の中、公共交通機関等の移動手段が脆弱な状況では、免許返納に応じられる人は少ない。このため、無理して運転せざるを得ない状況が次の事故につながる悪循環となっている。 この流れを少しでも改善したいと考え、自動車の自動ブレーキとハンドル形電動車椅子の体験講習会を同時に行ってもらえるスズキ自販鹿児島に依頼。 初開催は2019年9月27日で、15人が参加した。
さつま警察署における安全講習会の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 講習会の企画者は大木交通課長自身であり、以前からハンドル形電動車椅子に興味があった。 ハンドル形電動車椅子を実際に自身で使ってみて安全性を確認。運転免許返納後の乗り換えの際に、費用的にも提案しやすいと考えた。 講習会は、警察が展開する交通安全運動期間中に行っている（今年度の春の交通安全運動の時期は新型コロナウイルス感染拡大のため断念）。 講習会の開催場所は毎回、地元の宮之城自動車学校で行っている（春と秋に2回、自動車学校の無料開放日があるので、その機会を利用）。 熊本の玉名ナルセ工業のワンペダル（後付け運転サポート装置）の講習会も好評。予算がとれば、ナイトスクールなども開催したいと考えている。
安全講習会の広報	<ul style="list-style-type: none"> さつま町役場の危機管理課に自動車の安全運転指導員が一人在籍しており、この指導員が中心となって、地域の指導講習会の広報や案内を行っている（広報については管内の交番も協力）。 口コミでの案内が中心であり、広報チラシ等は特に作成していない（チラシ等で大掛かりに広報すると集まりすぎるため）。 さつま町役場の取り組みとして毎年2月に「交通安全メリット抽選会」を開催している。この抽選会は、安全講習会などに参加した時に付与されるポイントを合計6点集めると抽選会に参加できる仕組み（体験型で4点、座学で2点のポイントが付与される。抽選で商品券等が当たる） 「交通安全メリット抽選会」はさつま町役場で予算化。20年続く地域の活動となっている。

(3) ハンドル形電動車椅子に係わる安全講習会の詳細

<p>当日の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催：さつま警察署、共催：さつま町、さつま町交通安全協会 ・開催時間：14時～15時30分の1時間30分程度 *座学5～10分：講師は大木交通課長で、管内の交通事故の情勢などを説明 *試乗体験1時間20分：スズキ自販鹿児島（計5名）が説明（自動車の自動ブレーキとハンドル形電動車椅子の体験講習を相互に実施）。 ・体験用ハンドル形電動車椅子：1台。 ・参加景品：反射材付きのタスキを参加者全員に配布。
<p>安全講習会の開催 目的と効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：25名。 ・開催目的：自動車免許返納への意識付けと自動ブレーキサポートカーやハンドル形電動車椅子の案内による、高齢者の事故防止に向けた啓発。 ・開催効果：ハンドル形電動車椅子を保有していたが、公道で運転することが怖くて利用していなかった人が、この講習会に参加して、操作方法を学び、再び利用するきっかけにつながった。
<p>安全講習会での配布 資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さつま警察署：「シニアカー8つのポイント～安全・安心に乗っていただくために～」 ・スズキ自販鹿児島：電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き」

(4) その他

<p>他の講習会の開催状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の公民館等で交通安全講習やハンドル形電動車椅子の安全利用について呼ばれて講義する。機会が年間10回以上ある。 ・2020年9月25日に、イエローハットで「後付ペダル講習会」を予定している。
<p>ハンドル形電動車椅子の事故発生状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の定義：車や貨物等との衝突。 ・鹿児島県内発生件数 *平成30年度：4件、令和元年度：4件、令和2年度（7月末時点）：4件。 *令和2年度の4件の内訳は、死亡1・重傷2・軽傷1。
<p>その他コメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドル形電動車椅子を含む安全講習会は、積極的に開催した方が良い。 ・踏切、坂道を用いた運転指導を習得するための場所として自動車学校は最適。 ・座学より体験型の方が参加者の反応が良い。

4. 京都市地域リハビリテーション推進センター

(1) 安全講習会の内容（直近開催の概要）

開催日時	令和2年3月3日(火)
開催場所	京都市地域リハビリテーション推進センター 3階体育館
主催者名	京都市地域リハビリテーション推進センター
共催協力	京都府警察中京警察署、電動車いす安全普及協会
内容	<p>① 交通ルールについて (30分) 京都府警察中京警察署・交通総務課署員から、道路交通法における電動車椅子と人や自転車、車との関係を中心に、交通ルールの遵守について解説。</p> <p>② 電動車椅子の種類と基本操作について (30分) 推進センター職員や作業療法士から、電動車椅子の種類や機能上の特徴、始動方法や手動でのクラッチ操作、及び操作上の注意点等について解説。</p> <p>③ 実技演習 (75分) 会場（体育館）に設定した模擬コースを走行。 ○交差点での一旦停止と目視確認 ○信号のない交差点を走行してくる車に対する注意確認 ○駐停車中の車（障害物）の脇を走行する際の前方、後方等の目視確認 ○スラロームにおける操作 ○スロープにおける操作、乗車位置の体感 ○前進、後退、方向転換操作 ○段差での操作や乗り越えられる段差の高さ等の理解 ○踏切での操作や安全確認 ○電動車椅子（ハンドル形、ジョイスティック形等）の種類に応じたスピード感や基本操作方法の実際</p>
使用した電動車いすの種類と台数	<p>電動車いす安全普及協会からの借用：ハンドル形3台、普通形2台、簡易形2台（アシスト形1台含む） 推進センター：普通形2台、簡易形1台</p>
参加者	13名

(2) 開催の契機・背景等

開催の契機	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から毎年開催している。当時のセンター職員間で電動車椅子の事故の増加について認識したことが契機。 背景としては、当センターが身体障害者更生相談所を兼ねており、補装具給付の判定業務を行っていることが挙げられる。 また、当センターの前身は、障害者リハビリテーション推進センターであり、障害者の方への電動車椅子の操作指導を行っていた経緯も関係している。 当センター3階にある体育館の設備を持ち合わせていたことや、リハビリのためのスロープを寄贈等により所有していたことも安全講習会開催にプラスに働いた。
同センターにおける安全講習会の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 警察署との関わりは、平成19年当時、全国でモデル事業的に開催されていた安全講習会の情報を調べて、当センターから依頼したことがきっかけ。 電動車いす安全普及協会への協力依頼の経緯詳細は分からないが、介護保険制度の福祉用具貸与で利用されるようになったハンドル形電動車椅子の調達を

	<p>検討するにあたり、電動車いす安全普及協会との関係ができたことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々、身体障害者リハビリセンターで普通型や簡易型を取り扱っているため、安全講習会もハンドル形だけに特化した企画ではない。 ・電動車いす安全普及協会から安全講習会で使用する電動車いすを借用するにあたり、協会の方が、電動車椅子を会場に運んでくれた際に、自然発生的に講習会参加者に電動車椅子の説明や操作方法等を教えるようになったことで、今の形が出来上がった。
安全講習会の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報発表、市民しんぶん、ホームページへの掲載。 ・関係機関への案内メールとちらしの送付。

(3) 安全講習会の詳細

安全講習会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、定員 20 名で年 2 回開催。毎回 15 名前後の参加で続けられている。今年度も 10 月を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。来年 3 月 2 日の開催は予定している。 ・座学 30 分×2 回、休憩 15 分、体験 75 分の合計 150 分で時間に過不足なく参加者が体験まで出来ている。 ・座学は全員で受講して、体験から参加者を二班に分ける。二班の分け方に特にルールはない。 ・センター職員 10 名を模擬体験コースの各コーナーに配置しており、当日の安全性を確保している。 ・模擬体験コース上では、スロープを使った坂道操作や、板を 2 枚並べて踏切の溝に模した状態で斜め横断の体験を設けている。ちなみに当センター近くの踏切も斜め横断。 ・電動車いす安全普及協会の方は、体験前に参加者が電動車椅子を選ぶときの助言や、選んだ電動車椅子の操作方法を説明する役割。模擬コース体験前の周回練習の時に一人一人に付いて指導している。 ・初めて乗る参加者は最初の周回練習が重要。操作習得やスピード設定などを重視している。 ・講習会終了後の振り返りで問題点を明らかにし、次回開催時に改善を図るようにしている。
安全講習会の事業としての位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターの事業として位置づけているが、この事業のための予算の確保等は行っていない。 ・会場も施設内の体育館を使っているため無料であり、電動車いすの調達も協力を得られている。案内ちらしの作成に経費がかかるが、全体予算から捻出できている。 ・開催の決裁は、年間の事業計画に位置付けているものであり、最終的には所長及び課長以上の会議等で決定するが、開催することが前提の事業である。 ・京都府としての安全講習会の取り組み事例の有無は特に聞いていない。
安全講習会の使用・配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中京警察署作成の交通ルール遵守のスライド（投影）。 ※警察署員の担当者が交代しても資料精度が変わることはない。 ・京都市地域リハビリテーション推進センター作成の講習資料（配布）。 ・電動車いす安全普及協会作成冊子「電動車いすの安全利用」（配布）

(4) その他

安全講習会への相談員の関与状況について	<ul style="list-style-type: none">・昨年度の開催においては、相談員の参加はなし。・地元の福祉用具、介護用品協会には案内ちらしを送付している。
本事業に関する意見、要望について	<ul style="list-style-type: none">・踏切での事故でアクセルレバーの握り込みにより、緊急停止したことが起因となっている事例が聞かれるが、レバーを離すと緊急停止が解除されて動かせるので、このあたりをしっかりと説明してほしい。・踏切を渡る時間について正確な判断がつかない場合もあるが、警報機は急に鳴り出すので、踏切内に取り残された場合の対処方法や、踏切外端の段差への対応などを検討してほしい。

5. ヒアリング調査のまとめ

一連のヒアリング調査を通じて、事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与実務の実態や、安全講習会の実際の運営内容などの貴重な情報が得られた。

本ヒアリング調査にて把握できた傾向的な内容は概ね以下の通りであり、ここで得られた、知見や情報も踏まえながら、ガイドライン・指導手順書の構想検討を進めた。

(1) ハンドル形電動車椅子の貸与実務における評価・指導

① 問い合わせ対応

利用者本人やケアマネジャーからの問い合わせが多い。問い合わせがあった際は、利用者宅を訪問し、使用目的、身体状況や意思疎通能力などを確認している。

② 操作指導

試乗を行い、操作面や交通ルール遵守の面で問題がないかどうか等について、チェックリストを使って確認。チェックリストについては独自に作成したものや、メーカー・業界団体が作成した既存のものなど、事業所によって異なる。

試乗については複数回実施する場合もある。また、使用予定ルートや危険個所の写真を地図上に表記し、利用者に渡すなどの工夫をしているケースもある。

③ 貸与可否の判断

利用者・家族・ケアマネジャーを含めた関係者で協議して貸与可否の判断を行う。協議の結果利用を見送る場合や、利用時は必ず同伴者が同行するなどの条件を書面で交付した上で、貸与を行う場合もある。

④ モニタリング・メンテナンス

頻度は月に1回～半年に1回で、機器の点検を兼ねる場合が多い。チェックリストを使ったチェックを実施しているが、チェックリストについては、独自に作成したものや、メーカー・業界団体が作成した既存のものなど、事業所によって異なる。

⑤ 貸与中止

複数の事業所で貸与を中止したケースがあり、理由としては以下が挙げられた。

貸与中止の理由	該当数
認知面の低下	6
飲酒運転	3
交通ルールの不遵守	1
使用条件の不遵守	1
下肢筋力の低下	1
体重が機器の耐荷重上限値を超過	1
遠方利用によるバッテリー切れ	1

⑥ 貸与中の事故

自動車との接触が複数あったほか、脱輪やバッテリー切れなどのケースもあったが、重篤な事故が発生した事業所はなかった。

⑦その他

ハンドル形電動車椅子の安全利用に向けた評価・指導の方法については事業所ごとに様々であり、相談員向けの教育も専ら先輩からの指導やOJTに依拠している。

このため、実務で役立つガイドライン、手順書、チェックリスト等の資料を望む声が多数寄せられるとともに、貸与可否の判断や指導の内容については、現場の相談員の総合的な判断に委ねる余地を残してほしいとの意見も複数寄せられた。

(2) 安全講習会

①開催の目的・背景

高齢者による自動車での交通事故が後を絶たない中、事故を減らすためには高齢者に免許返納を促すことが有効であるが、地域によっては日常生活が成り立たない高齢者が存在する。こうした問題を解決する方策の1つが、移動の代替手段として電動車椅子を利用してもらうことであり、そのためには電動車椅子の安全利用に関する講習の場が必要である。

②講習会の内容

開催頻度は概ね年1回～2回で、参加者数は1回あたり20人～30人程度、また1回あたりの所要時間は1時間半～2時間半である。

講習の主な対象は利用者（もしくは利用を考えている人）であるが、利用者の家族やケアマネジャーなどの関係者が参加するケースもある。当日の内容は座学が30分以下、実技指導が1時間以上という構成で、実技指導に重きを置いたカリキュラムとなっている。講習会の資料については、独自作成のもの（主に警察署の講義）や、既存の資料（電動車いす安全普及協会作成「電動車いす 安全利用の手引」など）を使用している。

③講習会の運営

運営面で特徴的なことは、電動車椅子の実機が必要なこと、および操作指導を行うために広くて安全な場所を確保することの2点が挙げられる。

電動車椅子の実機を用意するためには、メーカー等の協力が必要であり、また場所を確保するためには、自動車学校等の協力を得る必要がある。

その他、メーカー等に指導担当者の派遣を依頼する必要があることや、開催周知のためには自治体の協力を得る必要があることなど、開催のためには多方面の関係者に対して協力を依頼する必要がある。

V. 作業部会の設置とガイドライン・指導手順書の策定

文献調査や前述したヒアリング調査で得られた知見・情報をもとに、利用者の身体状況や認知機能の実態把握を行い、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理するべく、後述するアンケート調査の実施と並行して、ガイドラインの構成・項目・内容等を検討の上、ガイドライン・指導手順書の策定作業に着手した。

策定にあたり、ガイドライン・指導手順書の詳細検討を目的とした作業部会を設置するとともに、同作業部会にてモデル講習会の実施方法についても、併せて検討を行った（モデル講習会の開催内容については後述参照）。

1. 作業部会メンバーの構成

作業部会のメンバーは以下のとおりである。

<部会メンバー>

伊藤 広成	一般社団法人日本福祉用具供給協会	事務局次長
○藤田 佳男	千葉県立保健医療大学	准教授
○部会長		(敬称略・五十音順) (所属は令和3年3月時点)

<オブザーバー>

渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター	地域リハビリテーション部 部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	理事長
		(敬称略) (所属は令和3年3月時点)

<事務局>

山本 一志	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局長
肥後 一也	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局長代理
池本 和樹	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局
伊納 正宏	MS&ADインターリスク総研株式会社	製品安全グループ長
井上 泰	MS&ADインターリスク総研株式会社	上席テクニカルアドバイザー
青木 雅裕	MS&ADインターリスク総研株式会社	医療福祉専任コンサルタント
		(敬称略) (所属は令和3年3月時点)

2. 作業部会の開催状況

作業部会は下記の通り計4回開催した。

時期		回	議題
令和2年	10月5日	第1回	1. ガイドライン（案）について 2. 指導手順書（案）について 3. モデル講習会のカリキュラムについて
	10月22日	第2回	1. ガイドライン（案）について 2. 指導手順書（案）について 3. モデル講習会のカリキュラム・運営方法について
	11月5日	第3回	1. ガイドライン（案）について 2. 指導手順書（案）について 3. モデル講習会のカリキュラム詳細について
令和3年	1月18日	第4回	1. モデル講習会の振り返り 2. アンケート調査報告の練り上げ 3. ガイドラインと指導手順書の練り上げ

3. ガイドライン・指導手順書の検討

上記作業部会での論議を進めながら、ガイドライン・指導手順書の策定を進めた。策定にあたっての基本的なコンセプト、および策定にあたって留意した点については、それぞれ以下のとおりである。

(1) ガイドライン

①基本コンセプト

- ・実際のハンドル形電動車椅子の貸与実務において、利用者が安全に利用できるかどうかを相談員が見極める際の考え方や評価項目を示すものとした。
- ・実際の貸与実務の流れを踏まえ、以下の基本フローに沿った形で項目立てを行った。
「貸与依頼」→「面接（インテーク）」→「操作指導」→「福祉用具サービス計画書の作成」→「サービス担当者会議」→「契約（貸与開始）」→「モニタリング・メンテナンス」→「貸与中止対応」→「事故対応」
- ・各項目の内容については、冒頭で「何をすべきか」を端的に示した上で補足解説を行い、確認すべき事項や留意すべき事項について、図表を用いてわかりやすく示すとともに、安全利用の観点からのワンポイントアドバイスを記載した「安全利用のポイント」を末尾に盛り込むようにした。

②策定にあたって留意した点

- ・ハンドル形電動車椅子の特性と利用上のリスクについて、相談員自身の理解を促す内容を心がけた。とりわけ、消費者安全調査委員会が平成28年7月22日付で公表した「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」においては、再発防止策の中で、踏切道の走行や急坂の走行におけるリスクを回避・低減するための方策を求めていることから、これらのリスクを回避・

低減するための説明を充実させるようにしたほか、検討委員会での意見を踏まえ、死亡事故や重傷事故につながりやすい転落事故についても詳細な言及を行った。

- ・利用者のほとんどが高齢者であることを踏まえ、利用者の身体状況や認知機能の実態把握を踏まえた上で、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を明確化した。
- ・安全利用の判断は相談員のみでの評価で行うものではなく、利用者の家族、ケアマネジャー、かかりつけ医なども含むケアチームでの連携による多面的な評価・判断が重要であることを、全体を通じて示唆する内容とすることを心がけた。
- ・上記のほか、ヒアリング調査、アンケート調査、モデル講習会での参加者アンケートの結果から得られた情報のうち、作業部会での議論を経て、実務上重要あるいは有益と思われるものについては随時反映した。

(2) 指導手順書

①基本コンセプト

- ・相談員が利用者に対して指導する内容をまとめることとし、具体的には試乗段階における操作指導の場면을メインの対象としつつ、フォローアップ指導の観点で、貸与開始時の指導や、モニタリング・メンテナンス時における指導についても対象とした。
- ・各項目の内容については、冒頭で「何をすべきか」を端的に解説した上で、ガイドラインと同様に、後述する巻末資料の該当箇所を掲示するとともに、安全指導の観点からのワンポイントアドバイスを記載した「指導時のポイント」を末尾に盛り込むようにした。

②策定にあたって留意した点

- ・単に指導の項目・内容を示すのみでなく、なぜその内容が必要なのかについて、背景や理由を伝えるようにした。
- ・上記のほか、ヒアリング調査、アンケート調査、モデル講習会での参加者アンケートの結果から得られた情報のうち、作業部会での議論を経て、実務上重要あるいは有益と思われるものについては随時反映した。

(3) 巻末資料

①基本コンセプト

- ・ガイドラインや指導手順書で解説した内容について、相談員が現場で実践しやすくするために、操作指導時、モニタリング時、メンテナンス時におけるチェックリストを巻末資料として整備した。また事故報告書については、各事業者でバラバラなフォームを使用している実態が分かったことから、必要な項目を網羅した汎用フォーマットを作成の上、巻末資料に加えた。
- ・ガイドラインと指導手順書はそれぞれ独立したツールとしたが、「現実には、指導の時間の中で、学習効果や安全行動の形成ができるかどうかを評価している」との検討委員会での指摘を踏まえ、チェックリストについては、指導内容と評価項目を並列で確認できる体裁とした。

②策定にあたって留意した点

- ・チェック項目の検討に際しては、既存のツール類（「ふくせん 福祉用具サービス計画書」など）を活かす形で、項目の重複が生じないように配慮した。
- ・チェック項目が増えすぎると、現場でのチェック作業がかえって煩雑になることから、安全利用に関する評価・指導に絞り、かつ項目が増えすぎないように調整した（操作指導でA4サイズ表裏1枚、モニタリング・メンテナンスでA4サイズ片面1枚、事故報告書フォーマットでA4サイズ表裏1枚となるようにした）。
- ・上記のほか、ヒアリング調査、アンケート調査、モデル講習会での参加者アンケートの結果から得られた情報のうち、作業部会での議論を経て、実務上重要あるいは有益と思われるものについては随時反映した。

（４）適正かつ安全な利用に向けた利用者の状態像の整理について

ハンドル形電動車椅子が適正かつ安全に利用されるためには、利用者の身体状況や認知機能等の状態把握を適切に行った上で、利用に支障がある対象者については貸与を見送ることが、安全確保の観点からは極めて重要となる。

後述するアンケート調査結果からは、平均的な利用者像として「平均年齢は79歳、介護度は要支援2と要介護2が約3割ずつの二峰性、歩行能力は杖使用者が7割、認知機能は9割弱が一人で生活できる程度（認知症高齢者の日常生活自立度の自立とIの計）、視覚は95%が、聴覚は82%が問題なし」との状況が伺えるが、利用者個々の事情によっては貸与を見送るべきケースがあり得る。

このため、ヒアリング調査やアンケート調査においては、貸与を見送った、もしくは中止したケースについて設問を立てて情報収集を行うとともに、検討委員会メンバーの専門的な知見や作業部会での討議結果も踏まえた上で、「面接での主な確認事項と利用の見送りを検討すべき主な状況」に関する記述をガイドラインに反映させた。

「面接での主な確認事項と利用の見送りを検討すべき主な状況」（ガイドライン P6 参照）に関する記載内容及びその根拠は以下の通りである（下線部は、当協会によるヒアリング調査・アンケート調査で明らかになった、実際の貸与中止（もしくは貸与前の見送り）事例を反映したもの）。

①身体機能

主な確認事項	利用の見送りを検討すべき主な状況	根拠
上肢機能（手指の巧緻性を含む）の状況	<u>握力の低下</u> や <u>震え</u> 、 <u>巧緻動作の低下</u> 等でハンドルやアクセルレバー等の操作をスムーズに行えない。	適切な操作には一定の筋力が必要だが、アンケート調査では21%に上肢の麻痺、41%に上肢の筋力低下が認められた。また、貸与中止の例として、「本人の握力の低下、巧緻性の確認でハンドル操作が難しいと判断」との回答があったことを踏まえた。

下肢機能の状況 (歩行能力、移乗能力など)	下肢筋力の低下や麻痺による立位、歩行バランスの低下により、歩行や移乗が著しく困難である。	緊急時の避難には一定の歩行能力が必要であるが、アンケート調査では28%に下肢の麻痺、84%に筋力低下を認め、杖の使用者も70%であるなど、多くが歩行困難者であることを踏まえた。
体幹機能の状況、麻痺の有無や切断・欠損などの身体状況	体幹の機能に障害があり <u>着座姿勢が安定しない</u> 。四肢に欠損や麻痺があり、補助具や代替手段を用いても適切に操作が出来ない	坂道での転倒事故の事例があり、「路面の傾斜に対して適切な姿勢を維持し、重心を安定させることが安全確保のために重要である」旨検討委員会のメンバーから専門的意見があったこと、また、アンケート調査における貸与中止の理由として、「シート（座面）上で座位の姿勢が不安定」との回答が挙げられたことなどを踏まえた。
見えにくさ	視力の著しい低下等により、道路標識等の認識に困難がある。視野が狭く、脱輪、転落等を引き起こす可能性が高い。	見えにくさがある利用者は5%と多くはないものの、自動車では運転に必要な情報の9割を視覚から得ているため重要であると検討委員会メンバーから意見があったことを踏まえた。
聞こえにくさ	補聴器等を用いても、10mの距離で踏切の警報音や救急車のサイレン等が聞こえない。	今回のアンケート調査ではないものの、踏切事故の一部に、警報音が覚知できず線路に進入した事例があることを踏まえた。また、視野範囲外の接近車両を覚知するために、聴覚機能は相応に重要であるという検討委員会メンバーの専門的な知見を取り入れた。

②認知機能

主な確認事項	利用の見送りを検討すべき主な状況	根拠
注意力、記憶力、意思疎通のスムーズさ、など	ゼスチャーや図示などの補助手段を用いても意思疎通に問題がある。会話が成立しない。 <u>基本操作や安全利用のための手順などが習得されな</u>	アンケート調査で、87.5%が家庭内、社会的に自立しているものの（自立およびI）、誰かが注意していれば自立でき

	い。運転に必要な注意力に欠ける、または一定時間維持できない。 <u>記憶力の低下があり注意事項を守れない。</u>	る（Ⅱ）、たびたび道に迷うなどの家庭外での問題が認められる（Ⅱa）利用者がそれぞれ5%程度存在し、使用環境によっては相応にリスクがあることや、ヒアリング調査及びアンケート調査のいずれにおいても、貸与中止の理由として、「認知面の低下」との回答が複数挙げられたことを踏まえた。
--	---	--

③利用環境

主な確認事項	利用の見送りを検討すべき主な状況	根拠
主な利用目的地、利用ルート、利用時間帯における安全性	急坂や踏切の利用が不可欠である（迂回路がない）、夜間の利用が不可欠である等で、安全に通行できることが見込めない。	利用環境の評価は直接安全性に影響するため非常に重要である。アンケート調査でも、段差・縁石・側溝（74%）、自動車交通量（71%）のほか、坂道や踏切など、事故事例を踏まえたリスクがある箇所の確認を行っていることが明らかとなり、作業部会での討議を踏まえて取り入れた。
保管・乗降スペース、充電の可否	保管・乗降のスペースがない。保管場所に充電設備がない。	
自宅前道路における安全性	保管場所から道路に出る際の安全性に重大な問題がある。	

④その他

主な確認事項	利用の見送りを検討すべき主な状況	根拠
運転態度、日ごりの行動癖など	安全利用のための指示に従おうとしない（ <u>飲酒運転、交通法規の不遵守、使用条件の不遵守、注意事項の不遵守</u> ）。適切でない飲酒習慣や薬剤・薬物の乱用がある。	アンケート調査において飲酒や注意事項の不遵守による貸与中止事例があること、またヒアリング調査における貸与中止事例14件のうち、飲酒を原因とするものが3件、飲酒を含んだ貸与条件の不遵守が5件存在することを踏まえた。

なお前述の通り、利用者の状況は人によって様々であり、また上記の内容を厳格に適用してしまうと、福祉用具貸与の本来の目的であるQOLの向上とのバランスを失する恐れもある。

このため、上記の内容は、あくまでもハンドル形電動車椅子の貸与可否を判断するための目安の1つとして位置づけ、ガイドラインの本文では「『利用の見送りを検討すべき状況』は、必ずしも利用自体を否定するものでなく、安全に利用できる方策があれば、次のステップに進めて構いません」との注釈を加えた。

VI. アンケート調査の実施

1. 相談員向けアンケート調査について

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

高齢者によるハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が依然として続いている。この死亡・重傷事故の現状を踏まえ、介護保険制度において、ハンドル形電動車椅子のサービス提供を行っている相談員の取り組みの実態を把握し、有効な事故防止策の提言につなげることが重要である。

そこで本調査では、相談員を対象に、担当した事例にもとづいた、貸与可否を判断する際の基準やその内容、事故防止の対応等について実態把握及び課題抽出を行い、福祉用具貸与におけるハンドル形電動車椅子の使用上の事故防止に向けたガイドラインや利用者への安全利用に係る指導手順書等の策定につなげることを目的として実施した。

②調査対象

本調査では以下を対象にアンケート調査を実施した。

- ・全国の福祉用具貸与事業所（会員事業者を中心に無作為抽出） 1,000 ヲ所

③調査期間

令和2年10月2日～令和2年10月31日

④調査方法

送配布、WEB・郵送回収

⑤回収状況

有効回収枚数 412枚 有効回収率 41.2%

⑥調査項目

主な調査項目は以下のとおり。

【表1】 アンケート項目

問番号	調査項目
I	1. 法人基本情報 ・所在地 ・福祉用具貸与事業所の総数 ・福祉用具貸与事業所の従業員数 ・福祉用具専門相談員の経験年数 ・ハンドル形電動車椅子の貸与台数 ・ハンドル形電動車椅子の調達方法
	2. 記入者情報 ・福祉用具専門相談員としての経験年数 ・福祉用具専門相談員以外の保有資格
II	1. 利用者の基本情報 ・年齢 ・性別 ・介護度 ・身長/体重 ・移乗 ・座位保持 ・屋内歩行 ・屋外歩行 ・移動 ・意思の伝達 ・視覚 ・聴覚 ・外出頻度 ・日常の意思決定 ・主な疾病 ・麻痺 ・筋力低下

		<ul style="list-style-type: none"> ・障害高齢者の日常生活自立度 ・認知症高齢者の日常生活自立度 ・生活環境 ・他のサービス利用状況 ・利用している福祉用具 ・杖の使用 ・ハンドル形電動車椅子の保管場所 ・自動車免許の保有歴 	
2.	貸与したハンドル形電動車椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー名 ・商品名 ・機種名（型式） ・登降坂性能に関する警告機能の有無 	
3.	貸与前評価	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与のきっかけとなった者 ・貸与目的 ・身体状況で確認したもの ・認知機能に関する情報の入手方法 ・試乗の有無、実施方法、試乗回数とそう試乗時間試乗 ・試乗してもらわなかった理由 ・操作指導する際の苦労した点 ・貸与可否を検討する際の最重要判断項目 ・貸与可否を検討する際の参考関係等者 等 	
4.	貸与にあたっての使用法や使用上における注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・操作手順や注意事項等の方法 ・使用環境での確認事項 ・坂道のリスクの度合いの説明方法 ・坂道の傾斜角度の傾斜角度の確認方法 ・踏切のリスクの度合いの説明方法 等 	
5.	貸与後のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの実施状況（頻度、理由、確認項目） 	
6.	貸与後の保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検の実施状況（頻度、理由、確認項目） 	
7.	モニタリング・保守点検の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果の利用者への説明方法 ・情報共有の関係者 	
8.	事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の第一報の連絡者 ・事故発生時の対応や手順の利用者への説明方法 	
III	1.	ヒヤリハット	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハットの有無 ・ヒヤリハット後の貸与継続の有無、貸与継続理由や指導内容
	2.	ハンドル形電動車椅子に関する研修（教育）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全講習会を実施または参加の有無 ・社内研修の受講の有無、回数 ・社外研修の受講の有無、回数
IV	1.	ハンドル形電動車椅子に関するマニュアル等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与マニュアルの有無、参考資料
	2.	事業所における貸与後のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの実施状況（頻度、確認項目等）
	3.	事業所における貸与後の保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検の実施状況（頻度、確認項目）
	4.	モニタリング・保守点検の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果の利用者への説明方法 ・情報共有の関係者
	5.	事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアルの有無 ・事故件数、事故内容、貸与継続の有無、貸与継続の理由、指導内容
	6.	安全性を理由に貸与を中止した事例	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与を安全性の理由で中止した事例の有無 ・貸与を中止した理由、具体的内容
	7.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見、ご要望

(2) アンケート調査結果

①福祉用具貸与事業所

福祉用具貸与事業所の属性は以下のとおりであった。

※【表】の数値が2段になっているものは、上段は数を表し、下段は割合(%)を表す

【表2】法人の所在地別人数（カッコ内は総数に占める割合）

北海道	13(3.2)	東京都	41(10.0)	滋賀県	5(1.2)	香川県	3(0.7)
青森県	7(1.7)	神奈川県	18(4.4)	京都府	7(1.7)	愛媛県	7(1.7)
岩手県	5(1.2)	新潟県	6(1.5)	大阪府	47(11.4)	高知県	-
宮城県	6(1.5)	富山県	5(1.2)	兵庫県	19(4.6)	福岡県	18(4.4)
秋田県	5(1.2)	石川県	5(1.2)	奈良県	9(2.2)	佐賀県	3(0.7)
山形県	6(1.5)	福井県	3(0.7)	和歌山県	5(1.2)	長崎県	5(1.2)
福島県	10(2.4)	山梨県	2(0.5)	鳥取県	2(0.5)	熊本県	5(1.2)
茨城県	5(1.2)	長野県	9(2.2)	島根県	5(1.2)	大分県	5(1.2)
栃木県	7(1.7)	岐阜県	10(2.4)	岡山県	3(0.7)	宮崎県	4(1.0)
群馬県	8(1.9)	静岡県	10(2.4)	広島県	7(1.7)	鹿児島県	5(1.2)
埼玉県	19(4.6)	愛知県	21(5.1)	山口県	3(0.7)	沖縄県	3(0.7)
千葉県	12(2.9)	三重県	8(1.9)	徳島県	1(0.2)	総数	412

【表3】法人が運営する福祉用具貸与事業所の総数

総数	1か所	2～5か所	6～10か所	11～15か所	16～20か所	21か所以上	無回答	平均(か所)	最小値	最大値
412	214 51.9	92 22.3	32 7.8	20 4.9	13 3.2	40 9.7	1 0.2	7.79	1	135

【表4】法人が運営する福祉用具貸与事業所の従業員数（福祉用具専門相談員の数）

総数	1～2人	3人	4～5人	6～9人	10人以上	無回答	平均(名)	最小値	最大値
412	62 15.0	59 14.3	59 14.3	55 13.3	169 41.0	8 1.9	56.3	1	929

【表5】福祉用具専門相談員の経験年数別人数

総数	1年未満	1～5年未満	5～10年未満	10年以上
1306	273 20.9	342 26.2	335 25.6	356 27.3

【表6】事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与台数

本調査（2020年7月末時点）における、全体412事業所の貸与台数の総計は11,361台であった。

総数	0台	1～10台	11～25台	26～50台	51台以上	無回答	平均 (台)
412	56 13.6	200 48.5	65 15.8	29 7.0	34 8.3	28 6.8	29.59

【表7】事業所におけるハンドル形電動車椅子の調達方法

総数	主に自社で調達・保有	主にレンタル卸を利用	「1」と「2」を併用	無回答
412	50 12.1	324 78.6	30 7.3	8 1.9

②アンケート回答者

アンケート回答者の属性は以下のとおりであった。

【表8】福祉用具専門相談員としての経験年数

総数	1年未満	1～5年未満	5～10年未満	10年以上	無回答	平均(年)
412	4 1.0	41 10.0	108 26.2	250 60.7	9 2.2	11.62

【表9】福祉用具専門相談員以外に保有している資格（複数回答）

総数	准看護師	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	介護支援専門員	介護職員初任者研修	実務者研修	その他
255	1 0.4	1 0.4	6 2.4	40 15.7	1 0.4	34 13.3	55 21.6	13 5.1	104 40.8

③ハンドル形電動車椅子を貸与した実事例

ハンドル形電動車椅子を貸与した実事例の集計は以下の通りである。

※実事例に基づき、回答があったものを集計しているため、項目によって回答総数が異なっている。

1) 利用者の基本情報

【表10】平均年齢

	平均年齢（歳）	最高齢（歳）
総数	79.28	100
男性	77.88	100
女性	80.24	95

【表11】性別

総数	男性	女性
370	256 69.2	114 30.8

【表12】介護度

総数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
365	61 16.7	104 28.5	61 16.7	104 28.5	25 6.8	7 1.9	3 0.8

【表13】身長・体重

	平均身長（cm）	平均体重（kg）
全体	158.64	56.23
男性	160.88	54.75
女性	150.51	56.23

【表14】 移乗

総数	介助されていない	見守り等	一部介助	全介助
364	274 75.3	73 20.1	16 4.4	1 0.3

【表15】 座位保持

総数	できる	自分の手で支えればできる	支えてもらえればできる	できない
367	317 86.4	46 12.5	3 0.8	1 0.3

【表16】 屋内歩行

総数	つかまららないでできる	何かにつかまればできる	一部介助	できない
364	117 32.1	224 61.5	12 3.3	11 3

【表17】 屋外歩行

総数	つかまららないでできる	何かにつかまればできる	一部介助	できない
360	63 17.5	222 61.7	51 14.2	24 6.7

【表18】 移動

総数	介助されていない	見守り等	一部介助	全介助
363	225 62.0	93 25.6	38 10.5	7 1.9

【表19】 意思の伝達

総数	意思を他者に伝達できる	ときどき伝達できる	ほとんど伝達できない	伝達できない
366	357 97.5	7 1.9	1 0.3	1 0.3

【表20】 視覚

総数	普通 (日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前においた視力確認表の図が見える	見えているのか判断不能
364	346 95.1	15 4.1	3 0.8	- -

【表21】 聴覚

総数	普通	普通の声がやっと聞こえる	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	ほとんど聞こえない	聞こえていないのか判断不能
364	299 82.1	46 12.6	18 4.9	1 0.3	- -

※「ほとんど聞こえない」に回答した1事業所に直接ヒアリングを実施し、実像としては、「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」に該当することを確認した。

【表22】 外出頻度

総数	週1回以上	月1回以上	月1回未満
366	327 89.3	36 9.8	3 0.8

【表23】 日常の意思決定

総数	できる	特別な場合を除いてできる	日常的に困難	できない
367	341 92.9	24 6.5	2 0.5	- -

【表24】 主な疾病(自由記載)

脳血管疾患等	整形外科疾患	内部疾患 (糖尿病・呼吸器・循環器)
92	141	97

【表25】 麻痺・上肢

総数	有	無
351	74 21.1	277 78.9

【表26】 麻痺・下肢

総数	有	無
354	99 28.0	255 72.0

【表27】 筋力低下・上肢

総数	有	無
346	142 41.0	204 59.0

【表28】 筋力低下・下肢

総数	有	無
354	297 83.9	57 16.1

【表29】 障害高齢者の日常生活自立度

総数	自立	J 1	J 2	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2
305	66 21.6	60 19.7	100 32.8	43 14.1	25 8.2	9 3.0	2 0.7	- -	- -

【表30】 認知症高齢者の日常生活自立度

総数	自立	I	II	II a	II b	III	III a	III b	IV	M
313	202 64.5	72 23	15 4.8	15 4.8	6 1.9	- -	3 1	- -	- -	- -

【表31】 生活環境

総数	独居	配偶者との2人暮らし	子との2人暮らし	その他
366	137 37.4	121 33.1	31 8.5	77 21.0

【表32】 他のサービス利用状況（複数回答）

総数	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	訪問入浴	通所介護	通所リハビリ
265	126 47.5	37 14.0	34 12.8	2 0.8	107 40.4	73 27.5

【表33】 利用している福祉用具（複数回答）

総数	車椅子（付属品含）※今回質問のハンドル形電動車椅子を除く	特殊寝台（付属品含）	床ずれ防止用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト （つり具の部分を除く）	自動排泄処理装置
229	54 23.6	86 37.6	9 3.9	1 0.4	123 53.7	26 11.4	59 25.8	49 21.4	- -	7 3.1	1 0.4

【表34】 杖の使用

総数	使用している	使用していない
359	254 70.8	105 29.2

【表35】 ハンドル形電動車椅子の保管場所

総数	玄関内	倉庫	ガレージ	軒先	その他
368	42 11.4	53 14.4	128 34.8	120 32.6	25 6.8

【表36】 自動車免許の保有歴

総数	あり	なし
356	266 74.7	90 25.3

2) 貸与したハンドル形電動車椅子の情報

(i) ハンドル形電動車椅子の銘柄名（メーカー名）（記述式）

ハンドル形電動車椅子の銘柄名（メーカー名）は「セリオ」が41.5%と最も多く、次いで「スズキ」が34.6%であった。

【表37】 ハンドル形電動車椅子の銘柄名（メーカー名）

総数	セリオ	スズキ	アテックス	フランスベッド	ヤマハ	ホンダ	クボタ	その他
364	151 41.5	126 34.6	28 7.7	12 3.3	11 3.0	9 2.5	6 1.6	21 5.8

(ii) 登降坂性能に関する警告機能の有無

登降坂性能に関する警告機能の有無に関しては、「有」が81.1%であった。

【表38】 登降坂性能に関する警告機能の有無

総数	有	無
333	270 81.1	63 18.9

④貸与前の評価について

1) 貸与のきっかけとなった人物

貸与のきっかけは、「利用者本人」が82.6%と最も多く、次いで、「介護支援専門員」が36.1%、「家族」が27.6%であった。その他ではかかりつけ医、病院のリハビリ担当、民生委員があった。

【表39】 貸与のきっかけとなった人物（複数回答）

総数	利用者本人	家族	友人・知人	介護支援専門員	介護サービス事業所 （福祉用具貸与事業所以外）	福祉用具専門相談員	その他
380	314 82.6	105 27.6	13 3.4	137 36.1	10 2.6	41 10.8	10 2.6

2) 貸与希望の目的

ハンドル形電動車椅子の貸与の目的は「買物」が79.2%、次いで「通院」が50%、「散歩」45%であった。その他では、ゴミ出し、畑仕事、郵便局などであった。

【表40】 貸与希望の目的（複数回答）

総数	買物	家族・友人への訪問	散歩	通院	通所	趣味・娯楽	飲食	仕事	その他
380	301	91	171	190	14	77	16	6	32
	79.2	23.9	45.0	50.0	3.7	20.3	4.2	1.6	8.4

3) 貸与する際に確認した身体状況

貸与する際に確認した身体状況では、「手指の巧緻性・利き手などの上肢機能」が85.0%と最も多く、次いで「屋外歩行能力」が82.1%、「認知機能」が81.6%であった。

【表41】 貸与する際に確認した身体状況（複数回答）

総数	身長・体重	手指の巧緻性・利き手などの上肢機能	麻痺の有無や切断・欠損などの身体状況	屋内歩行能力	屋外歩行能力	関節可動域制限の有無	見えにくさ（眼鏡の使用等）	聞こえにくさ（補聴器の使用等）	認知機能	その他
380	183	323	295	233	312	170	292	286	310	29
	48.2	85.0	77.6	61.3	82.1	44.7	76.8	75.3	81.6	7.6

4) 認知機能の入手経路

利用者の認知情報の入手先は「介護支援専門員からの基本情報」が94.2%と最も多かった。その他は、本人と面会時、サービス担当者会議時であった。

【表42】 認知機能の入手経路（複数回答）

総数	介護支援専門員からの基本情報	家族からの情報	他の医療・介護サービス事業所	相談員自ら何らかの認知機能検査を実施	特に入手していない	その他
380	358 94.2	179 47.1	49 12.9	13 3.4	6 1.6	22 5.8

5) 試乗について

試乗に関しては、「試乗してもらった」が98.2%で、その方法は「実際に使用するルート」が52.8%であり、次いで「利用者周辺の近距離」が40.9%であった。その他では「入院中の病院」もあった。

試乗回数は「1回」が52.9%と最も多く、次いで「2回」が24.8%であり、平均は1.64回であった。最も多く試乗した回数は「20回」であった。

総試乗時間は「1～30分」が48.6%と最も多く、次いで「31～60分」が31.5%であり、60分以内で80.1%であった。平均は55.64分であった。

試乗してもらわなかった理由は以下の内容であった。

- ・本人に話をしてみてもよくわからないみたいなので家族と相談の上決めた
- ・以前より同機種をご利用されていた
- ・利用者、家族からの要望が強く、試乗しなくても乗りたいという気持ちが大きかった

※回答のあったもののみを集計し、その割合を算出しているため、総数は異なっている。

【表43】 試乗の有無

総数	試乗してもらった	試乗してもらわなかった
380	373 98.2	7 1.8

【表44】 試乗方法

総数	実際に使用するルートを試乗してもらった	利用者宅周辺の近距離を試乗してもらった	利用者宅の敷地内程度で試乗してもらった	その他
362	191 52.8	148 40.9	19 5.2	4 1.1

【表45】 試乗回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	20回	平均(回)	最小値	最大値
368	218	102	34	6	5	2	1	1.64	0	20
	59.2	27.7	9.2	1.6	1.4	0.5	0.3			

【表46】 試乗時間

総数	1～30分	31～60分	61～90分	91～120分	121分以上	平均(分)	最小値	最大値
368	179	116	28	19	26	55.64	0	360
	48.6	31.5	7.6	5.2	7.1			

6) ハンドル形電動車椅子の操作を指導する際、苦勞した点(複数回答)

操作指導の際に苦勞した点では、「段差を通行する際の指導」が49.3%と最も多く、次いで「道路走行時の指導」が48.5%であった。「坂道走行の指導」は24.7%であり、「踏切横断時の指導」は14.1%であった。その他では、「車庫入れ時などのバック走行」などがあつた。

【表47】 ハンドル形電動車椅子の操作を指導する際、苦勞した点(複数回答)

総数	坂道走行の指導	踏切横断時の指導	道路走行時の指導	歩行者がいるところでの指導	交差点やT字路を通行時の指導	横断歩道通過時の指導	自動ドア利用時の指導	エレベーター利用時の指導	段差を通行する際の指導	溝を通行する際の指導	基本的操作方法の指導	危険行動を修正するための指導	苦勞した点はなかつた	その他
377	93	53	183	117	142	96	21	35	186	110	73	49	84	27
	24.7	14.1	48.5	31.0	37.7	25.5	5.6	9.3	49.3	29.2	19.4	13.0	22.3	7.2

7) 貸与可否を検討する際の判断項目として最も重視したこと

貸与を検討する際の判断項目で最も重視したことは「利用者の操作能力」で73.2%であった。

【表48】 貸与可否を検討する際の判断項目として最も重視したこと

総数	使用目的	利用者の身体状況	利用者の操作能力	使用環境	その他
355	27	45	260	17	6
	7.6	12.7	73.2	4.8	1.7

8) 貸与可否を検討する際、参考とした関係者（利用者本人を含む）

貸与を検討する際の意見で最も重要視されるのは「介護支援専門員」の84.4%であり、次いで「利用者本人」の77.7%であった。その他として、メーカーの担当者があった。

【表49】 貸与可否を検討する際、参考とした関係者（複数回答）※利用者本人を含む

総数	利用者本人	家族	介護支援専門員	医師	看護師	理学療法士・作業療法士	介護職	その他
377	293	238	318	41	6	47	22	26
	77.7	63.1	84.4	10.9	1.6	12.5	5.8	6.9

9) 関係者間における意見の一致について

関係者間で「意見が分かれた」のは3.2%あった。関係者間で意見が分かれたにもかかわらず、貸与した理由としては「本人の強い希望」によるものであった。

【表50】 貸与可否を検討する際の意見 ※利用者本人を含む

総数	意見が分かれた	意見は分かれなかった (全員一致)
376	12	364
	3.2	96.8

⑤貸与にあたっての使用方法の指導や使用上における注意喚起について

1) 利用者に対して操作手順や注意事項等の伝え方

利用者に対して操作手順や注意事項等の伝え方としては、「メーカー等が発行している冊子を使用して、操作手順注意事項を伝えた」が62.4%であった。

【表51】操作手順や注意事項等の伝え方

総数	利用者個々の動線の写真や地図等を作成し、操作手順や注意事項を伝えた	メーカー等が発行している冊子を使用して、操作手順や注意事項を伝えた	福祉用具サービス計画書の留意事項に記載して、操作手順や注意事項を伝えた	書面等は使用せず、口頭のみで操作手順や注意事項を伝えた	その他
359	16 4.5	224 62.4	53 14.8	48 13.4	18 5.0

2) 利用者の使用環境で確認した事項（複数回答）

利用者の使用環境で確認した事項で最も多いのが「段差・縁石・側溝」で74.3%であり、次いで「自動車交通量」が70.6%、「路面の状態」67.5%であった。「坂道」は57.7%、「踏切」は23.0%であった。

その他として、エレベーターの昇降や目的地の駐車場所、コンセンートの場所等があった。

【表52】利用者の使用環境で確認した事項（複数回答）

総数	坂道	踏切	自動車交通量	自転車交通量	歩行者通行量	路面の状態（舗装や悪路等）	路肩の傾斜	道幅（歩道幅）	横断歩道	段差・縁石・側溝	信号（青の時間の長短など）	交差点	トンネル	車庫とその出入口	その他
378	218 57.7	87 23.0	267 70.6	130 34.4	164 43.4	255 67.5	215 56.9	235 62.2	171 45.2	281 74.3	142 37.6	168 44.4	9 2.4	156 41.3	21 5.6

3) 坂道のリスク（「坂道」回答者）

坂道のリスクの度合いについては、「口頭のみ」が57.4%であり、「福祉用具サービス計画書等の書面」が36.8%であった。「説明しなかった」ところはなかった。

坂道の走行中の緊急事態の周知方法は、「利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した」が60.4%であった。また、傾斜角度の確認方法としては、「現地に行き、ハンドル形電動車椅子の登降坂性能に関する警告機能」を使用するが42.9%と最も多く、次いで、「現地に行き、目視のみで傾斜角度を確認した」が36.4%であった。「現地に行き、計器等を使用して傾斜角度を確認した」は15.7%であった。

【表53】 坂道のリスクの度合いについての説明

総数	福祉用具サービス計画書等の書面	口頭のみで説明した	説明しなかった	その他
204	75 36.8	117 57.4	- -	12 5.9

【表54】 坂道を走行中、緊急事態の周知方法を予め検討したか

総数	利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した	介護支援専門員とだけ検討した	利用者とだけ検討した	検討しなかった	その他
207	125 60.4	3 1.4	60 29.0	16 7.7	3 1.4

【表55】 坂道の傾斜角度

総数	傾斜角度10度以上	傾斜角度10度未満	確認しなかった
216	22 10.2	180 83.3	14 6.5

【表56】 傾斜角度の確認

（「1.10度以上」「2.10度未満」回答者）

総数	警告機能 現地に行き、ハンドル形電動車椅子の登降坂性能に関する	現地に行き、計器等を使用して傾斜角度を確認した	現地に行き、目視のみで傾斜角度を確認した	地図等で確認した	その他
198	85 42.9	31 15.7	72 36.4	5 2.5	5 2.5

4) 踏切のリスクの度合いについての説明（「踏切」回答者）

踏切のリスクの度合いについては、「口頭のみ」が51.2%であり、踏切での緊急事態の周知方法は、「利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した」が60.9%であった。また、踏切の確認としては、「現地に行き、踏切のリスクの度合いについて目視のみで確認した」が57.8%であった。

【表57】踏切の確認

総数	現地に行き、踏切のリスクの度合いについて計器等を使用して確認	現地に行き、踏切のリスクの度合いについて目視のみで確認した	地図等で確認した	確認しなかった	その他
83	10 12.0	48 57.8	10 12.0	5 6.0	10 12.0

【表58】踏切のリスクの度合いについての説明

総数	福祉用具サービス計画書等の書面	口頭のみで説明した	説明しなかった	その他
86	31 36.0	44 51.2	6 7.0	5 5.8

【表59】踏切での緊急事態の周知方法を予め検討したか

総数	利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した	介護支援専門員とだけ検討した	利用者とだけ検討した	検討しなかった	その他
87	53 60.9	3 3.4	20 23.0	9 10.3	2 2.3

⑥貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）について

モニタリングの頻度は「6カ月毎に実施」が47.6%と最も多く、「毎月実施」は27.4%であった。その他では、1週間後、2週間後や1年後があった。

モニタリングを実施した理由は「定期的を実施しているから」が94.6%であった。

モニタリング時に実施した項目としては、「利用者の身体状況」が89.2%と最も多く、次いで「福祉用具利用目標の達成状況」が84.6%であった。その他では、メーカーに委託、タイヤの溝、オイル漏れがあった。モニタリング時に最も重要視している項目は「利用者の身体状況」で37.6%であり、次いで「福祉用具利用目標の達成状況」が30.1%、「利用者の認知機能」が21.6%であった。

【表60】モニタリング実施の有無

総数	実施した	実施していない
380	352 92.6	28 7.4

【表61】モニタリングの頻度

総数	毎月実施	2カ月毎に実施	3カ月毎に実施	6カ月毎に実施	その他
351	96 27.4	17 4.8	57 16.2	167 47.6	14 4.0

【表62】モニタリングを実施した理由（複数回答）

総数	定期的 に実施 している から	サー ビス担 当者 会 議 で 意 見 が 出 た か ら	使 用 条 件 に 変 更 が 生 じ た か ら (使 用 ル ー ト の 変 更 等)	事 故 や 不 具 合 が 発 生 し た か ら	そ の 他
351	332 94.6	18 5.1	8 2.3	13 3.7	18 5.1

【表63】 モニタリング時に確認した項目（複数回答）

総数	福祉用具利用目標の達成状況	利用者の身体状況	利用者の認知機能	利用者の目的の変化	意欲・意向等の変化	家族の状況の変化	家族等の意見	使用環境・使用ルートの変化	その他
351	297 84.6	313 89.2	229 65.2	170 48.4	183 52.1	84 23.9	104 29.6	188 53.6	14 4.0

【表64】 モニタリング時において、最も重要視した項目

総数	福祉用具利用目標の達成状況	利用者の身体状況	利用者の認知機能	利用者の目的の変化	意欲・意向等の変化	家族の状況の変化	家族等の意見	使用環境・使用ルートの変化	他の医療・介護サービスからの意見	その他
319	96 30.1	120 37.6	69 21.6	5 1.6	5 1.6	- -	2 0.6	18 5.6	- -	4 1.3

⑦貸与後の保守点検（使用機器の不具合等確認）について

保守点検は「実施した」が90.3%であり、その頻度は「毎月実施」が44.4%と最も多く、次いで「6カ月毎に実施」が35.7%であった。

保守点検を実施した理由は、「定期的を実施しているから」が97.4%であり、保守点検時に確認した項目は、「車椅子の外観の傷」が91.2%と最も多かった。

【表65】 保守点検実施の有無

総数	実施した	実施していない
380	343 90.3	37 9.7

【表66】 保守点検の頻度

総数	毎月実施	2カ月毎に実施	3カ月毎に実施	6カ月毎に実施	その他
342	152 44.4	13 3.8	45 13.2	122 35.7	10 2.9

【表67】保守点検を実施した理由（複数回答）

総数	定期的 に実施 している から	サー ビス担 当者会 議で意 見が出 たから	使用 条件に 変更が 生じた から (使用 ルート の変更 等)	事故 や不具 合が発 生した から	その他
343	334 97.4	11 3.2	4 1.2	14 4.1	9 2.6

【表68】保守点検時に確認した項目（複数回答）

総数	車椅子 の外観 の傷	バッテ リー残 量表示	バッテ リーの 劣化・ 損傷	ヘッド ランプ の点灯 ・損傷	バック ミラー の損傷	手動ブ レーキ レバー	アクセ ルレバ ー	ホーン スイッ チ（警 告音）	前後進 切り替 えレバ ー	フロン トウイ ンカー の点灯 ・損傷	リヤウ インカ ーラン プの点 灯・損 傷	後方点 滅灯（ フラッ シユ） の点灯 ・損傷	タイヤ の空気 圧	反射板 の損傷	クラッ チハン ドル	シート の回転 レバー	その他
342	312 91.2	273 79.8	276 80.7	297 86.8	279 81.6	291 85.1	303 88.6	292 85.4	296 86.5	297 86.8	299 87.4	274 80.1	229 67.0	238 69.6	223 65.2	211 61.7	35 10.2

⑧モニタリングや保守点検の情報共有について

モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者への説明の主な方法は「利用者本人に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシートを使う」が65%であった。

モニタリング時や点検の結果を利用者以外に共有した関係者は「介護支援専門員」が76%と最も多く、次いで「家族」が47.5%であった。

【表69】モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者への説明の主な方法

総数	利用者 本人に 対し、 所定の モニタ リング シート や保守 点検時 のチェ ックシ ートを使 う	介護支 援専門 員に 対し、 所定 のモニ タリン グシ ートや 保守 点検 時の チェ ックシ ート	利用者 本人に 対し、 口頭 のみ で説明	介護支 援専門 員に 対し、 口頭 のみ で説明	説明 を行っ ていな い	その他
323	210 65.0	33 10.2	71 22.0	3 0.9	- -	6 1.9

【表70】 モニタリング時や点検時の結果について、利用者以外に共有した関係者
(複数回答)

総数	家族	介護支援専門員	他の介護サービス事業所	事業所内関係者	利用者以外に共有した関係者 はいない	その他
341	162	259	20	29	25	4
	47.5	76	5.9	8.5	7.3	1.2

⑨事故対応について

ハンドル形電動車椅子の使用中に事故が発生した場合、第一報を誰に連絡するよう、利用者に対して伝えたか(複数回答)に関して、事故発生時の第一報は「貸与事業所」が83.1%で最も多く、次いで「介護支援専門員」67.2%であった。

また、事故発生時の対応や手順については、「メーカー等が発行している冊子を使用して、対応要領を伝えた」が52%と最も多く、次いで「書面等は使用せず、口頭のみで対応要領を伝えた」が23.3%であった。

【表71】 事故が発生した場合の第一報の連絡先の案内(複数回答)

総数	ハンドル形電動車椅子の貸与事業所 (福祉用具専門相談員)	介護支援専門員	家族	介護サービス事業所	消防署(救急車)	警察	その他
378	314	254	185	27	79	149	11
	83.1	67.2	48.9	7.1	20.9	39.4	2.9

【表72】 事故が発生した場合の対応や手順について、利用者に対しての説明方法

総数	利用者個々に対応する手順等を記載した書面を作成し、対応要領を伝えた	メーカー等が発行している冊子を使用して、対応要領を伝えた	福祉用具サービス計画書の留意事項に記載して、対応要領を伝えた	書面等は使用せず、口頭のみで対応要領を伝えた	その他
373	34 9.1	194 52.0	45 12.1	87 23.3	13 3.5

⑩ハンドル形電動車椅子のヒヤリハットについて

ハンドル形電動車椅子のヒヤリハットに関して、「ある」は37.9%であった。このまま貸与していると事故につながりかねないことを自由記載にて回答いただいたところ、「ハンドル形電動車椅子のボディーに傷がある」「充電コードをつけたまま走行」「充電を忘れて、途中で止まる」といった内容であった。

ヒヤリハット報告後、貸与を継続したかどうかに関しては「貸与を継続した」が41.1%であり、「貸与を中止した」は50.7%であった。「貸与を継続した理由」は「日常生活で必要」が39.7%と最も多く、指導の内容としては「口頭での注意」が61.7%であった。

【表73】 ヒヤリハットの有無

総数	ある	ない
385	146 37.9	239 62.1

【表74】 ヒヤリハット後の貸与継続

総数	貸与を継続した	貸与を中止した	その他
146	60 41.1	74 50.7	12 8.2

【表75】 貸与を継続した理由（自由記載）

総数	日常生活で必要	本人・家族の希望	家族の支援	協議の上判断	その他
58	23 39.7	10 17.2	1 1.7	13 22.4	11 19.0

【表76】 指導した内容（自由記載）

総数	安全操作実地指導	口頭での注意	条件変更	その他
60	14 23.3	37 61.7	4 6.7	5 8.3

⑪ハンドル形電動車椅子に関する研修（教育）について

利用者向け体験型訓練等を交えた安全講習会の実施や参加があると答えた方は、21.6%であった。

ハンドル形電動車椅子に関する社内研修の受講状況は、直近一年間では「0回」が54.7%と最も多く、次いで「1回」が39.7%であった。また、ハンドル形電動車椅子に関する社外研修の受講状況は、直近一年間では「0回」が74.6%と最も多く、次いで「1回」が22.9%であった。

【表77】福祉用具専門相談員による利用者向け体験型訓練等を交えた安全講習の実施や、福祉用具専門相談員自身による同種講習会への参加の有無

総数	ある	ない
379	82 21.6	297 78.4

【表78】社内研修回数（直近一年間）

総数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	1 2回	平均 (回)	最小値	最大値
360	197 54.7	143 39.7	13 3.6	4 1.1	1 0.3	1 0.3	1 0.3	0.56	0	12

【表79】社外研修回数（直近一年間）

総数	0回	1回	2回	3回	平均 (回)	最小値	最大値
358	267 74.6	82 22.9	7 2	2 0.6	0.29	0	3

<事業所>

ハンドル形電動車椅子に関する事業所の対応の調査であり、有効回収の412事業所についてのものである。

⑫ハンドル形電動車椅子に関するマニュアル等の整備状況について

1) 事業所における貸与する際のマニュアルの有無

事業所において、ハンドル形電動車椅子のマニュアルがあるところは37.6%であった。

た、法人の事業所数が「21カ所以上」のところは82.1%の事業所で貸与マニュアルがあり、事業所が「1カ所」の単独の事業所では貸与マニュアルがあるところは32%であった。

【表80】 事業所における貸与する際のマニュアルの有無

総数	ある	ない	無回答
412	155 37.6	232 56.3	25 6.1

【表81】 事業所の総数と貸与マニュアルの有無

	総数	ある	ない
全体	387	155 40.1	232 59.9
1カ所	194	62 32.0	132 68.0
2～5カ所	88	30 34.1	58 65.9
6～10カ所	32	15 46.9	17 53.1
11～15カ所	20	9 45.0	11 55.0
16～20カ所	13	6 46.2	7 53.8
21カ所以上	39	32 82.1	7 17.9

2) 事業所におけるマニュアルは何を参考に作成したか (マニュアルが「ある」回答者)

事業所におけるマニュアルは、「各社メーカーが作成している冊子等」を参考にしているところが75.5%であった。その他としては、「平成28年7月の消費者安全調査委員会の意見具申」があった。

【表82】 事業所が参考にしているマニュアル (複数回答)

総数	電動三輪車四輪車使い方手引き 公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具シリーズ Vol.13」	「安全にご利用いただくために」 電動車いす安全利用の手引き	「電動車いすの安全利用の手引き」 公益財団法人日本交通管理技術協会	各社メーカーが作成している冊子等	特に参考にしたものはない	その他
155	58 37.4	62 40.0	11 7.1	117 75.5	3 1.9	16 10.3

3) 貸与する際に参考にしているマニュアル (マニュアルが「ない」回答者)

事業所におけるマニュアルがない場合、参考にしているものは「各社メーカーが作成している冊子等」が76.3%と最も多い。

【表83】 貸与の際に参考にしているマニュアル (複数回答)

総数	電動三輪車四輪車使い方手引き 公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具シリーズ Vol.13」	「安全にご利用いただくために」 電動車いす安全利用の手引き	「電動車いすの安全利用の手引き」 公益財団法人日本交通管理技術協会	各社メーカーが作成している冊子等	特に参考にしているものはない	その他
232	52 22.4	49 21.1	11 4.7	177 76.3	10 4.3	15 6.5

⑬事業所における貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）について

1) モニタリングの頻度

事業所としてモニタリングを定期的実施する頻度は「6カ月毎に実施」が59.7%と最も多い。

【表84】 定期的実施する頻度

総数	毎月実施	2カ月毎に実施	3カ月毎に実施	6カ月毎に実施	その他	定期的 に実施 して いない	無 回 答
412	66 16.0	13 3.2	50 12.1	246 59.7	3 0.7	5 1.2	29 7.0

2) 定期的実施していない場合モニタリングはどのような場合に実施するか？（複数回答）

定期的モニタリングを実施していない場合、「要請・依頼があった時」が60%、「事故や不具合が発生した時」が60%で実施することとしていた。

【表85】 定期的実施していない場合のタイミング（複数回答）

総数	要請・依頼があった時 (サービ ス担当者会議で意見が出た等)	使用条件に変更が生じた時 (使用ルートの変更等)	事故や不具合が発生した時	その他
5	3 60.0	-	3 60.0	2 40.0

3) モニタリング時に確認することになっている項目（複数回答）

事業所としてモニタリング時に確認する項目として最も多いのは、「利用者の身体状況」で、88.8%であった。次いで、「福祉用具利用目標の達成状況」で85.0%であった。

その他として、「ハンドルの操作性」「タイヤの溝」「電源コードの破損」「オイル漏れ」等があった。

【表86】モニタリングの確認項目（複数回答）

総数	福祉用具利用目標の達成状況	利用者の身体状況	利用者の認知機能	利用者の目的の変化	意欲・意向等の変化	家族の状況の変化	家族等の意見	使用環境・使用ルートの変化	他の医療・介護サービスからの意見	その他	無回答
412	350 85.0	366 88.8	272 66.0	254 61.7	254 61.7	190 46.1	225 54.6	246 59.7	99 24.0	14 3.4	28 6.8

⑭事業所における貸与後の保守点検（使用機器の不具合等確認）について

事業所として保守点検を定期的実施する頻度は、「6カ月毎に実施」が43.4%と最も多く、次いで「毎月実施」が31.3%であった。一方で、定期的に保守点検を実施していない場合、「要請・依頼があった時」が60%で、「事故や不具合が発生した時」が53.3%であった。

事業所として保守点検の確認項目で最も多かったのは、「車椅子の外観の傷」と「アクセルレバー」で82.8%であった。

【表87】定期的な保守点検の実施頻度（複数回答）

総数	毎月実施	2カ月毎に実施	3カ月毎に実施	6カ月毎に実施	その他	定期的に実施していない	無回答
412	129 31.3	15 3.6	40 9.7	179 43.4	5 1.2	15 3.6	29 7.0

【表88】 定期的に実施していない場合における保守点検実施のタイミング

総数	要請・依頼があった時（サービ ス担当者会議で意見が出た等）	使用条件に変更が生じた時 （使用ルートの変更等）	事故や不具合が発生した時	その他
15	9 60	1 6.7	8 53.3	5 33.3

【表89】 保守点検時の確認項目（複数回答）

総数	車椅子の外観の傷	バッテリー残量表示	バッテリーの劣化・損傷	ヘッドランプの点灯・損傷	バックミラーの損傷	手動ブレーキレバー	アクセルレバー	ホーンスイッチ（警笛）	前後進切り替えレバー	フロントウインカーの点灯・損傷	リヤウインカーランプの点灯・損傷	後方点滅灯（フラッシュ）の点灯・損傷	タイヤの空気圧	反射板の損傷	クラッチハンドル	シートの回転レバー	その他	無回答
412	341 82.8	310 75.2	310 75.2	336 81.6	322 78.2	330 80.1	341 82.8	326 79.1	326 79.1	332 80.6	333 80.8	317 76.9	251 60.9	290 70.4	270 65.5	261 63.3	55 13.3	48 11.7

⑮事業所におけるモニタリングや保守点検の情報共有について

モニタリングや保守点検時の結果について、利用者への説明方法として最も多かったのは、「利用者本人に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシートを使用して説明」で60.9%であり、「説明を行っていない」事業所は一つもなかった。

モニタリングや保守点検時の結果について、利用者以外の情報共有する関係者で最も多かったのは「介護支援専門員」の85.4%であった。

【表90】モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者への説明方法

総数	利用者本人に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシートを使用して説明	介護支援専門員に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシートを使用して説明	利用者本人に対し、口頭のみで説明	介護支援専門員に対し、口頭のみで説明	説明を行っていない	その他	無回答
412	251 60.9	42 10.2	56 13.6	1 0.2	- -	8 1.9	54 13.1

【表91】モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者以外の情報共有の関係者（複数回答）

総数	家族	介護支援専門員	他の介護サービス事業所	事業所内関係者	利用者以外にはいない	その他	無回答
412	210 51.0	352 85.4	16 3.9	49 11.9	16 3.9	6 1.5	26 6.3

⑩事業所における事故対応について

ハンドル形電動車椅子の事故が起きた際に対応するマニュアルがあることは46.6%であった。また、回答いただいた事業所において、事故対応マニュアルが「ある」ところは事業所数が「16～20か所」では84.6%、「21か所以上」では81.1%であり、「1か所」は42.6%であった。

【表92】事業所内にはハンドル形電動車椅子の事故が起きた際に対応するマニュアル等の有無

総数	ある	ない	無回答
412	192 46.6	182 44.2	38 9.2

【表93】事業所の総数と事故対応マニュアルの有無

	総数	ある	ない
全 体	374	192 51.3	182 48.7
1 か所	188	80 42.6	108 57.4
2～5 か所	85	45 52.9	40 47.1
6～10 か所	30	13 43.3	17 56.7
11～15 か所	20	12 60.0	8 40.0
16～20 か所	13	11 84.6	2 15.4
21 か所以上	37	30 81.1	7 18.9

【表94】事業所内で過去1年間（平成31年4月～令和2年3月）に発生したハンドル形電動車椅子の事故件数

総数	0 回	1 回	無回答	平均（件）
412	367 89.1	7 1.7	38 9.2	0.02

直近の事故1ケースに関わる事故内容（事故原因、対応内容等）については以下の8ケースの回答があった（自由記載）。

【表95】事故後も貸与を継続したケース

事故原因	対応内容	継続理由	指導内容
セニアカー停車中自動車がぶつかってきた	代車を貸し、修理	セニアカーが必要なため	相手が全面的に悪いので特に指導無し
脇見運転し、電柱に正面激突、反動でハンドルグリップに胸部強打	ケガの保険対応	脇見運転以外は運転に問題はなかった為	脇見運転をしないよう運転中は運転に集中すること
利用者がスーパーに買い物に行っていて、駐車場に停めていたら車がバックしてきて電動車椅子の前方のバンパー部分に軽く接触した	利用者は、電動車椅子に乗っていなかったが、警察を呼び後の対応はすませた。	相手方からぶつかってきた事故で、本人が電動車椅子に乗っていなかった為	特に指導はしていない

【表96】事故後は貸与中止したケース

事故原因	対応内容
歩道を走らず、車道を走っていた	利用を中止した。
利用者が自動ドアに突進しスーパーの自動ドアを破損。空間認識とブレーキ操作を誤った。	貸与料金に含まれている保険にて修繕対応を実施
側方から来た車の運転手の前方不注意	CM, ご家族より連絡あり、ご本人の容態確認と車両本体の状況について聞き取り後、社内報告。車両提供元の卸会社へ事故の件報告。
交差点で軽自動車と接触。	警察・救急へ通報（加害者） レンタル卸会社へ報告し加害者側保険会社と連絡。 保険者へ事故報告。
本人不注意	状況確認後、各々、損害賠償保険を使う、ケアカンファレンス後、使用中止。解約。

⑰ハンドル形電動車椅子の貸与中に、安全性を理由に貸与を中止した事例について
 ハンドル形電動車椅子の貸与を安全性の理由で中止した事例があるところは15.3%であった。

途中で貸与を中止した理由としては、「利用者の認知機能の変化」が57.1%と最も多く、次いで「利用者の身体条件の変化」が49.2%であった。

【表97】事業所内において、過去1年間（平成31年4月～令和2年3月）に、ハンドル形電動車椅子の貸与を安全性の理由で中止した事例の有無

総数	ある	ない	無回答
412	63 15.3	322 78.2	27 6.6

【表98】途中で貸与を中止した理由（複数回答）

総数	利用者の身体条件の変化	利用者の認知機能の変化	使用環境の変化	家族等の意向	利用条件の逸脱（飲酒運転等）	事故・ヒヤリハットの発生	その他
63	31 49.2	36 57.1	4 6.3	19 30.2	5 7.9	12 19.0	4 6.3

【表99】契約途中で貸与を中止した内容（自由記載）

身体面の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の握力の低下、巧緻性の確認でハンドル操作が難しいと判断 ・シート（座面）上で座位の姿勢が不安定 ・視力の著しい低下により、操作が難しくなった 等
認知面の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下でブレーキを認識できなくなった。 ・運転操作が覚えられなかった ・認知機能の低下により操作時の注意事項を幾つか守れなくなっていた 等
操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・操作ミスにより田んぼに転落した ・運転操作や判断能力の低下がみられるようになった 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転 ・犬の散歩 ・家族の見守りのもとに使用することになっていたが、その家族が入院したため 等

(3) アンケート調査の分析結果

①事業所の属性について

事業所の属性の特徴としては、法人が運営する福祉用具貸与事業所の総数は1か所のみの事業所が51.9%であり【表3】、相談員の数5人以下が43.6%【表4】、相談員の経験年数は1年未満が20.9%、5年未満は47.1%である【表5】。また、ハンドル形電動車椅子の貸与台数が「0台」の事業所は13.6%であった【表6】。

これらから、事業所は小規模かつ少人数の事業所が多いこと、また事業所の規模等に関わらず、多くの事業所がハンドル形電動車椅子を扱っている実態が伺える。

②利用者の属性について

利用者の属性の傾向としては、平均年齢が79.28歳、75歳以上の後期高齢者の割合が80.3%と高齢であった【表10】。介護度は「要支援2」と「要介護2」が28.5%と最多であり、「要介護3」以上の介護度の高い方への貸出は9.5%であった【表12】。

ADLの状況においては、移乗動作の「見守り」レベル以上が95.4%【表14】、座位保持の「自分の手で支えればできる」以上が98.9%【表15】、歩行能力は屋内歩行の「何かにつかまればできる」以上が93.6%【表16】、屋外歩行の「何かにつかまればできる」以上が79.2%である【表17】。杖を使用している方は70.8%ということもあり【表34】、歩行での移動に不安のある方が多い。また、意思の伝達に関しては、「意思を他者に伝達できる」が97.5%であり【表19】、身体の状態として、視覚・聴覚においては、「支障なし」が視覚で95.1%【表20】、聴覚で82.1%であり【表21】、下肢の筋力低下の「有」の方が83.9%であった【表28】。認知症高齢者の日常生活自立度に関しては、「自立」は64.5%であった【表30】。外出頻度に関しては、「週1回以上」が89.3%であった【表22】。

これらから、ハンドル形電動車椅子の貸出は、平均年齢が79歳を超えているものの、身体、ADL、意思伝達の状況は一定レベル以上の方が多くことから、相談員が利用者の身体、ADL等を確認・判断し、適切な貸与を通じて利用者の外出等を支援している実態が読みとれ、QOLの向上に大きく貢献していることが伺えた。

一方で、日常生活自立度がⅡ以上の利用者が1割程度存在しており、こうした利用者の実態や特性を踏まえたガイドラインや指導手順書が必要といえる。

④ 貸与したハンドル形電動車椅子の情報

貸与しているハンドル形電動車椅子の情報として、銘柄(メーカー)は「セリオ」が41.5%、「スズキ」が34.6%となっており、2社で76.1%であった【表37】。また、登降坂性能に関する警告機能は、「有」が81.1%であった【表38】。

登降坂性能に関する警告機能有しているハンドル形電動車椅子を貸出しているところが8割以上確認できていた一方、坂道での利用はリスクが大きいことから、坂道での利用が想定されるケースでは安全性に十分配慮すべきことを、ガイドラインや指導手順書において示す必要がある。

④貸与前の評価について

貸与前の評価の傾向として、貸与のきっかけは「利用者本人」が82.6%であり【表39】、その目的は、「買い物」が79.2%、「通院」が50.0%、「散歩」が45.0%であった【表40】。相談員が貸与前に確認した身体状況としては、「手指の巧緻性・利き手などの上肢機能」が85.0%、「屋外歩行能力」が82.1%、「認知機能」が81.6%であり【表41】、その情報の入手経路は「介護支援専門員からの基本情報」が94.2%であった【表42】。

試乗は98.2%が実施しており【表43】、その回数は1回が59.2%【表45】、時間は「1～30分」が48.6%であった【表46】。指導で苦労した点としては、「段差」が49.3%、次いで「道路走行」が48.5%であり、「坂道」は24.7%、「踏切」は14.1%であった【表47】。貸与可否を検討する際の判断項目として最も重視したことは「利用者の操作能力」が73.2%と最も多く【表48】、貸与可否を検討する際に参考とした関係者としては、「介護支援専門員」が84.4%、「利用者本人」が77.7%、「家族」が63.1%であった【表49】。なお、貸与可否を検討する際に「関係者間で意見が分かれる」は3.2%のみであった【表50】。

これらから、本人の希望により貸与の検討が始まり、その主な目的は「買物」「通院」「散歩」等であることから、自立した日常生活を営むための必要不可欠な手段として、ハンドル形電動車椅子が利用されている実態が伺えた。相談員は歩行能力、操作能力等の身体状況に加え、認知機能も重視しつつ、試乗に時間をかけ、介護支援専門員や家族のコンセンサスを得ながら貸与可否を判断しており、概ね適切なプロセスが踏まれていると考えられた。特に認知機能に関しては、ほとんどの相談員が介護支援専門員から基本情報を入手している実態が伺えた。

一方で、利用上のリスクの大きい「坂道」や「踏切」については、坂道や踏切が貸与利用者の生活圏に含まれないこともあるが、後述する「(5) 貸与時の指導」でも示されている通り、相談員の関心が相対的に低い可能性があり、ガイドラインや指導手順書で強調しておくことが必要と考えられる。

⑤貸与時の指導

貸与時の指導の特徴として、利用者に対する操作手順や注意事項等の伝え方は「メーカー等が発行している冊子を使用」が62.4%と最も多く、「書面等は使用せず、口頭のみ」が13.4%であった【表51】。利用者の使用環境で確認した事項は「段差・縁石・側溝」が74.3%、次いで「自動車交通量」が70.6%、「路面の状態」67.5%の順であった。「坂道」は57.7%、「踏切」は23%であった【表52】。

利用者の使用環境で確認した項目で「坂道」と回答した事業所においては、「坂道」の確認の方法として、リスクの度合いについての説明は、「口頭のみ」が57.4%であり【表53】、傾斜角度の確認は97.5%が実施しているが、「目視のみ」が36.4%であった【表56】。なお傾斜角度が10度以上のケースは10.2%存在した【表55】。また、「踏切」の確認方法として、リスクの度合いについての説明は「口頭のみ」が51.2%で、現地での確認は69.8%が実施していることがわかった【表58】。

これらから、相談員は、ハンドル形電動車椅子の貸与時には何らかの書面やツールを駆使して指導を実施し、安全面に配慮して貸し出しを実施している実態が伺えた。

しかしながら、操作指導時のツールとしてはメーカーなど第三者が作成している資料であり、その内容もまちまちで、かつこれら資料自体も作成時から時間が経過している。また、リスクの大きい「坂道」や「踏切」については、総じて重視の度合いが高いとはいえ、相談員個人のリスクに対する意識の程度によるところが大きいとも考えられた。そのため、相談員が誰でも同じ目線やレベルで、安全性に配慮した評価・指導ができるような統一したツールが必要と考えられる。

⑥モニタリング・保守点検について

モニタリング・保守点検の傾向としては、モニタリングの実施は92.6%【表60】、保守点検の実施は90.3%【表65】で実施されている。尚、本アンケートは直近の貸与利用者に対するものであったことから、貸与開始から期間が短く、まだモニタリングを実施していないこ

とも考えられる。モニタリング時の確認項目としては、「利用者の身体状況」89.2%、次いで「福祉用具利用目標の達成状況」が84.6%であるが、「利用者の認知機能」は65.2%、「使用環境・使用ルートの変化」は53.6%であり【表 63】、「最も重要視した項目」についても、同様の傾向がみられた【表 64】。また、情報共有の方法としては、直接の説明対象は「本人」が87.0%で、うち「書面での説明」が65%であった【表 69】。モニタリングや保守点検の結果について、他の共有者としては、「介護支援専門員」が76.0%、「家族」が47.5%であった【表 70】。

これらから、介護保険制度による貸出においては、モニタリングや保守点検が高い割合で実施されている実態が伺えた。

一方で、モニタリングの確認項目としては、安全面に関する項目の割合が相対的に低いことが考えられた。特に「認知機能」に関しては、貸与時の確認は81.6%であったものが、65.2%と減少していた。「認知機能」は変化するものであり、モニタリング時にこそ重点的に確認することが必要であると言える。また、モニタリングや保守点検の情報共有については、本人や介護支援専門員に対して書面による説明・共有が概ねなされているが、家族に対する共有の割合がやや低いことがわかった。安全面をより重視したモニタリングや保守点検を行うようにするとともに、家族を含むケアチームとして情報を共有し、連携して本人の安全確保を図ることが大切である。

⑦事故対応について

ハンドル形電動車椅子の使用中に事故が発生した場合、第一報を誰に連絡するよう、利用者に対して伝えているかの問いに対し、「貸与事業所」が83.1%、次いで「介護支援専門員」が67.2%であった【表 71】。また、事故発生時の対応や手順に関する説明方法としては、「メーカー等が発行している冊子を使用」が52%と最も多く、次いで「書面は使用せず、口頭のみ」が23.3%と書面での説明がないところも多くみられた【表 72】。

これらから、事故発生時の対応について多くのケースで説明を行っている実態が伺えた。しかしながら、口頭での説明が一定割合存在することもわかり、少なくとも福祉用具サービス計画書の留意事項において、「事故発生時は直ちに事業所へ連絡する」ことを記載しておくことが必要と考えられる。

⑧ヒヤリハットについて

ヒヤリハットの有無に関しては、「ある」が37.9%と一定の割合であることがわかった【表 73】。ヒヤリハット後の貸与継続に関しては、「貸与を中止した」が50.7%と過半数を占めており、ヒヤリハットの時点で貸与を中止しているところも多くあることがわかった【表 74】。ヒヤリハットがあっても、貸与を継続した場合の理由は「日常生活で必要」が最多の39.7%で【表 75】、その際の指導は「口頭」が61.7%であった【表 76】。

相談員はヒヤリハットを少なからず経験しており、これを契機に貸与中止を行ったケースも多いことがわかった。現場ではビジネス本位でなく健全かつ適切な対応を行っている実態が伺えるが、ガイドラインや指導手順書の策定により、こうした現場の対応を後押しすることにつながると考えられる。

⑨研修・教育の実態について

研修・教育の実態については、利用者向け安全講習会を実施しているところは21.6%と少ないことが分かった【表 77】。また、ハンドル形電動車椅子に関する社内研修回数（直近一年間）に関しては、「0回」が54.7%、次いで「1回」が39.7%であり【表 78】、社外研修回

数（直近一年間）に関しては、「0回」が74.6%、次いで「1回」が22.9%であった【表79】。

このことから、研修については、利用者向け・相談員向けも含め多いとは言えないことから、ガイドラインや指導手順書を用いた研修の開催を促進させることが肝要と考えられる。

⑩福祉用具貸与事業所の貸与マニュアル等の整備状況

福祉用具貸与事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与マニュアルの有無に関しては、「ない」が56.3%と半数以上であった【表80】。マニュアルがない場合、参考にしてている資料は、「各社メーカーが作成している冊子等」が76.3%、「公益財団法人テクノエイド協会発行の冊子」22.4%、「電動車いす安全普及協会発行の冊子」22.1%であった【表82】。

また、福祉用具貸与事業所における事故対応マニュアルの有無に関しては、「ある」が46.6%、「ない」が44.2%であった【表92】。

拠点5か所以下の小規模事業者では、貸与マニュアルが「ない」と回答している割合が60%を超えており【表81】、とりわけこうした小規模事業者向けとして、ガイドラインや指導手順書のニーズは高いといえる。

⑪事業所の事故対応・貸与中止対応について

事業所で過去1年間（平成31年4月～令和2年3月）に発生したハンドル形電動車椅子の事故件数を調査したところ、「1回」が7件（1.7%）あった【表94】。直近の事故1ケースについて、事故の貸与継続を調査したところ、回答いただいた8件中、5件が貸与中止としていた。貸与継続の3件においても、過失が利用者側でない、いわゆる「もらい事故」が2件あり、利用者側に過失のある事故に関しては、ほとんどの事例で貸与中止していた【表95、96】。

事故でなくとも、安全性の理由で中止したケースが63件（15.3%）あり【表97】、その理由は「利用者の認知機能の変化」が57.1%、次いで「利用者の身体条件の変化」が49.2%であり、モニタリング等で確認しての判断であった。【表98】

このことから、現場では、ヒヤリハットの時点でも貸与を中止し、安全利用に努めている状況が伺える。事例の個々の理由をみると、いずれも貸与中止に至る合理性はあるといえるが、相談員個人の判断に大きく依拠することのないよう、基本となる共通の考え方を示すガイドラインが必要といえる。

(4) ガイドライン・指導手順書への反映

上記の分析結果を踏まえ、以下の5つの項目について、ガイドライン・指導手順書の記載内容を充実化させることとした。

① 身体機能・認知機能の十分な確認

ハンドル形電動車椅子の利用者の平均年齢が79.28歳と高齢であることや、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の利用者が1割程度存在していること、また事故そのものは少ないものの、認知機能については、貸与開始前よりもモニタリング時の方が確認する割合が低下している等の点に鑑み、利用者の身体機能や認知機能については、その重要性を十分に意識するよう促すとともに、確認や評価を行うための参考情報に関する記載を充実させる。

② 「急坂」・「踏切」での利用に対する注意喚起

「急坂」および「踏切」での利用はリスクが大きいものの、指導の現場では相対的に重視の度合いが高いとはいえない可能性が示唆された点を踏まえ、注意喚起を促すべく解説を充実させる。また充実化の観点からは、実務上有益な情報（登降坂性能に関する警告機能の紹介、坂道の傾斜角度に関する測定アプリ活用の推奨など）についても盛り込むようにする。

③ ケアチームによる連携の重要性

モニタリングや保守点検時の情報は本人、ケアマネジャーには共有されているが、家族への共有の割合がやや低いなど、関係者への情報共有の範囲に差があることが明らかになった点を踏まえ、ハンドル形電動車椅子の貸与実務全般を通じて、ケアチームとしての情報共有が重要であることを示す。

④ 重要事項に関する書面での説明

事故発生時の対応等、重要事項の説明が口頭で行われている割合が一定存在することを踏まえ、禁止事項や利用上の重要な注意事項については、書面で記載（少なくとも福祉用具サービス計画書の留意事項欄で記載）して説明すべきであることを示す。

⑤ 貸与中止に関する判断の視点の提示

事故やヒヤリハットを契機とした貸与継続の可否判断について、アンケートではヒヤリハットの時点で安全性の理由から貸与を中止するなど、概ね合理性のある判断が示されていると考えられるものの、相談員の属人的な判断に大きく依拠することのないよう、アンケートで寄せられた事例も参考にしながら、判断のための視点を提示する。

2. 相談員向けアンケートにおける事故発生追跡調査について

相談員向けアンケート（有効回答件数 412 件）において、「事業所内で過去 1 年間（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）に発生したハンドル形電動車椅子の事故件数」の質問に対して、「1 件」と回答した事業所は 7 事業所あった。

そこで、これらの事故の原因や背景を詳細に把握し、分析結果をガイドラインや指導手順書の内容に反映させるべく、追跡調査を実施した。

(1) 対象

令和 2 年 10 月の相談員向けアンケートにて、「事業所内で過去 1 年間（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）に発生したハンドル形電動車椅子の事故件数」の質問に対して、「1 件」と回答した 7 事業所のうち、事故の原因が明らかに相手側にある 2 件を除いた 5 件を対象とした。

(2) 方法

- 1) 対象の 5 事業所に対し、電話にて追跡踏査の趣旨を説明し、事故報告書と利用者の基本情報の提出をお願いし、事故の状況を確認する。
- 2) 提出された事故報告書と基本情報を確認し、必要に応じてヒアリングを実施。

(3) 結果

事業所 A：事故報告書の提出の協力は得られたが、卸業者としての報告であったため、貸与事業所ではなく、利用者の基本情報の提出の協力は得られなかった。

事業所 B：事故報告書、利用者の基本情報の提出の協力を得られた。

事業所 C：事故報告書の提出の協力は得られなかったが、そこに記載されている情報の抜粋の提出協力は得られた。また、利用者の基本情報の提出の協力も得られた。

事業所 D：事故報告書、利用者の基本情報の提出の協力を得られ、ヒアリングも実施。

事業所 E：事故報告書、利用者の基本情報の提出の協力を得られ、ヒアリングも実施。

①事故報告書・基本情報より

【表 100】 事故事例の事故概要、利用者の基本情報

		A	B	C	D	E	
事故概要	1	事故日時	2019年8月31日9時15分頃	2020年3月23日18時頃	2019年11月21日16時頃	2019年11月15日17時頃	2019年4月4日11時頃
	2	貸与開始からの事故までの期間		1年1カ月	1カ月	2週間 ※半月との記載	2カ月
	3	事故の状況	電動カートで自宅から出発した直後に脇見運転にて、自宅前の電柱に正面衝突し、弾みで腰が浮いてハンドルグリップに右わき腹部分を強打し肋骨を骨折。	車道の左側をセニアカーで走行中、後ろから車にぶつけられた。	一人で電動カートを利用し買い物に行き、スーパー内へ電動カートに乗ったまま侵入しようとしたところ、スーパーの自動ドアが閉まっている状態で自動ドアに衝突し自動ドアを破損。 本人にケガは無く、電動カートにも大きな傷はなし。	自宅近くの郵便局前の国道を横断している際に乗用車と衝突。 自宅と郵便局は国道を挟んですぐの所に位置している。横断箇所には横断歩道がない状況であるが、50mもない位置に押しボタン式の信号があり、横断歩道もあった状況。 乗用車の運転手は夕日にてご利用者が横断しているのが見えなかった。	外出中交差点の出会い頭、軽自動車と接触。ともに交差点での確認不足。 スピードは出ていなかった。 接触後に慌てて車いすから降りる際に転倒して頭をうたれ、打撲と頭蓋骨にヒビが入った。 すぐに入院したが、会話もでき早く家に帰りたいとのこと。
基本情報	4	年齢	※基本情報提供無	74歳	69歳	85歳	88歳
	5	性別		女	女	男	男
	6	介護度		要支援2	要介護2	要支援1	要支援2
	7	身長 / 体重		150/45	160/60		162/43
	8	移乗		見守り等	介助されていない	介助されていない	介助されていない
	9	座位保持		自分の手で支えればできる	できる	できる	できる
	10	屋内歩行		何かにつかまればできる	何かにつかまればできる	何かにつかまればできる	何かにつかまればできる
11	屋外歩行		何かにつかま	一部介助	何かにつかま	何かにつかま	

			ればできる		ればできる	ればできる	
12	移動		見守り等	一部介助	介助されていない	介助されていない	
13	意思の伝達		意思を他者に伝達できる	意思を他者に伝達できる	意思を他者に伝達できる	意思を他者に伝達できる	
14	視覚		普通	普通	普通	普通	
15	聴覚		普通	普通	普通	普通	
16	外出頻度		週1回以上	週1回以上	週1回以上	週1回以上	
17	日常の意思決定		できる	できる	できる	できる	
18	主な疾病		変形性脊椎症・右変形性足関節症	変形膝関節症・後縦靭帯骨化症・糖尿病・脊柱管狭窄症	大動脈弁閉鎖不全症・前立腺がん	気腫合併間質性肺炎	
19	麻痺		上肢有・下肢無	上肢無・下肢無	上肢無・下肢無	上肢無・下肢無	
20	筋力低下		上肢無・下肢有	上肢無・下肢有	上肢無・下肢有	上肢無・下肢無	
21	障害高齢者の日常生活自立度		J 2		J 2	J 2	
22	認知症高齢者の日常生活自立度		I		I	I	
23	生活環境		独居	独居	その他	独居	
24	他サービスの利用状況		訪問介護 訪問入浴 通所リハビリ	訪問介護 通所介護		訪問介護 通所介護	
25	利用している福祉用具			車椅子・特殊寝台・手すり		歩行補助つえ	
26	杖の使用		使用している	使用している		使用している	
27	保管場所		軒先	軒先	倉庫	倉庫	
28	自動車運転免許保有歴		あり	なし	あり	あり	
電動 車 椅子	29	銘柄名（メーカー）	セリオ	スズキ	セリオ	スズキ	セリオ
	30	商品名	遊歩スキップ	セニアカー	遊歩パートナー	セニアカー	遊歩スマイル大型バスケット
	31	機種名/型式		ET4D/ET4D8		ET4D/ET4D7	SBT41
	32	登降坂性能に関する警告機能		有	有	有	有

※空欄は回答が得られていないもの

②ヒアリングより

事業所D、事業所Eはウェビナーによるヒアリング調査の協力も得られた。

【表 101】 事故事例のヒアリング内容

			事業所D	事業所E
利用者情報	1	性格等	<ul style="list-style-type: none"> ・活動性が高く、外出頻度が多い ・説明に対して「わかった、わかった」との返答があり、あまり干渉はされたくない 	<ul style="list-style-type: none"> ・性格は穏やか
	2	医学的情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大動脈弁閉鎖不全症 ・前立腺がん ・心疾患の薬で舌下薬を処方されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・気腫合併間質性肺炎
	3	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・妻、息子と同居 ・息子は2階に住み、ほとんど関わりなし ・預貯金管理、ゴミ出しを担当 ・外出頻度は多い ・自宅前が片側1車線の道幅6mの歩道のある国道があり、向かい側には郵便局がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・一軒家の平屋 ・幹線道路が目前にあり、近くに買い物をする店はあるが、大きなスーパーは離れている
	4	身体状況	<ul style="list-style-type: none"> ・左下肢の骨から膝痛あり ・杖歩行であり、長距離歩行困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内は1人で動き、近距離は一本杖、長距離歩行が困難で息切れがある
	5	貸与経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・約5年前にバイクの免許更新をせず、ハンドル形電動車椅子を友人から譲り受けて使用 ・バッテリーの持ちが悪くなり、介護支援専門員への相談から貸与となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・杖歩行で買い物をしてしたが、息切れがあり、介護支援専門員に相談したところ、導入に至る
事故時の状況等	6	追加事故状況	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスの送迎スタッフが目撃し、介護支援専門員に連絡をして、相談員に連絡が入る ・利用者は出血をしており、輸血もする程 ・電動車椅子の破損が激しく、修復困難 ・契約時に信号機のある横断歩道を使用する約束をしていたが、普段から使用していなかった様子 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受け、現地に到着した時には、利用者はタクシーで病院に向かっていた ・事故現場は利用者宅の500m程の場所であり、相手側の自宅からは30m程であった ・県道から市道に鋭角に左折した自動車に、道幅4mの車道の真ん中を走行中に正面衝突 ・市道側には停止線あり ・ハンドル形電動車椅子の樹脂のパンパー部分が破損 ・事故のルートは、普段使用するルートではなかった

	7	事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> 貸与時に自宅から100～300mのところ、信号機のある横断歩道を使用するように伝えていたが、守らなかったこと 夕日による自動車の運転手の視界不良 	<ul style="list-style-type: none"> 県道から市道への左折であり、見通しが悪い交差点であり、自動車側の不注意もある 電動車椅子は車道の真ん中を走行していた <p>※両者の前方不注意による可能性が高い</p>
貸与時の対応	8	試乗・指導	<ul style="list-style-type: none"> 以前から使用しており、試乗は1回 操作性に問題はなかったが、操作が荒い印象があった 貸与時に貸与時のチェックシートを使用して、国道を渡るときには信号機ありの横断歩道を使用することを約束していた 	<ul style="list-style-type: none"> 試乗時に確認したルートではなかった →ルートを確認しておけばよかった 普通自動車の運転歴があり、試乗は円滑
貸与後の対応	9	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 貸与開始から2週間での事故であり、モニタリングは実施していなかった →1週間後に信号機のある横断歩道を使用しているかを確認しておけばよかった 操作に慣れていたこともあり、貸与後のチェックが遅くなってしまった 貸与1週間後に信号機のある横断歩道を使用しているかどうか確認しておけばよかった 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングは実施していなかった →導入してから2週間、1か月後にモニタリングを実施するべきであった 貸与事業所側から見舞いをお願いしたが、事故のことを思い出してしまうとの理由から、介護支援専門員から面会謝絶のお願いがあり、面会できず

(4) 分析

- ・貸与開始から事故までの期間を回答した4件中3件が2カ月以内であり、利用期間が浅い傾向がみられた。また、事故原因は脇見運転、前方不注意、確認不足、横断歩道以外での道路横断、本人の不注意によるものである。
- ・今回の調査対象5件のうち3件は法令やマナーの不遵守である。また、ヒアリングにおいては、操作性に問題なくとも、法令遵守を軽視したり、性格上の問題で相談員の指導に耳を貸さず、乱暴な運転をする利用者も存在することであり、こうした理由からも、事故リスクが高まる可能性が伺えた。
- ・利用者の認知情報等の必要な情報は、介護支援専門員から得ることは可能である。

(5) ガイドライン・指導手順書への反映

上記の分析結果を踏まえ、以下の3つの項目について、ガイドライン・指導手順書の記載内容に反映させることとした。

- 1) 貸与開始から3ヶ月程度の期間は、利用者が安全に利用できているかどうかについて注意を払うよう伝える。【ガイドライン P12】
- 2) 貸与時における指導の際は、ハンドル形電動車椅子の「操作性」のみならず「交通法規遵守」についても重点的に指導を行い、問題ないかどうかを確認・評価することが大切であることを伝える。【指導手順書 P7】
- 3) 利用者に関する必要な情報をケアマネジャー等の関係者から入手することは、安全利用の観点では必要不可欠であり、そのためにも普段からの関係作りが大切であることを伝える。【ガイドライン P4】

3. 相談員向けアンケートにおける認知症高齢者追跡調査について

令和2年10月の相談員向けアンケートにおいて、直近の貸与者の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡよりも自立度が低い方（Ⅱa以上）に貸与されている事業所に対して、貸与後の利用者の利用状況や心身状況の実態を知るために、追跡アンケート調査を実施した。

（1）対象

令和2年10月の事業所アンケートにて、直近の貸与者の「認知症高齢者の日常生活自立度」の自立度が低い利用者（Ⅱa以上）に貸与している24事業所を対象とした。

（2）方法

- ①対象の24事業所に対し、ハンドル形電動車椅子の利用状況に関するアンケート調査票を事業所アンケートのコピーと共に郵送配布し、郵送回収とした。
- ②調査期間は令和3年2月20日～令和3年3月5日とした。
- ③回収率を高めるため、令和3年3月2日時点で回収できていない事業所には電話連絡にてアンケートの協力をお願いした。

（3）結果

①回収率

24件中、有効回答数は17件であり、回収率は70.8%であった。

②貸与の状況

貸与終了は6件の35.3%、貸与中は11件の64.7%であった。

※【表】の数値が2段になっているものは、上段は数を表し、下段は割合(%)を表す。

【表102】貸与の状況

総数	貸与終了（貸与中止）	貸与中
17	6 35.3	11 64.7

③貸与終了（貸与中止）の利用者について ※貸与終了（貸与中止）の6件

1) 貸与期間

貸与期間においては、1年未満が33.3%であり、1年以上は66.7%であった。3年以上使用している利用者も存在した。

【表103】貸与期間（令和3年2月時点）

	総数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
全体	17	8 47.1	3 17.6	2 11.8	4 23.5
貸与終了 （貸与中止）	6	2 33.3	1 16.7	2 33.3	1 16.7

2) 認知症高齢者の日常生活自立度と介護度

i) 認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度を「貸与開始時」、「令和2年10月アンケート時（本調査）」、「令和3年2月アンケート時（追跡調査）」で調査したところ、貸与開始時から「変化なし」が33.3%、「低下」が33.3%であり、「改善」の方はいなかった。また、本調査時、追跡調査時の情報がなく、変化を確認できないところが2件あった。

【表 104】 認知症高齢者の日常生活自立度の変化①

	総数	改善	なし	低下	情報なし
全体	17	2 11.8	10 58.8	3 17.6	2 11.8
貸与終了 (貸与中止)	6	- -	2 33.3	2 33.3	2 33.3

【表 105】 認知症高齢者の日常生活自立度の変化②

		貸与開始時	本調査	追跡調査	変化
貸与終了 (貸与中止)	1	Ⅱ a	Ⅱ a	Ⅱ a	なし
	2	Ⅱ a	-	-	-
	3	Ⅱ b	Ⅱ b	-	-
	4	I	Ⅱ b	Ⅱ b	低下
	5	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	低下
	6	Ⅱ b	Ⅱ b	Ⅱ b	なし

ii) 介護度

介護度を「貸与開始時」、「令和2年10月アンケート時（本調査）」、「令和3年2月アンケート時（追跡調査）」で調査したところ、「変化なし」が50.0%、「低下」が16.7%であり、改善の方はいなかった。また、本調査時、追跡調査時の情報がなく、変化を確認できないところが2件あった

【表 106】 介護度の変化①

	総数	改善	変化なし	低下	情報なし	無記入
全体	17	2 11.8	7 41.2	5 29.4	2 11.8	1 5.8
貸与終了 (貸与中止)	6	- -	3 50.0	1 16.7	2 33.3	- -

【表 107】介護度の変化②

		貸与開始時	本調査	追跡調査	変化
貸与終了 (貸与中止)	1	要支援 2	要支援 2	要支援 2	なし
	2	要介護 2	—	—	—
	3	要介護 1	要介護 1	—	—
	4	要介護 2	要介護 2	要介護 2	なし
	5	要介護 2	要介護 4	要介護 4	低下
	6	要介護 1	要介護 1	要介護 1	なし

3) ヒヤリハット・事故について

ヒヤリハット・事故は 6 件中 0 件であった。

【表 108】ヒヤリハット・事故の有無

	総数	有	無
全体	17	1 5.9	16 94.1
貸与終了 (貸与中止)	6	— —	6 100

4) 貸与終了（貸与中止）の理由

貸与中止の理由は、「冬場となり、利用頻度が減ったため」が 66.7%であり、他は医療機関への入院や施設への入所であった。

【表 109】貸与終了（貸与中止）の理由

総数	6
冬場となり、利用頻度が減ったため	4 66.7%
医療機関入院	1 11.6%
施設入所	1 16.7%

④貸与中の利用者について ※貸与中と回答した 11 件

1) 貸与期間

貸与期間については、1年未満が 54.5%であり、1年以上は 45.5%であった。3年以上使用している利用者は 27.3%であった。

【表 110】 貸与期間（令和 3 年 2 月時点）

	総数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
全体	17	8 47.1	3 17.6	2 11.8	4 23.5
貸与中	11	6 54.5	2 18.2	- -	3 27.3

2) 認知症高齢者の日常生活自立度と介護度

i) 認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度を「貸与開始時」、「令和 2 年 10 月アンケート時（本調査）」、「令和 3 年 2 月アンケート時（追跡調査）」で調査したところ、貸与開始時から「変化なし」が 72.7%と最も多かった。「改善」は 18.2%みられ、「低下」も 9.1%あった。

【表 111】 認知症高齢者の日常生活自立度の変化①

	総数	改善	なし	低下	情報なし
全体	17	2 11.8	10 58.8	3 17.6	2 11.8
貸与中	11	2 18.2	8 72.7	1 9.1	- -

【表 112】 認知症高齢者の日常生活自立度の変化②

		貸与開始時	本調査	追跡調査	変化
貸与中	1	Ⅲa	Ⅲa	Ⅲa	なし
	2	Ⅱb	Ⅱb	Ⅱb	なし
	3	自立	Ⅱa	Ⅱa	低下
	4	-	Ⅱa	Ⅱa	なし
	5	Ⅱa	Ⅱa	Ⅱa	なし
	6	Ⅱb	Ⅱb	自立	改善
	7	Ⅲa	Ⅲa	Ⅲa	なし
	8	Ⅱa	Ⅱa	Ⅱ	改善
	9	Ⅱa	Ⅱa	Ⅱa	なし
	10	Ⅱa	Ⅱa	Ⅱa	なし
	11	Ⅱa	Ⅱa	Ⅱa	なし

ii) 介護度

介護度を「貸与開始時」、「令和2年10月アンケート時（本調査）」、「令和3年2月アンケート時（追跡調査）」で調査したところ、「変化なし」、「低下」がともに36.4%であり、「改善」は18.2%であった。尚、無記入が1件あった。

【表 113】 介護度の変化①

	総数	改善	変化なし	低下	情報なし	無記入
全体	17	2 11.8	7 41.2	5 29.4	2 11.8	1 5.8
貸与中	11	2 18.2	4 36.4	4 36.4	— —	1 9.0

【表 114】 介護度の変化②

		貸与開始時	本調査	追跡	変化
貸与中	1	要介護3	要介護3	要介護3	なし
	2	要介護3	要介護2	要介護2	改善
	3	要支援2	要介護1	要介護1	低下
	4	要支援1	要介護1	要介護1	低下
	5	要介護1	要介護1	要介護1	なし
	6	要介護1	要介護1	要支援2	改善
	7	要介護2	要介護3	要介護3	低下
	8	要介護2	要介護2	要介護2	なし
	9	—	—	—	無記入
	10	要介護2	要介護2	要介護2	なし
	11	要支援2	要支援2	要介護2	低下

3) ヒヤリハット・事故について

i) ヒヤリハット・事故の有無

ヒヤリハット・事故は「事故」が11件中1件（9.1%）あった。

【表 115】 ヒヤリハット・事故の有無

	総数	有	無
全体	17	1 5.9	16 94.1
貸与中	11	1 9.1	10 90.9

ii) ヒヤリハット・事故後の対応

ヒヤリハット・事故後の対応は、貸与継続であった。

【表 116】 ヒヤリハット・事故後の対応

	総数	貸与継続	貸与中止
全体	1	1 100.0	- -
貸与中	1	1 100.0	- -

iii) ヒヤリハット・事故の具体例

スーパー内にハンドル形電動車椅子のまま入っていき、ハンドル形電動車椅子の前方を店内の什器にぶつける。連絡後、ケアマネジャー、ハンドル形電動車椅子の担当者がそれぞれ訪問してスーパー内にハンドル形電動車椅子で入らないよう注意をした。それ以後、店内は買物カートで買物をしている。

4) 貸与に関して気を付けていること、課題、目的について（記述式）

i) 貸与時の条件等、貸与実務面で気を付けていること

<使用操作に関する事>

- ・踏切の走行について重点指導（緊急離脱の確認、手押しスイッチの確認、非常停止ボタンの位置や周りへの声かけ）
- ・試乗の機会が1回で難しければ、複数回実施している
- ・点検時の車体状況、聞き取り時に不安に感じた点を確認することで、安全運転ができていないか判断している
- ・電動車椅子「安全運転」適合確認書に基づいている
- ・導入当初は慣れるまで自宅周辺にて十分練習してから利用する

<使用環境に関する事>

- ・使用動線の交通状況
- ・貸与の条件として、買物先ではカートを使用して買物をするという条件での貸与（歩行の機会を増やして下肢筋力低下の予防のため）
- ・車の走行が多いところは避けて、散歩がてら外出する様にしている
- ・道路交通法上は歩行者扱いなので、歩道を通行
- ・歩道のない道路では右側通行
- ・横断は横断歩道や信号機で横断する
- ・雨の日や夜間ではできる限り運転しないようにと説明させてもらっている

<その他>

- ・日々の生活の変化の聞き取り
- ・極度の心配性で使用中の電動4輪について、不具合が無いか点検希望の連絡が入る（月1回程度）。訪問の上実際に問題無い事を確認し納得してもらっている

ii) 貸与に関する課題

「現在の貸与に課題があるか」の質問に対し、「課題なし」と回答が73.0%と最も多かった。尚、無記入が2件で18%を占めていた。

【表 117】 貸与に関する課題

総数	11
移乗時に転倒しない事、体調が悪い時には活用しない事	1 9.0
課題なし	8 73.0
無記入	2 18.0

iii) 使用の目的や頻度

<目的>

目的は「買物」「散歩」「通院」「銀行」が主なものであった。「気分転換」のために1か月30～40km使用する方や畑を見に行くことを日課としている方もいた。

<頻度>

使用頻度は週に1～3回がほとんどであったが、中には週4～5回との情報もあった。

(4) 分析

認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上である、認知症高齢者に対するハンドル形電動車椅子の貸与状況において、「貸与終了（貸与中止）」と回答した6件の理由は、いずれも「冬場となり、利用頻度が減ったため」や「入院・入所のため」であり、認知機能の低下に起因する事故等によるものではないことが分かった。また、貸与期間についても1年以上の方が半数を超えていることやヒヤリハット・事故もないことから、福祉用具専門相談員は適切な評価を実施して貸与を行っている実態が伺えた。

「貸与中」と回答した11件において、貸与に関して気を付けていることを記述式で回答してもらったところ、踏切の走行や導入時の試乗などの「操作面」や、使用動線・交通状況などの「使用環境面」について挙げていることから、福祉用具専門相談員はハンドル形電動車椅子を貸与する際には、利用者の操作能力や、利用に際しての使用環境を重要視している実態が伺えた。また、「貸与時の条件等、貸与実務面で気を付けていること」を記述式で回答してもらったところ、「無記入」が18%占める中で、「課題なし」と答えた事業所は73.0%であり、貸与に対しては不安がない状況が伺えた。

全体を通して、ヒヤリハットや事故については「無」が94.1%と極めて少ないことや、令和2年10月のアンケート（本調査）の結果である「試乗を98%以上実施している」ことなどに鑑みても、福祉用具専門相談員は、認知症高齢者の日常生活自立度のレベルにかかわらず、利用者個々の身体状況、認知状況、操作能力などを総合的に判断し、適切にハンドル形電動車椅子を貸与しているものと考えられる。

4. 認知症高齢者の日常生活自立度における比較検証

1. でとりまとめた相談員向けアンケート調査に関し、認知症高齢者の日常生活自立度の観点から比較検証を行うべく、

- ・認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の利用者：グループA（39件）
- ・上記以外（グループA以外）：グループB（373件）

とし、1. の相談員向けアンケートと同じ設問について、両者の比較分析を行ったので、ポイントを中心に以下の通り整理する。

（1）比較分析結果

①福祉用具貸与事業所

福祉用具貸与事業所の属性に関するグループAとグループB別の内訳は以下の通りである。

【表118】法人の所在地 <左：人数 / 右：総数に占める割合（%）>

	グループA		グループB			グループA		グループB	
	人数	割合（%）	人数	割合（%）		人数	割合（%）	人数	割合（%）
北海道	-	-	13	3.5	滋賀県	-	-	5	1.3
青森県	1	2.6	6	1.6	京都府	1	2.6	6	1.6
岩手県	-	-	5	1.3	大阪府	2	5.1	45	12.1
宮城県	3	7.7	3	0.8	兵庫県	-	-	19	5.1
秋田県	1	2.6	4	1.1	奈良県	1	2.6	8	2.1
山形県	2	5.1	4	1.1	和歌山県	-	-	5	1.3
福島県	1	2.6	9	2.4	鳥取県	1	2.6	1	0.3
茨城県	-	-	5	1.3	島根県	-	-	5	1.3
栃木県	1	2.6	6	1.6	岡山県	1	2.6	2	0.5
群馬県	4	10.3	4	1.1	広島県	-	-	7	1.9
埼玉県	-	-	19	5.1	山口県	-	-	3	0.8
千葉県	4	10.3	8	2.1	徳島県	-	-	1	0.3
東京都	1	2.6	40	10.7	香川県	-	-	3	0.8
神奈川県	-	-	18	4.8	愛媛県	1	2.6	6	1.6
新潟県	1	2.6	5	1.3	高知県	-	-	-	-
富山県	1	2.6	4	1.1	福岡県	1	2.6	17	4.6
石川県	1	2.6	4	1.1	佐賀県	1	2.6	2	0.5
福井県	-	-	3	0.8	長崎県	-	-	5	1.3
山梨県	1	2.6	1	0.3	熊本県	1	2.6	4	1.1
長野県	1	2.6	8	2.1	大分県	-	-	5	1.3
岐阜県	2	5.1	8	2.1	宮崎県	1	2.6	3	0.8
静岡県	-	-	10	2.7	鹿児島県	1	2.6	4	1.1
愛知県	1	2.6	20	5.4	沖縄県	-	-	3	0.8
三重県	1	2.6	7	1.9	全 体	39	100	373	100

【表119】 法人が運営する福祉用具貸与事業所の総数

<上段：人数 / 下段：総数に占める割合 (%) 以下同じ)

	総数	1か所	2 ～ 5 か所	6 ～ 10 か所	11 ～ 15 か所	16 ～ 20 か所	21 か所以上
グループA (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	18 46.2	8 20.5	5 12.8	1 2.6	2 5.1	5 12.8
グループB (グループA以外)	372	196 52.7	84 22.6	27 7.3	19 5.1	11 3	35 9.4

【表120】 法人が運営する福祉用具貸与事業所の従業員数 (福祉用具専門相談員の数)

	総数	1 ～ 2 人	3 人	4 ～ 5 人	6 ～ 9 人	10 人以上
グループA (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	2 5.1	6 15.4	6 15.4	6 15.4	19 48.7
グループB (グループA以外)	365	60 16.4	53 14.5	53 14.5	49 13.4	150 41.1

【表121】 事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与台数 (2020年7月末時点)

	総数	0台	1 ～ 10 台	11 ～ 25 台	26 ～ 50 台	51 台以上
グループA (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	37	1 2.7	20 54.1	11 29.7	4 10.8	1 2.7
グループB (グループA以外)	347	55 15.9	180 51.9	54 15.6	25 7.2	33 9.5

【表122】事業所におけるハンドル形電動車椅子の調達方法

	総数	主に自社で調達・保有	主にレンタル卸を利用	両者を併用
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	4 10.3	32 82.1	3 7.7
グループB（グループA以外）	365	46 12.6	292 80	27 7.4

②ハンドル形電動車椅子を貸与した実事例

※実事例に基づき、回答があったものを集計しているため、項目によって回答総数が異なっている。

<利用者の基本情報>

利用者の基本情報に関し、グループAとグループBの比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

1) 介護度

要介護3以上の割合はグループAでは15.5%であり、グループBの8.8%よりも高い。

2) 移乗

「介助されていない」人の割合がグループAでは53.8%であり、グループBの77.8%よりも低い。

3) 座位保持

「できる」人の割合がグループAでは74.4%であり、グループBの87.8%よりも低い。

4) 移動

移乗と同様、「介助されていない」人の割合がグループAでは41.0%であり、グループBの64.5%よりも低い。

5) 聴覚

「普通」の割合がグループAでは57.9%であり、グループBの85.0%よりも低い。

6) 日常の意思決定

「できる」人の割合がグループAでは76.3%であり、グループBの94.8%よりも低い。

7) 筋力低下

上肢・下肢ともに「有」の割合がグループAの方が高い。

【表123】平均年齢

	平均 (歳)
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	82.03
グループ B (グループ A 以外)	78.96

【表124】性別

	総数	男性	女性
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	29 76.3	9 23.7
グループ B (グループ A 以外)	332	227 68.4	105 31.6

【表125】介護度

	総数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	3 7.7	4 10.3	10 25.6	16 41.0	4 10.3	1 2.6	1 2.6
グループ B (グループ A 以外)	326	58 17.8	100 30.7	51 15.6	88 27.0	21 6.4	6 1.8	2 0.6

【表126】身長・体重

	総数	(cm) 平均
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	31	157.29
グループ B (グループ A 以外)	280	158.79

【表127】 移乗

	総数	介助されていない	見守り等	一部介助	全介助
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	21 53.8	17 43.6	1 2.6	- -
グループ B (グループ A 以外)	325	253 77.8	56 17.2	15 4.6	1 0.3

【表128】 座位保持

	総数	できる	自分の手で支えればできる	支えてもらえればできる	できない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	29 74.4	9 23.1	1 2.6	- -
グループ B (グループ A 以外)	328	288 87.8	37 11.3	2 0.6	1 0.3

【表129】 屋内歩行

	総数	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	一部介助	できない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	10 25.6	26 66.7	1 2.6	2 5.1
グループ B (グループ A 以外)	325	107 32.9	198 60.9	11 3.4	9 2.8

【表130】屋外歩行

	総数	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	一部介助	できない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	6 15.4	24 61.5	6 15.4	3 7.7
グループ B (グループ A 以外)	321	57 17.8	198 61.7	45 14	21 6.5

【表131】移動

	総数	介助されていない	見守り等	一部介助	全介助
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	16 41.0	16 41.0	7 17.9	- -
グループ B (グループ A 以外)	324	209 64.5	77 23.8	31 9.6	7 2.2

【表132】意思の伝達

	総数	意思を他者に伝達できる	ときどき伝達できる	ほとんど伝達できない	伝達できない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	36 92.3	2 5.1	- -	1 2.6
グループ B (グループ A 以外)	327	321 98.2	5 1.5	1 0.3	- -

【表133】 視覚

	総数	普通（日常生活に支障がない）	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前においた視力確認表の図が見える	見えているのか判断不能
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	36 94.7	2 5.3	- -	- -
グループB（グループA以外）	326	310 95.1	13 4	3 0.9	- -

【表134】 聴覚

	総数	普通	普通の声がやつと聞こえる	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	ほとんど聞こえない	聞こえているのか判断不能
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	22 57.9	10 26.3	6 15.8	- -	- -
グループB（グループA以外）	326	277 85.0	36 11	12 3.7	1 0.3	- -

※「ほとんど聞こえない」人への貸し出しがグループBで1件存在している。この点に関し、回答者に直接電話でヒアリングを行ったところ、「耳で大きな声で話をするとも聞こえるので、会話はできる。」とのことであったため、実態としては、「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」の選択肢に該当するといえる。

【表135】 外出頻度

	総数	週1回以上	月1回以上	月1回未満
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	33 84.6	4 10.3	2 5.1
グループB（グループA以外）	327	294 89.9	32 9.8	1 0.3

【表136】 日常の意思決定

	総数	できる	特別な場合を除いてできる	日常的に困難	できない
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	29 76.3	9 23.7	- -	- -
グループB（グループA以外）	329	312 94.8	15 4.6	2 0.6	- -

【表137】 麻痺・上肢

	総数	有	無
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	9 23.7	29 76.3
グループB（グループA以外）	313	65 20.8	248 79.2

【表138】 麻痺・下肢

	総数	有	無
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	14 36.8	24 63.2
グループB（グループA以外）	316	85 26.9	231 73.1

【表139】筋力低下・上肢

	総数	有	無
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	20 52.6	18 47.4
グループ B (グループ A 以外)	308	122 39.6	186 60.4

【表140】筋力低下・下肢

	総数	有	無
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	36 92.3	3 7.7
グループ B (グループ A 以外)	315	261 82.9	54 17.1

【表141】障害高齢者の日常生活自立度

	総数	自立	J 1	J 2	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	- -	5 12.8	12 30.8	9 23.1	9 23.1	3 7.7	1 2.6	- -	- -
グループ B (グループ A 以外)	266	66 24.8	55 20.7	88 33.1	34 12.8	16 6.0	6 2.3	1 0.4	- -	- -

【表142】認知症高齢者の日常生活自立度

	総数	自立	I	Ⅱ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲ	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	- -	- -	15 38.5	15 38.5	6 15.4	- -	3 7.7	- -	- -	- -
グループ B (グループ A 以外)	274	202 73.7	72 26.3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

【表143】生活環境

	総数	独居	配偶者との2人暮らし	子との2人暮らし	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	14 36.8	12 31.6	1 2.6	11 28.9
グループB（グループA以外）	328	123 37.5	109 33.2	30 9.1	66 20.1

【表144】他のサービス利用状況（複数回答）

	総数	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	訪問入浴	通所介護	通所リハビリ
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	34	18 52.9	7 20.6	4 11.8	1 2.9	16 47.1	9 26.5
グループB（グループA以外）	231	108 46.8	30 13.0	30 13.0	1 0.4	91 39.4	64 27.7

【表145】利用している福祉用具（複数回答）

	総数	車椅子 (付属品含)	特殊寝台 (付属品含)	床ずれ防止用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置
グループA (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	25	7 28	13 52	4 16	- -	13 52	4 16	6 24	1 4	- -	3 12	- -
グループB (グループA以外)	204	47 23	73 35.8	5 2.5	1 0.5	110 53.9	22 10.8	53 26	48 23.5	- -	4 2	1 0.5

【表146】杖の使用

	総数	使用している	使用していない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	23 59	16 41
グループ B (グループ A 以外)	320	231 72.2	89 27.8

【表147】ハンドル形電動車椅子の保管場所

	総数	玄関内	倉庫	ガレージ	軒先	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	4 10.3	4 10.3	18 46.2	13 33.3	- -
グループ B (グループ A 以外)	329	38 11.6	49 14.9	110 33.4	107 32.5	25 7.6

【表148】自動車免許の保有歴

	総数	あり	なし
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	29 76.3	9 23.7
グループ B (グループ A 以外)	318	237 74.5	81 25.5

【表149】登降坂性能に関する警告機能の有無

	総数	有	無
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	37	30 81.1	7 18.9
グループ B (グループ A 以外)	296	240 81.1	56 18.9

③貸与前の評価について

貸与前の評価に関し、グループAとグループBの比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

1) 貸与のきっかけとなった人物

介護支援専門員と回答した割合がグループAでは56.4%であり、グループBの33.7%よりも高い。

2) 試乗

「試乗の有無」に関してはグループAとグループBともに大差はないが、「試乗してもらわなかった」の回答がグループAで1件（グループBでは6件）存在した。尚、グループAの1件については「本人の強い希望」によるものであった。

「試乗回数については、「1回」と答えた割合がグループAで71.1%とグループBの57.9%よりも高い。また「4回以上」の割合の合計がグループBでは4.2%であるのに対し、グループAでは0件であった。

「試乗時間」については、グループAでは「31分～60分」が42.1%とグループBの30.3%よりも割合が高い。

3) 操作指導の際に苦労した点

個々の項目ごとでは大きな差異はみられないが、全般的に俯瞰すると、総じてグループBよりもグループAの方が、「苦労した」と回答した割合が相対的に低い。

4) 判断項目として重視したこと

「利用者の操作能力」と答えた割合がグループAでは84.2%であり、グループBの71.9%よりも高い。

【表150】貸与のきっかけとなった人物（複数回答）

	総数	利用者本人	家族	友人・知人	介護支援専門員	（福祉用具貸与事業所以外） 介護サービス事業所	福祉用具専門相談員	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	33	13	-	22	-	3	1
		84.6	33.3	-	56.4	-	7.7	2.6
グループB（グループA以外）	341	281	92	13	115	10	38	9
		82.4	27	3.8	33.7	2.9	11.1	2.6

【表151】貸与希望の目的（複数回答）

	総数	買物	家族・友人への訪問	散歩	通院	通所	趣味・娯楽	飲食	仕事	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	26 66.7	8 20.5	23 59	15 38.5	- -	7 17.9	- -	1 2.6	4 10.3
グループ B（グループ A 以外）	341	275 80.6	83 24.3	148 43.4	175 51.3	14 4.1	70 20.5	16 4.7	5 1.5	28 8.2

【表 152】貸与する際に確認した身体状況（複数回答）

	総数	身長・体重	手指の巧緻性・利き手などの上肢機能	麻痺の有無や切断・欠損などの身体状況	屋内歩行能力	屋外歩行能力	関節可動域制限の有無	見えにくさ（眼鏡の使用等）	聞こえにくさ（補聴器の使用等）	認知機能	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	15 38.5	31 79.5	26 66.7	24 61.5	31 79.5	13 33.3	26 66.7	29 74.4	33 84.6	1 2.6
グループ B（グループ A 以外）	341	168 49.3	292 85.6	269 78.9	209 61.3	281 82.4	157 46	266 78	257 75.4	277 81.2	28 8.2

【表153】 認知機能の入手経路（複数回答）

	総数	介護支援専門員からの基本情報	家族からの情報	他の医療・介護サービス事業所	相談員自ら何らかの認知機能検査を実施	特に入手していない	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	37 94.9	20 51.3	6 15.4	1 2.6	- -	2 5.1
グループ B（グループ A 以外）	341	321 94.1	159 46.6	43 12.6	12 3.5	6 1.8	20 5.9

【表154】 試乗の有無

	総数	試乗してもらった	試乗してもらわなかった
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	38 97.4	1 2.6
グループ B（グループ A 以外）	341	335 98.2	6 1.8

※グループ A で「試乗してもらわなかった」1名の理由は「本人および家族の強い希望」によるものであった。

【表155】 試乗方法

	総数	実際に使用するルートを 試乗してもらった	利用者宅周辺の近距離を 試乗してもらった	利用者宅の敷地内程度で 試乗してもらった	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	19 50	16 42.1	2 5.3	1 2.6
グループ B (グループ A 以外)	324	172 53.1	132 40.7	17 5.2	3 0.9

【表156】 試乗回数

	総数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	2 0 回
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	27 71.1	8 21.1	3 7.9	- -	- -	- -	- -
グループ B (グループ A 以外)	330	191 57.9	94 28.5	31 9.4	6 1.8	5 1.5	2 0.6	1 0.3

【表157】 試乗時間

	総数	1 ～ 3 0 分	3 1 ～ 6 0 分	6 1 ～ 9 0 分	9 1 ～ 1 2 0 分	1 2 1 分 以上
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	20 52.6	16 42.1	1 2.6	- -	1 2.6
グループ B (グループ A 以外)	330	159 48.2	100 30.3	27 8.2	19 5.8	25 7.6

【表158】 ハンドル形電動車椅子の操作を指導する際、苦勞した点（複数回答）

	総数	坂道走行の指導	踏切横断時の指導	道路走行時の指導	歩行者がいるところでの指導	交差点やT字路を通行時の指導	横断歩道通過時の指導	自動ドア利用時の指導	エレベーター利用時の指導	段差を通行する際の指導	溝を通行する際の指導	基本的操作方法の指導	危険行動を修正するための指導	苦勞した点はなかった	その他
グループ A	39	7 17.9	5 12.8	21 53.8	10 25.6	11 28.2	9 23.1	3 7.7	2 5.1	15 38.5	10 25.6	10 25.6	7 17.9	11 28.2	- -
グループ B	338	86 25.4	48 14.2	162 47.9	107 31.7	131 38.8	87 25.7	18 5.3	33 9.8	171 50.6	100 29.6	63 18.6	42 12.4	73 21.6	27 8

【表159】 貸与可否を検討する際の判断項目として最も重視したこと

	総数	使用目的	利用者の身体状況	利用者の操作能力	使用環境	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	1 2.6	4 10.5	32 84.2	- -	1 2.6
グループ B（グループ A 以外）	317	26 8.2	41 12.9	228 71.9	17 5.4	5 1.6

【表160】 貸与可否を検討する際、参考とした関係者（複数回答）※利用者本人を含む

	総数	利用者本人	家族	介護支援専門員	医師	看護師	理学療法士・作業療法士	介護職	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	32 82.1	27 69.2	34 87.2	7 17.9	1 2.6	8 20.5	- -	2 5.1
グループ B（グループ A 以外）	338	261 77.2	211 62.4	284 84	34 10.1	5 1.5	39 11.5	22 6.5	24 7.1

【表161】貸与可否を検討する際の意見 ※利用者本人を含む

	総数	意見が分かれた	意見は分かれなかった (全員一致)
グループA (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	2	37
	100	5.1	94.9
グループB (グループA以外)	337	10	327
	100	3	97

④貸与にあたっての使用法の指導や使用上における注意喚起について

利用者への貸与にあたっての使用法の指導や使用上における注意喚起に関し、グループAとグループBの比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

1) 利用者に対して操作手順や注意事項等の伝え方

操作手順や注意事項等の伝え方に関しては、「利用者個々の動線の写真や地図等を作成し、操作手順や注意事項を伝えた」の割合がグループAでは11.2%であり、グループBの3.7%より高い。

2) 坂道のリスク

坂道のリスクの度合いについての説明に関しては、「福祉用具サービス計画書等の書面等で説明している」はグループAが47.4%であり、グループBの35.7%より高い。また、坂道を走行中の緊急事態の周知方法に関しては、「利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した」がグループAでは75.0%とグループBの58.8%よりも高い。

3) 踏切のリスク

踏切のリスクの度合いについての説明に関しては、「福祉用具サービス計画書等の書面等で説明している」はグループAが62.5%であり、グループBの33.3%より高い。また、踏切での緊急事態の周知方法を予め検討したかに関しては、「利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した」がグループAでは75.0%とグループBの59.5%より高く、「利用者とだけ検討した」ではグループAでの回答はなく、グループBと比べて25.3%の差異があった。

【表162】 操作手順や注意事項等の伝え方

	総数	利用者個々の動線の写真や地図等を作成し、 操作手順や注意事項を伝えた	メーカー等が発行している冊子を使用して、 操作手順や注意事項を伝えた	福祉用具サービス計画書の留意事項に記載し て、操作手順や注意事項を伝えた	書面等は使用せず、口頭のみで操作手順や 注意事項を伝えた	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度： II～)	36	4 11.1	20 55.6	6 16.7	4 11.1	2 5.6
グループ B (グループ A 以外)	323	12 3.7	204 63.2	47 14.6	44 13.6	16 5

【表163】 利用者の使用環境で確認した事項 (複数回答)

	総数	坂道	踏切	自動車交通量	自転車交通量	歩行者通行量	路面の状態等	路肩の傾斜	道幅 (歩道幅)	横断歩道	段差・縁石・側溝	信号	交差点	トンネル	車庫とその出入口	その他
グループ A	39	20 51.3	8 20.5	30 76.9	12 30.8	18 46.2	28 71.8	24 61.5	21 53.8	17 43.6	28 71.8	14 35.9	21 53.8	- -	16 41	1 2.6
グループ B	339	198 58.4	79 23.3	237 69.9	118 34.8	146 43.1	227 67.0	191 56.3	214 63.1	154 45.4	253 74.6	128 37.8	147 43.4	9 2.7	140 41.3	20 5.9

【表164】坂道のリスクの度合いについての説明

	総数	坂道のリスクの度合いについて、福祉用具サービス計画書等の書面	坂道のリスクの度合いについて、口頭のみで説明した	説明しなかった	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	19	9 47.4	10 52.6	- -	- -
グループ B (グループ A 以外)	185	66 35.7	107 57.8	- -	12 6.5

【表165】坂道を走行中、緊急事態の周知方法を予め検討したか

	総数	利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した	介護支援専門員とだけ検討した	利用者とだけ検討した	検討しなかった	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	20	15 75.0	- -	2 10.0	2 10.0	1 5.0
グループ B (グループ A 以外)	187	110 58.8	3 1.6	58 31.0	14 7.5	2 1.1

【表166】坂道の傾斜角度

	総数	傾斜角度10度以上	傾斜角度10度未満	確認しなかった
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	20	3 15	16 80	1 5
グループ B (グループ A 以外)	196	19 9.7	164 83.7	13 6.6

【表167】傾斜角度の確認（「1.10度以上」「2.10度未満」回答者）

	総数	現地に行き、ハンドル形電動車椅子の登降坂性能に関する警告機能	現地に行き、計器等を使用して傾斜角度を確認した	現地に行き、目視のみで傾斜角度を確認した	地図等で確認した	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	19	7 36.8	2 10.5	9 47.4	1 5.3	- -
グループ B（グループ A 以外）	179	78 43.6	29 16.2	63 35.2	4 2.2	5 2.8

【表168】踏切のリスクの度合いについての説明

	総数	福祉用具サービス計画書等の書面	踏切のリスクの度合いについて、口頭のみで説明した	踏切のリスクの度合いについて、説明しなかった	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	8	5 62.5	2 25	- -	1 12.5
グループ B（グループ A 以外）	78	26 33.3	42 53.8	6 7.7	4 5.1

【表169】踏切での緊急事態の周知方法を予め検討したか

	総数	利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した	介護支援専門員とだけ検討した	利用者とだけ検討した	検討しなかった	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	8	6 75	1 12.5	- -	1 12.5	- -
グループB（グループA以外）	79	47 59.5	2 2.5	20 25.3	8 10.1	2 2.5

【表170】踏切の確認

	総数	現地に行き、踏切のリスクの度合いについて計器等を使用して確認	現地に行き、踏切のリスクの度合いについて目視のみで確認した	地図等で確認した	確認しなかった	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	7	1 14.3	5 71.4	- -	- -	1 14.3
グループB（グループA以外）	76	9 11.8	43 56.6	10 13.2	5 6.6	9 11.8

⑤貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）について

貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）に関し、グループAとグループBの比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

1) モニタリングを実施した理由

グループA・B共に「定期的実施しているから」が94%を超えている。定期的以外のモニタリングに関しては、「サービス担当者会議で意見が出たから」がグループAは14.3%で、グループBの4.1%に対し高い。

2) モニタリング時に確認した項目

グループAはグループBに比べて、「利用者の目的の変化」が12.8%高く、「家族の状況の変化」も11.5%高い。

3) モニタリング時に最も重視した項目

大きな差異は見られなかったが、「利用者の認知機能」はグループAが28.1%で、グループBの20.9%よりも割合は高い。

【表171】モニタリング実施の有無

	総数	実施した	実施していない
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	35 89.7	4 10.3
グループB（グループA以外）	341	317 93.0	24 7.0

【表172】モニタリングの頻度

	総数	毎月実施	2カ月毎に実施	3カ月毎に実施	6カ月毎に実施	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	35	10 28.6	1 2.9	6 17.1	18 51.4	- -
グループB（グループA以外）	316	86 27.2	16 5.1	51 16.1	149 47.2	14 4.4

【表173】モニタリングを実施した理由（複数回答）

	総数	定期的 に実施 している から	サー ビス担 当者 会 議 で 意 見 が 出 た か ら	使 用 条 件 に 変 更 が 生 じ た か ら （ 使 用 ル ー ト の 変 更 等 ）	事 故 や 不 具 合 が 発 生 し た か ら	そ の 他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	35	33 94.3	5 14.3	2 5.7	3 8.6	1 2.9
グループB（グループA以外）	316	299 94.6	13 4.1	6 1.9	10 3.2	17 5.4

【表174】モニタリング時に確認した項目（複数回答）

	総数	福祉用具利用目標の達成状況	利用者の身体状況	利用者の認知機能	利用者の目的の変化	意欲・意向等の変化	家族の状況の変化	家族等の意見	使用環境・使用ルートの変化	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	35	31 88.6	33 94.3	25 71.4	21 60	19 54.3	12 34.3	13 37.1	19 54.3	- -
グループB（グループA以外）	316	266 84.2	280 88.6	204 64.6	149 47.2	164 51.9	72 22.8	91 28.8	169 53.5	14 4.4

【表175】モニタリング時において、最も重要視した項目

	総数	福祉用具利用目標の達成状況	利用者の身体状況	利用者の認知機能	利用者の目的の変化	意欲・意向等の変化	家族の状況の変化	家族等の意見	使用環境・使用ルートの変化	他の医療・介護サービスからの意見	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	32	7 21.9	13 40.6	9 28.1	1 3.1	- -	- -	- -	2 6.3	- -	- -
グループB（グループA以外）	287	89 31.0	107 37.3	60 20.9	4 1.4	5 1.7	- -	2 0.7	16 5.6	- -	4 1.4

⑥貸与後の保守点検（使用機器の不具合等確認）について

貸与後の保守点検（使用機器の不具合等確認）について、グループAとグループBの比較において、大きな差異は見られなかった。

【表176】保守点検実施の有無

	総数	実施した	実施していない
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	33 84.6	6 15.4
グループB（グループA以外）	341	310 90.9	31 9.1

【表177】保守点検の頻度

	総数	毎月実施	2カ月毎に実施	3カ月毎に実施	6カ月毎に実施	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	33	17 51.5	1 3.0	5 15.2	10 30.3	- -
グループB（グループA以外）	309	135 43.7	12 3.9	40 12.9	112 36.2	10 3.2

【表178】保守点検を実施した理由（複数回答）

	総数	定期的 に実施 している から	サー ビス担 当者会 議で意 見が出 たから	使用 条件に 変更が 生じた から (使用 ルートの 変更等)	事故 や不具 合が発 生した から	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	33	32 97	1 3	1 3	3 9.1	- -
グループB（グループA以外）	310	302 97.4	10 3.2	3 1	11 3.5	9 2.9

【表179】保守点検時に確認した項目（複数回答）

	総数	車椅子の外観の傷	バッテリー残量表示	バッテリーの劣化・損傷	ヘッドランプの点灯・損傷	バックミラーの損傷	手動ブレーキレバー	アクセルレバー	ホーンスイッチ（警笛）	前後進切り替えレバー	フロントウインカーの点灯・損傷	リヤウインカーランプの点灯・損傷	後方点滅灯（フラッシュ）の点灯・損傷	タイヤの空気圧	反射板の損傷	クラッチハンドル	シートの回転レバー	その他
A	33	33 100	27 81.8	27 81.8	27 81.8	26 78.8	24 72.7	28 84.8	26 78.8	25 75.8	28 84.8	28 84.8	26 78.8	23 69.7	24 72.7	24 72.7	23 69.7	3 9.1
B	309	279 90.3	246 79.6	249 80.6	270 87.4	253 81.9	267 86.4	275 89.0	266 86.1	271 87.7	269 87.1	271 87.7	248 80.3	206 66.7	214 69.3	199 64.4	188 60.8	32 10.4

⑦モニタリングや保守点検の情報共有について

モニタリングや保守点検の情報共有に関し、グループAとグループBの比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

- 1) モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者への説明の主な方法は「介護支援専門員に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシート」による説明がグループAでは21.2%で、グループBの9.0%よりも高い。

【表180】モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者への説明の主な方法

	総数	利用者本人に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシートを使用	介護支援専門員に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシート	利用者本人に対し、口頭のみで説明	介護支援専門員に対し、口頭のみで説明	説明を行っていない	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	33	21 63.6	7 21.2	5 15.2	- -	- -	- -
グループB（グループA以外）	290	189 65.2	26 9.0	66 22.8	3 1.0	- -	6 2.1

【表181】 モニタリング時や点検時の結果について、利用者以外に共有した関係者
(複数回答)

	総数	家族	介護支援専門員	他の介護サービス事業所	事業所内関係者	利用者以外に共有した関係者はいない	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	36	20 55.6	24 66.7	-	2 5.6	5 13.9	-
グループ B (グループ A 以外)	305	142 46.6	235 77.0	20 6.6	27 8.9	20 6.6	4 1.3

⑧事故対応について

事故対応に関し、グループ A とグループ B の比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

- 1) 事故が発生した場合の第一報の連絡先の案内としては、グループを問わず「ハンドル形電動車椅子の貸与事業所」が8割を超えており、最も多い。「介護支援専門員」や「家族」においては、グループ B よりもグループ A の割合は高い。

【表182】 事故が発生した場合の第一報の連絡先の案内 (複数回答)

	総数	ハンドル形電動車椅子の貸与事業所	介護支援専門員	家族	介護サービス事業所	消防署(救急車)	警察	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	32 82.1	30 76.9	24 61.5	5 12.8	8 20.5	14 35.9	1 2.6
グループ B (グループ A 以外)	339	282 83.2	224 66.1	161 47.5	22 6.5	71 20.9	135 39.8	10 2.9

【表183】 事故が発生した場合の対応や手順について、利用者に対しての説明方法

	総数	利用者個々に対応する手順等を記載した書面を作成し、対応要領を伝えた	メーカー等が発行している冊子を使用して、対応要領を伝えた	福祉用具サービス計画書の留意事項に記載して、対応要領を伝えた	書面等は使用せず、口頭のみで対応要領を伝えた	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	5 12.8	15 38.5	6 15.4	13 33.3	- -
グループ B (グループ A 以外)	334	29 8.7	179 53.6	39 11.7	74 22.2	13 3.9

⑨ハンドル形電動車椅子のヒヤリハットについて

ハンドル形電動車椅子のヒヤリハットに関し、グループ A とグループ B の比較においてみられる主な差異としては、概ね以下の点が挙げられる。

- 1) ハンドル形電動車椅子のヒヤリハットの有無に関して、「ある」と回答したのはグループ A では25.6%で、グループ B の39.3%より低い。

【表184】 ヒヤリハットの有無

	総数	ある	ない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	39	10 25.6	29 74.4
グループ B (グループ A 以外)	346	136 39.3	210 60.7

【表185】 ヒヤリハット後の貸与継続

	総数	貸与を継続した	貸与を中止した	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	10	3 30.0	6 60.0	1 10
グループ B (グループ A 以外)	136	57 41.9	68 50.0	11 8.1

⑩ハンドル形電動車椅子に関する研修（教育）について
 ハンドル形電動車椅子に関する研修（教育）に関し、グループAとグループBの比較において大きな差異は見られなかった。

【表186】福祉用具専門相談員による利用者向け体験型訓練等を交えた安全講習の実施や、福祉用具専門相談員自身による同種講習会への参加の有無

	総数	ある	ない
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	9 23.7	29 76.3
グループB（グループA以外）	341	73 21.4	268 78.6

【表187】社内研修回数（直近一年間）

	総数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	1/2回
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	36	19 52.8	14 38.9	2 5.6	1 2.8	-	-	-
グループB（グループA以外）	324	178 54.9	129 39.8	11 3.4	3 0.9	1 0.3	1 0.3	1 0.3

【表188】社外研修回数（直近一年間）

	総数	0回	1回	2回	3回
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	36	25 69.4	10 27.8	-	1 2.8
グループB（グループA以外）	322	242 75.2	72 22.4	7 2.2	1 0.3

<事業所>

ハンドル形電動車椅子に関する事業所の対応の調査であり、有効回収の412事業所についてのものである。

⑪ハンドル形電動車椅子に関するマニュアル等の整備状況について

【表189】事業所における貸与する際の手引の有無

	総数	ある	ない
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	19 48.7	20 51.3
グループB（グループA以外）	348	136 39.1	212 60.9

【表190】事業所が参考としているマニュアル（複数回答）

	総数	公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具シリーズ Vol.13 電動三輪車四輪車使い方手引き」	電動車いす安全普及協会 「安全にご利用いただくために「電動 車いす安全利用の手引き」	公益財団法人日本交通管理技術協会 「電動車いすの安全利用の手引」	各社メーカーが作成している冊子等	特に参考にしたものはない	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	19	10 52.6	9 47.4	2 10.5	15 78.9	-	3 15.8
グループB（グループA以外）	135	48 35.6	53 39.3	9 6.7	102 75.6	3 2.2	13 9.6

【表191】貸与の際に参考に行っているマニュアル（複数回答）

	総数	公益財団法人テクノエイド協会 「福祉用具シリーズ Vol.13 電動三輪車四輪車使い方手引き」	「安全にご利用いただくために」電動 車いす安全利用の手引き」 電動車いす安全普及協会	「電動車いすの安全利用の手引」 公益財団法人日本交通管理技術協会	各社メーカーが作成している冊子等	特に参考に行っているものはない	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	20	5 25.0	5 25.0	1 5.0	16 80.0	-	1 5.0
グループ B（グループ A 以外）	204	47 23.0	44 21.6	10 4.9	161 78.9	10 4.9	14 6.9

⑫事業所における貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）について

【表192】モニタリングを定期的に行っているかの有無

	総数	定期的に行っている	定期的に行っていない
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	38 97.4	1 2.6
グループ B（グループ A 以外）	350	346 98.9	4 1.1

【表193】定期的に行っている場合のモニタリングの頻度

	総数	毎月実施	2 カ月毎 に実施	3 カ月毎 に実施	6 カ月毎 に実施	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	9 23.7	-	7 18.4	22 57.9	-
グループ B（グループ A 以外）	340	57 16.8	13 3.8	43 12.6	224 65.9	3 0.9

【表194】 定期的に実施していない場合のタイミング（複数回答）

	総数	要請・依頼があつた時（サービス担当者会議で意見が出た等）	使用条件に変更が生じた時（使用ルートの変更等）	事故や不具合が発生した時	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	1	1 100.0	- -	1 100.0	- -
グループ B（グループ A 以外）	4	2 50.0	- -	2 50.0	2 50.0

【表195】 モニタリングの確認項目（複数回答）

	総数	福祉用具利用目標の達成状況	利用者の身体状況	利用者の認知機能	利用者の目的の変化	意欲・意向等の変化	家族の状況の変化	家族等の意見	使用環境・使用ルートの変化	他の医療・介護サービスからの意見	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	38	36 94.7	37 97.4	28 73.7	27 71.1	29 76.3	24 63.2	24 63.2	24 63.2	9 23.7	- -
グループ B（グループ A 以外）	346	314 90.8	329 95.1	244 70.5	227 65.6	225 65.0	166 48.0	201 58.1	222 64.2	90 26.0	14 4.0

⑬事業所における貸与後の保守点検（使用機器の不具合等確認）について

【表196】 保守点検を定期的に行っているかの有無

	総数	実施している	実施していない
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	37 94.9	2 5.1
グループ B（グループ A 以外）	351	336 95.7	15 4.3

【表197】 定期的な保守点検の実施頻度（複数回答）

	総数	毎月実施	2 カ月毎 に実施	3 カ月毎 に実施	6 カ月毎 に実施	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度： Ⅱ～）	37	15 40.5	1 2.7	4 10.8	17 45.9	- -
グループ B（グループ A 以外）	331	114 34.4	14 4.2	36 10.9	162 48.9	5 1.5

【表198】 定期的には実施していない場合のタイミング（複数回答）

	総数	要請・依頼があつた時（サービ ス担当者会議で意見が出た等）	使用条件に変更が生じた時 （使用ルートの変更等）	事故や不具合が発生した時	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	2	2 100	- -	2 100	- -
グループ B（グループ A 以外）	13	7 53.8	1 7.7	6 46.2	5 38.5

【表199】 保守点検時の確認項目

	総数	車椅子の外観の傷	バッテリー残量表示	バッテリーの劣化・損傷	ヘッドランプの点灯・損傷	バックミラーの損傷	手動ブレーキレバー	アクセレレバー	ホーンスイッチ（警笛）	前後進切り替えレバー	フロントウインカーの点灯・損傷	リヤウインカーランプの点灯・損傷	後方点滅灯（フラッシュユ）の点灯・損傷	タイヤの空気圧	反射板の損傷	クラッチハンドル	シートの回転レバー	その他
A	36	35 97.2	34 94.4	30 83.3	32 88.9	32 88.9	31 86.1	33 91.7	32 88.9	31 86.1	33 91.7	33 91.7	31 86.1	26 72.2	30 83.3	29 80.6	27 75.0	5 13.9
B	328	306 93.3	276 84.1	280 85.4	304 92.7	290 88.4	299 91.2	308 93.9	294 89.6	295 89.9	299 91.2	300 91.5	286 87.2	225 68.6	260 79.3	241 73.5	234 71.3	50 15.2

⑭事業所におけるモニタリングや保守点検の情報共有について

【表200】 モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者への説明方法

	総数	利用者本人に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシート	介護支援専門員に対し、所定のモニタリングシートや保守点検時のチェックシート	利用者本人に対し、口頭のみで説明	介護支援専門員に対し、口頭のみで説明	説明を行っていない	その他
グループ A（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	35	25 71.4	6 17.1	4 11.4	- -	- -	- -
グループ B（グループ A 以外）	323	226 70.0	36 11.1	52 16.1	1 0.3	- -	8 2.5

【表201】 モニタリング時や保守点検時の結果について、利用者以外の情報共有の関係者

	総数	家族	介護支援専門員	他の介護サービス事業所	事業所内関係者	利用者以外にはいない	その他
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	38	21 55.3	34 89.5	1 2.6	3 7.9	2 5.3	- -
グループ B (グループ A 以外)	348	189 54.3	318 91.4	15 4.3	46 13.2	14 4	6 1.7

⑮事業所における事故対応について

【表202】 事業所内のハンドル形電動車椅子の事故が起きた際に対応するマニュアル等の有無

	総数	ある	ない
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	37	20 54.1	17 45.9
グループ B (グループ A 以外)	337	172 51.0	165 49.0

【表203】 事業所内で過去1年間（平成31年4月～令和2年3月）に発生したハンドル形電動車椅子の事故件数

	総数	0回	1回
グループ A (認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～)	37	37 100	- -
グループ B (グループ A 以外)	337	330 97.9	7 2.1

⑩ハンドル形電動車椅子の貸与中に、安全性を理由に貸与を中止した事例について

【表204】事業所内において、過去1年間（平成31年4月～令和2年3月）に、ハンドル形電動車椅子の貸与を安全性の理由で中止した事例の有無

	総数	ある	ない
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	39	5 12.8	34 87.2
グループB（グループA以外）	346	58 16.8	288 83.2

【表205】途中で貸与を中止した理由（複数回答）

	総数	利用者の身体条件の変化	利用者の認知機能の変化	使用環境の変化	家族等の意向	利用条件の逸脱（飲酒運転等）	事故・ヒヤリハットの発生	その他
グループA（認知症高齢者日常生活自立度：Ⅱ～）	5	2 40.0	3 60.0	- -	2 40.0	- -	1 20.0	2 40.0
グループB（グループA以外）	58	29 50.0	33 56.9	4 6.9	17 29.3	5 8.6	11 19.0	2 3.4

(2) 分析結果

①利用者の基本情報について

利用者の基本情報について、グループAはグループBと比較した場合、総じて要介護度が高めであり、聴覚や筋力が低下している人や、移乗や移動の際に見守り等を要する人が多いことが伺える。

②貸与前評価について

貸与前の評価について、グループBとの比較においてみた場合、総じてグループAについては介護支援専門員からの勧めにより貸与を開始するケースが多い一方で、試乗に関しては試乗回数が「1回」の割合がグループBよりも高いことが分かった。また、試乗時間に関しては、総じてグループAの方が短い結果となっている。

試乗の際に評価や指導を行う福祉用具専門相談員としては、グループBとの比較で特に指導面での苦勞や支障は感じていないものの、貸与可否の判断にあたっては利用者の「操作能力」をより重視している実態が伺えた。

③貸与にあたっての使用法の指導や使用上における注意喚起について

貸与にあたっての使用法の指導や使用上における注意喚起に関して、グループBと比較した場合、総じてグループAでは利用者に対し、「書面等」で「介護支援専門員等と一緒に」に説明している割合が高い。これは、認知症高齢者の理解度を踏まえた上で、福祉用具専門相談員が丁寧な対応をしようとしている意図があると考えられる。

なお、グループA・B共に「メーカー等が発行している冊子を使用して、操作手順や注意事項を伝えた」という回答が、いずれも6割程度を占めている。

④ 貸与後のモニタリング

モニタリングについては、グループA・グループBともに定期実施の割合が9割を超えている。また不定期実施については、グループAでは「サービス担当者会議での意見」を契機に開かれるケースがグループBよりも多いことが分かる。

またモニタリングの際は、グループAでは、グループBに比べて、「利用者の認知機能」、「利用者の目的の変化」、「家族状況の変化」を重点的に確認している様子が伺えたほか、グループAについては、介護支援専門員に対しても、モニタリングや保守点検の結果を書面で説明する割合が高くなっている。

なお、モニタリングの頻度については、グループA・グループBともに、「6カ月毎に実施」が約5割で最も多いが、次いで多いのが「毎月実施」で3割程度を占めており、ケースによっては、利用者の個々の事情を踏まえたモニタリングが現場で柔軟に実施されているものと推察できる。

⑤その他

事故が発生した場合の第一報の連絡先の案内としては、グループを問わず「ハンドル形電動車椅子の貸与事業所」が8割を超えているが、グループAについては、第一報の連絡先として「介護支援専門員」や「家族」も含めて案内している割合が高い。また、ヒヤリハットについては、グループAの方が「ある」と回答した割合が低い結果となっている。

なお、福祉用具専門相談員による利用者向け体験型訓練等を交えた安全講習の実施や、福祉用具専門相談員自身による同種講習会への参加の有無については、グループA・グループ

Bともに、「ある」との回答が2割程度にとどまっている。

(3) まとめ

全体を通じて、本比較検証においては、認知症高齢者の日常生活自立度のⅡ以上のグループAとそれ以外のグループBでは大きな差異は存在しなかったが、総じてみた場合、グループAについては、使用上の注意や説明を行う際、書面等を使用して、丁寧な説明を心がけるとともに、介護支援専門員や家族などにも関与してもらいつつ、ケアチームとして安全利用を確保しようとする意図が伺えた。

一方で、試乗回数に関しては、グループAの方が「1回」の割合が高く、中には試乗をしていない場合もあり、試乗時間に関しても、総じてグループAの方が短い結果となっている。この点に関しては、貸与可否を判断する際に、試乗時間が長ければ良いというわけではないが、認知症高齢者であれば、操作手順を覚えているかどうか等の評価が大切となるため、安全面を考慮した場合、丁寧な試乗の実施が求められるといえる。

また、前述の通り、グループA・B共に「メーカー等が発行している冊子を使用して、操作手順や注意事項を伝えた」という回答が、いずれも6割程度を占めているが、メーカー発行の冊子は、機種によって内容が異なり、かつ利用者に指導を行う福祉用具専門相談員の視点に必ずしも沿ったものではないことから、ハンドル形電動車椅子の貸与評価や指導に共通するガイドラインや指導手順書が必要になると考えられる。さらに、福祉用具専門相談員による利用者向け体験型訓練等を交えた安全講習の実施や、福祉用具専門相談員自身による同種講習会への参加の機会がグループA・グループBともに少ないことを踏まえると、ガイドラインや指導手順書を用いた研修の開催を促進させることが肝要と考えられる。

Ⅶ. モデル講習会の実施

策定したガイドライン・指導手順書を相談員に周知し、内容を理解してもらうとともに、ガイドライン・指導手順書の内容に関する現場の意見を聴取し、更なる改善につなげることを目的として、相談員を対象としたモデル講習会を開催した。

1. 講習会開催概要

- (1) 講習会名：ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用講習会
- (2) 講習会の目的：
 - －策定したガイドライン・指導手順書を講習会参加の相談員に周知し、内容を貸与実務に反映し事故防止と安全利用につなげる。
 - －ペアワーク（ロールプレイ）を通じて、ガイドライン・指導手順書の内容を実際に体験してもらい、現場での実践に役立てる。
 - －ガイドライン・指導手順書の内容について、現場の意見を聴取し、ブラッシュアップにつなげる。
- (3) 講習会の対象：福祉用具専門相談員
- (4) 日時：令和2年12月11日（金）14:00～16:00（天候：曇り）
- (5) 場所：宮之城自動車学校（住所：鹿児島県薩摩郡さつま町時吉1904）
- (6) 講師：鹿児島県さつま警察署 交通課長 大木 俊郎氏
千葉県立保健医療大学 准教授 藤田 佳男氏
- (7) ペアワーク担当（敬称略）
 - 一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長 伊藤広成
 - 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局長代理 肥後一也
 - MS&ADインターリスク総研株式会社 伊納正宏 青木雅裕 井上泰
- (8) 講演内容申込み・出欠状況

申込数	12名
キャンセル（※）	2名
当日参加者数	10名

※体調不良によるキャンセル1名、コロナ禍の拡大を理由としたキャンセル1名。

<配布資料>

- ① ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン
- ② ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書
- ③ ①②に関する巻末資料
- ④ 「電動車いす 安全利用の手引」（電動車いす安全普及協会）
- ⑤ 「電動三輪車四輪車 使い方手引き」（公益社団法人テクノエイド協会）
- ⑥ ペアワークの進行要領について
- ⑦ アンケート

2. 講習会の内容

当日は教室での講義(座学)の後、教習所の運転コースにて、ハンドル形電動車椅子を使用したペアワーク(指導実技)を行った。

座学では、さつま警察署・大木課長から、県内および町内における電動車椅子に関わる交通事故の状況や、安全利用のポイントに関する説明を行った後、千葉県立保健医療大学・藤田准教授よりガイドライン・指導手順書の内容に関する講義を実施した。

ペアワーク(ロールプレイ)では、受講者を2人一組の計5班に分け、班ごとに模擬指導シーンを与え、ガイドライン・指導手順書を活用して、利用者役と指導者役を入れ替えて模擬指導を実施した。

講習会終了後に、ガイドライン・指導手順書の内容に関する評価や、改善点・要望等に関するアンケートを実施した。

<当日のスケジュール>

時間割	次第	テーマ・内容
14:00 ～14:05	開会	開会挨拶
14:05 ～14:15	講義①	ハンドル形電動車椅子の事故状況について 【講師】鹿兒島県さつま警察署 交通課長 大木 俊郎 氏
14:15 ～14:55	講義②	ハンドル形電動車椅子の安全利用に関するガイドライン・指導手順書の解説 【講師】千葉県立保健医療大学 准教授 藤田 佳男 氏
14:55 ～15:10	ペアワーク準備	ペアワーク(ロールプレイ)に関する参加者への説明および準備指示
15:10 ～15:15	休憩	—
15:15 ～15:55	ペアワーク	ハンドル形電動車椅子の貸与実務に関するロールプレイ
15:55 ～16:00	講評・質疑	全体講評、受講者からの感想・質疑応答
16:00～	閉会	閉会挨拶、参加者アンケート記入

<ペアワークの班分け>

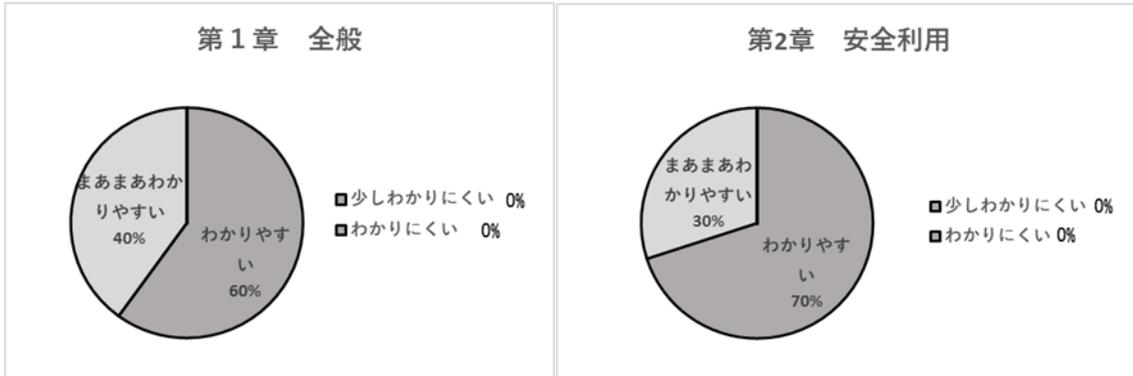
模擬指導シーン		班	担当スタッフ
大項目	小項目		
基本事項の説明	—	1班	伊藤
試乗（その1） 基本的な操作指導	乗降・運転前確認		
	操作指導①静止状態での指導	2班	肥後
	操作指導②走行状態での指導		
試乗（その2） 路上での実践指導	（1）主な禁止事項・注意事項の説明	3班	伊納
	（2）自宅付近での操作指導		
	（3）実使用ルートでの指導	4班	青木
	（4）事故・故障時に備えた指導	5班	井上

3. 参加者アンケートの結果

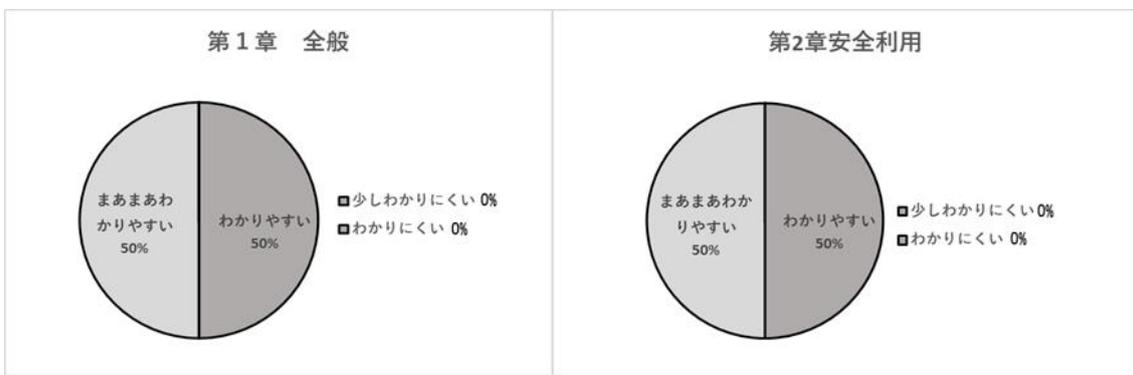
講習会終了後、ガイドライン、指導手順書、巻末資料について、分かりやすさや使いやすさを問うアンケートを行うとともに、「ペアワークの内容」についてスムーズに対応できたかどうかを問うアンケートを実施した。

このうち、ガイドライン、指導手順書、巻末資料の3つの資料類については、全ての回答者から、「わかりやすい・使いやすい」「まあまあわかりやすい・まあまあ使いやすい」との回答が得られた。

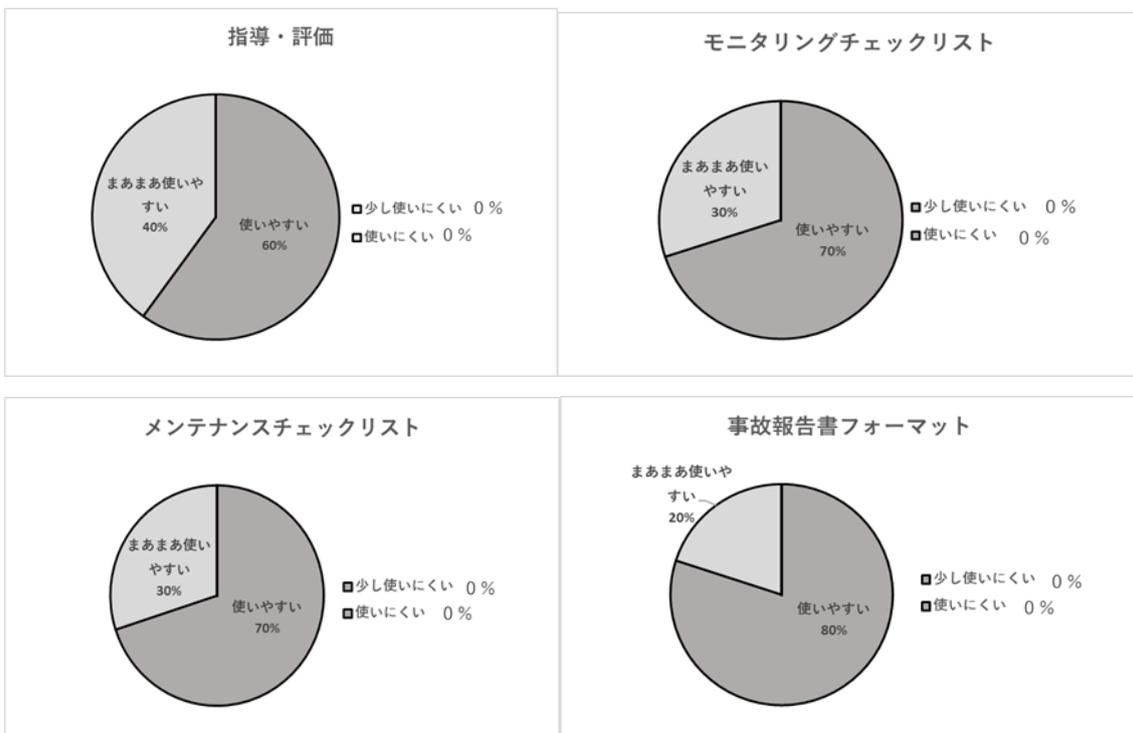
(1) ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン



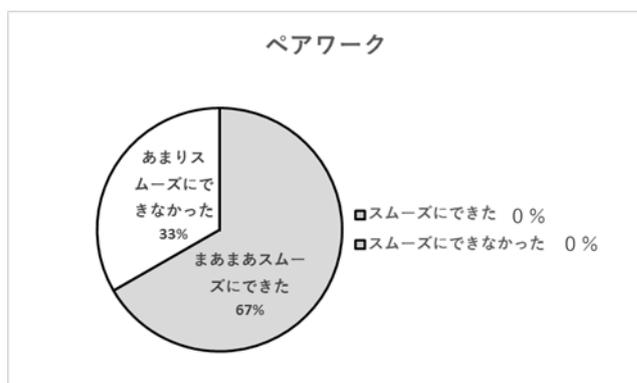
(2) ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書



(3) 巻末資料



一方、ペアワークでは、「まあまあスムーズにできた」が7人であった一方、「あまりスムーズにできなかった」も3人存在した。「あまりスムーズにできなかった」の理由としては、「時間が短くもう少し詳しく説明を聞きたかった」、「高齢者にわかりやすい説明の伝え方を考えながらだったので、スムーズに説明できなかった。」、「ペアワークの流れや設定を予め決めてからだと進行しやすいと思った」など、ペアワークの運営面に関する意見が中心であった。



4. モデル講習会総括

上記のアンケート結果を踏まえると、講習会で使用したガイドライン、指導手順書、巻末資料の3つの資料類については概ね好評価であり、本質的な改善点についてはないと結論付けられた。

一方、ペアワークに関しては、上述の通り運営面で若干の課題が見られた。今回の講習会では、長時間の拘束を避けるため全体の時間を2時間としつつ、より多くのことを参加者に伝え、理解いただくために内容を充実させた。また、参加者が当日消化不良とならないよう、当日の資料を参加者に事前に送付し、事前に目を通してもらうよう依頼するとともに、当日はペアワークの前に進め方や資料の内容の再確認の時間を設けるなどの工夫を行った。しかしながら、一部の参加者については時間が足りないと感じたり、ペアワークの進め方に関する理解が不足したことによるものと考えられる。このため、今後、同様のモデル講習会を開催する際は、講義パートも含めより多くの時間を確保するとともに、ペアワークの進め方に関する説明をより丁寧に行う（そのための時間を十分設ける）ことを検討することとしたい。

なお、前記の通りガイドライン、指導手順書、巻末資料の3つの資料類については高い評価が得られたが、その後の作業部会においてアンケートにおける個々の意見欄で寄せられた意見を精査した上で、下記の意見については、ガイドライン、指導手順書及び巻末資料に反映させることとした。

- ・指導手順書については、ポイントになる部分を赤字等で示すとよい。
- ・高齢者でも理解しやすい言い方（「バッテリー」→「電池」）で説明できるようにしてほしい
- ・事故報告書については、図を記入できるスペースがあれば、他者からももっとわかりやすくなるかと思う

- ・指導項目にひじ掛けを追加し、坂道等で安全ベルトの代わりにすることを入れた方が
良いと思う
- ・利用者の身体・生活状況にもよるが、マニュアル通りの説明ができない事もあるた
め、操作に関するチェックリストについては、「その他気づいた点」など、自由欄を
作れば、事例として後から見返すことができ、説明の質の向上にもつながると思う。
- ・事故・故障時はもちろんのこと、電動カーに乗車運転時に何かに接触した場合など
は、必ず報告する（その場で）という義務があることを理解してもらい説明をした方
が良い（利用者が「たいした傷じゃないからいい」などの判断をしないようにす
る）。

また、当日のペアワークにおいて、各班のサポート担当を行ったスタッフからも意見出
しを行い、必要と思われるものについて、「ガイドライン」、「指導手順書」及び「巻末
資料」に反映させることとした（反映内容の詳細については、後述「<参考2> ペアワ
ーク担当スタッフコメント」参照）

<参考1> 受講者アンケートで寄せられたコメント

※網掛箇所はガイドライン・指導手順書に反映

1. ガイドラインについて

受講者	第1章 全般		第2章 安全利用	
	評価	コメント	評価	コメント
A	2	-	2	-
B	2	資料の内容はわかりやすくなっていて、持って帰って見直してみようと思いました。コロナの流行している時期なので、時間短縮なのでごく説明が早く、そこだけが少しいけませんでした。	2	第1章と同じ理由ですが、またこちらも資料を見て勉強していきたいと思いました。
C	2	-	1	ひじ掛けも項目に入れた方が良いと思われる
D	1	主な事故事例や電動車椅子の特性、リスクが見やすくまとめられていてわかりやすかったです。	1	-
E	1	改善はないですが、日頃から活用しやすいと思う資料です。	1	チェックリストを活用し、貸与中となるのか事故等があった場合からなのかがきになります。
F	2	-	2	-
G	1	ハンドル形電動車椅子を使用する上でのリスク及びそれに伴う事故時事例が見やすく記載されていてわかりやすかった。	1	普段、面接を通して、ハンドル形電動車椅子の使用の可否を自分自身の主観で判断するケースがほとんどであったが、項目別にチェックができるのは非常にありがたいです。
H	1	-	1	項目が多いのでチェックが雑にならないか心配です。まとめられる部分があれば、ひとまとめになると良いと思います。
I	1	-	1	-
J	1	-	1	安全利用のガイドラインが非常にわかりやすかったので、簡易版として普及してほしい

1. わかりやすい 2. まあまあわかりやすい 3. 少しわかりにくい 4. わかりにくい

2. 指導手順書について

受講者	第1章 全般		第2章 安全利用	
	評価	コメント	評価	コメント
A	2	-	2	利用者に必ず理解してほしい各部の名称の説明を入れてほしい
B	2	大事な事はポイントなどで話をしてくれましたので、すごく印象に残ることができました。 少し早くで見逃しがありそうなので復習させてもらいたいと思います。	2	モニタリングのメンテナンスがいかに大事わかりました。 利用者の安全もですが、加害者にならないよう指導できるようがんばりたいです。
C	2	-	1	-
D	1	-	1	-
E	1	早めに作成してもらいたいです。私は日頃の業務ではあまり使うかわからないですが、新人さんにとってはまた新人さんを指導するチューターにとっても役立つと思います。	1	-
F	2	-	1	-
G	1	導入からモニタリングまでの流れがわかりやすく記載されており助かります。	2	それぞれチェックする項目や指導内容がわかりやすかったが、少し項目が多いようにも感じました。
H	1	-	2	-
I	2	ポイント等赤字を使ってもいいかと思っています	2	イラストの使用とかあってもいいと思います
J	1	-	1	-

1. わかりやすい 2. まあまあわかりやすい 3. 少しわかりにくい 4. わかりにくい

3. 巻末資料について

受講者	指導・評価		モニタリング	
	評価	コメント	評価	コメント
A	2	高齢者でも理解しやすい言い方（バッテリー→電池）で説明できるようにしてほしい	2	利用者用と家族用のチェックリストを準備したらよいのでは？
B	1	私自身、電動車椅子に乗る機会がなかったため、どのような説明をして良いかわからなかったのととても助かりました。でも、自分が知らない分、チェックリストにない疑問があったりしたので、なるべく使い方を覚えてスムーズに説明できるようになりたいです。	1	今回、時間の関係であまり目を通すことができなかったです。でも、見おとしのチェックがないか確認できるのは良いと思いました。
C	1	-	1	-
D	1	-	1	細かい項目に分けられていて、点検しなければいけないところがはっきりと分かりました。
E	2	-	1	-
F	2	-	2	-
G	1	説明漏れがなくなることを考えれば、安心して導入が行えます。	1	簡潔にまとめられていて、使いやすいと思います。
H	1	指導・評価に対するチェックは1つ1つ行い易いですが、項目が多すぎると煩雑になってしまうので、最重要項目と重要項目といったような区分けがあっても良いと思います	1	電動カーに関しての同一水準でのモニタリングレベルの維持が期待できると思います。
I	2	-	2	-
J	1	-	1	-

1. 使いやすい 2. まあまあ使いやすい 3. 少し使いにくい 4. 使いにくい

3. 巻末資料について（続き）

受講者	メンテナンス		事故報告書	
	評価	コメント	評価	コメント
A	2	家族用のチェックリストが重要では？	2	-
B	1	チェックリストだけでもたくさんあるなどびっくりしました。また、あらためて見直したいです。	2	なかなかこのようなものにふれる機会がないので、このようなわかりやすい物の様式があるのはいいと思います。
C	1	-	1	図を記入できるスペースがあれば、他者からももっとわかりやすくなるかと思う
D	1	-	1	-
E	1	・車体傷を記入する部分や全体の汚れ度点検項目にあってよい ・車種によっては充電回数や走行記録も確認記録できるので項目があってよい	1	自社では社内全体に報告できるシステムがあり、みんなで共有しています。
F	2	-	1	-
G	1	項目及びチェックポイントが簡潔にまとめられていて見やすい。	1	-
H	1	モニタリングと同様、メンテナンスについても同一水準のレベル以上が期待できると思います。	1	報告に対しての対応策等返信も必要と思います。
I	2	-	1	書くスペースが少ないので、両面印刷で2ページ使ってもいいと思います。
J	1	-	1	-

1. 使いやすい 2. まあまあ使いやすい 3. 少し使いにくい 4. 使いにくい

4. ペアワークについて

大項目	小項目	受講者	指導・評価はスムーズにできたか	
			評価	コメント
基本事項の説明	-	A	3	チェックリストを見ながら高齢者にわかりやすい説明の伝え方を考えながらだったので、スムーズに説明できなかった。
試乗（その1） 基本的な操作指導	乗降・運転前確認	B	2	初めて使う物だったので、説明を先生に聞くばかりでしたが、とても親切丁寧にご指導くださりありがたかったです。
	操作指導① 静止状態での指導	C	2	項目にひじ掛けを追加し、坂道等で安全ベルトの代わりになることを入れた方が良いと思う
	操作指導② 走行状態での指導	D	2	ご利用者様の身体・生活状況にもよりますが、マニュアル通りの説明ができない事もあります。「その他気づいた点」など、自由欄を作れば、事例として後から見返すことができたり、説明の質の向上にもつながるのではないかと思います。
試乗（その2） 路上での実践指導	(1) 主な禁止事項・注意事項の説明	E	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ内容は出来上がっている感じがした ・自分たちが現場で上手に活用したら良いと思う。 ・聞き取りしやすいチェックリストです
	(2) 自宅付近での操作指導	F	3	保管場所の出入口、自宅敷地からでたあとの流れ、保管場所に帰ってきからの停車の仕方などの設定を予め決めてからだと進行しやすいと思いました。
	(3) 実使用ルートでの指導	G	2	チェック項目があり、指導しなければならない事が明確にされていてよかったです。自動車学校ということもあり、広い道での作業でしたので、狭い道や車庫からの出し入れ等の練習もできればさらに良かったかと感じました。
		H	2	実際の業務と行っている通り対話をしながら確認できました。
	(4) 事故・故障時に備えた指導	I	2	実際に事故にあった時もだが、加害者の時の説明も必要と思いました。
J		2	自身の立場で利用者様への説明指導は直接ないですが、改善点として事故・故障時はもちろんですが、電動カーに乗車運転時に何かに接触した場合など、必ず報告する（その場）でという義務があることを理解してもらう説明をした方が良いと思います。あった方がたいした傷じゃないからいいなどの判断をしないようにする。	

1. スムーズにできた 2. まあまあスムーズにできた 3. あまりスムーズにできなかった

4. スムーズにできなかった

5. その他

受講者	コメント
A	-
B	コロナの時期なのにこのような勉強する機会があってよかった。またあれば参加したいです。
C	-
D	<p>電動カーの後ろのカゴを取り付けるのに申請が必要です。</p> <p>警察署の方にはなぜ申請が必要なのか、どの手順で申請を行うのかなど、細かく説明頂ければ、今後申請に手間取る相談員も少なくなるかと思えます。</p>
E	時間が短くもう少し詳しく聞きたいと思いました。特に藤田先生の講習については・・・
F	-
G	非常にわかりやすく、チェックリストがあるのは今後、非常に導入しやすくなるし、新人の方への説明も楽になると感じました。ありがとうございました。
H	ガイドラインを読むことで、改めてご利用者様との対応で不足していた部分があった事に気がきました。正式なチェック表となれば安全の確保はより良くなると思います。
I	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的に難しいでしょうが、もう少し時間をかけてやってもいいと思います。 ・チェックリストについては、問題ありの内容を書くスペースがもう少し広くあた方がいいと思いました。
J	相談員として、電動カーを扱う立場として、改めて事故をなくす安全指導への知識・意識が再確認と理解ができて、すばらしい会でありました。

<参考2> ペアワーク担当スタッフコメント

※下線箇所はガイドライン・指導手順書に反映

大項目	小項目	担当	気づき事項
基本事項 の説明	-	伊藤	<p>○基本的な構造には、各 부품の場所や名称を教えるリストが必要になり、テクノ冊子の7ページも範囲に含まれる。</p> <p>○ライトは必要な時だけ点灯で良いのかわからない。</p> <p>○参照冊子ページが掲載されていても、そのページの全てではないし、どこを見たら良いかわからない。</p> <p>○乗降のための座席回転、ひじ掛け跳ね上げの説明が必要。</p> <p>○利用上のリスクについては、禁止事項なのかどうかははっきりしない。</p> <p>○「バッテリー」という言葉よりも「電池」の方が伝わりやすい。</p> <p>○タブレットで紙芝居のように説明できるようになると一番良い。</p>
試乗（その1） 基本的な 操作指導	乗降・運転前 確認	伊藤	<p>○相談員自身が操作してみせる、利用者自身で操作してみる、の両方が必要と感じたので、その点が明確にされると良い。</p> <p>○運転中の速度変更は問題ないのか。</p> <p>○バッテリー残量確認とあるが、目盛りが幾つだと良いのか悪いのか。満タンに限定した方が良いのではないのか。</p>
	操作指導① 静止状態での 指導	肥後	<p>○不足していると思われる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラクション、手押しスイッチ、音声案内機能、バックミラー <p>○操作項目の順番を整理したほうが分かりやすい</p>
	操作指導② 走行状態での 指導	肥後	<p>○不足している（補足が必要）と思われる指導項目</p> <p>指導時のスピード設定、前進の場合の視認性、後進の場合のバックミラー、右折・左折・旋回の場合のウインカーと目視、急停止の場合の握り込み停止機能、段差昇降（停止状態で3cm）</p> <p>⇒この段階ですることが想定しにくい。</p> <p>⇒実際の走行ルート上にある場合に対応する等の補足が必要</p> <p>○ペアワーク時間は適切</p>
試乗（その2） 路上での 実践指導	（1）主な禁 止事項・注意 事項の説明	伊納	<p>○「主な注意事項」の説明内容に手間取っていた⇒具体的な注意内容の追加が必要</p> <p>○ペアワーク時間は過不足なし</p>
	（2）自宅付 近での操作指 導	伊納	<p>○「バッテリー充電」に関する評価項目の追加が必要（バッテリー充電場所の確認、適切に充電できているかどうかの確認）</p> <p>○ペアワーク時間は過不足なし</p>
	（3）実使用 ルートでの指 導	青木	<p>○ウインカーの消し忘れが多いことの案内</p> <p>○必ずチェックするものと必要に応じて説明するものを分けると良い</p> <p>○踏切や急坂は走行しないことを前提となっているが、走行しなければならぬ時の注意事項が不足</p> <p>○自動車学校の広い環境よりも、住宅地などの狭い環境でデモを実施するとイメージがしやすいと思う</p>
		井上	

	<p>(4) 事故・故障時に備えた指導</p>	<p>○使用者本人が事故を起こしても、過小評価しそのまま立ち去ることもある。<u>必ずその場で第三者に報告するように指導した方が良い。</u></p> <p>○ご担当者であったので事故対応の経験がありスムーズにできた。</p> <p>○時間は十分であった</p> <p>○事故時、相手が不明なケースもある。</p> <p>○自損事故の場合、警察は来ても事故の認定がされない場合がある</p> <p>○事故（破損）をしても、動くからそのまま使用するケースもある。早期の情報収集が重要である。</p>
--	-------------------------	--

Ⅷ. 本事業のまとめと事業成果の普及について

1. 本事業のまとめ

(1) ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用面からの評価・指導の実態把握

本事業において利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理する目的で行ったヒアリング調査やアンケート調査を通じて、介護保険制度上の福祉用具貸与サービスにおけるハンドル形電動車椅子の貸与実務について、安全利用面からの評価・指導の実態を詳細に把握したことで、以下の点を明らかにすることができた。

- ・利用者の平均年齢が 79.28 歳、75 歳以上の後期高齢者の割合が 80.3%という高齢者層であることを踏まえ、多くの福祉用具専門相談員が安全利用に関する評価・指導が重要であることを認識した上で、貸与実務の各プロセスにおいて、安全利用にかかわる評価や指導をきめ細かく実践している。特に事前の試乗は 100%に近い福祉用具専門相談員が実施しており、プロセスを慎重に踏むことの必要性が現場で浸透しているものと考えられる。
- ・貸与可否の判断や貸与後のモニタリング対応については、福祉用具専門相談員が主体となって、利用者本人・家族・ケアマネジャー等の関係者間で情報共有・協議がなされており、ケアチームによる連携を前提とした多面的な評価・判断が概ねなされている。また飲酒運転や交通法規の不遵守など、問題のある行動が明らかになった場合は、貸与を中止しているケースも多くみられ、経済性や利便性よりも安全性を重視した判断を優先させていると考えられる。
- ・また、認知機能の低下による事故発生リスク等の実態を把握する観点から行った認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に照らした追跡調査では、認知機能の低下が直接的起因となる事故は確認されなかった。なお、貸与中においては、認知機能の低下を定期的に確認していくことが重要であることから、現場の福祉用具専門相談員は、認知機能の判定基準レベルにかかわらず、モニタリングによる定期的な利用者の日常生活の把握に努めている。家族や介護支援専門員、他の介護サービス事業者等から入手した事故につながりかねないヒヤリハット情報に加え、メンテナンス訪問時の車体外観のキズ等の確認を通して、安全性、操作性の評価など総合的な観点から貸与可否の判断を行っていると考えられる。
- ・一方で、ハンドル形電動車椅子の安全利用にかかわるマニュアルや事故発生時の対応に関わるマニュアル類が整備されていない福祉用具貸与事業所は多く存在する。また福祉用具専門相談員向けの教育についても、研修等の機会が少なく、先輩の指導やOJTに依拠している部分が多い。このことから、ハンドル形電動車椅子の利用者の安全確保については、専ら福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員個人の現場における判断に委ねられている実態があり、利用者の安全確保を更に促進させていくためには、体系的かつ実践的なガイドラインや指導手順書の必要性が高いと考えられる。
- ・また、ヒアリング調査やアンケート調査を通じて、貸与実務の現場では、「貸与開始前段階における認知機能評価」、「試乗段階における踏切・急坂の確認」、「モニタリング時にお

ける認知機能チェック」等の面で課題があることが見えてきたことから、ガイドライン・指導手順書については、こうした課題に対応できるようにする必要がある。

(2) 福祉用具専門相談員を対象としたハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用講習会開催の成果

ヒアリング調査を通じて、福祉用具専門相談員を対象としたハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用講習会を開催するための必要な要件を整理した上で、関係者の協力を得ての場所・機材・人員の確保、開催目的を踏まえたカリキュラムの策定、当日の運営に関する各種資料の作成に加え、講習会当日のコロナウイルス感染防止対策の実践等、綿密な計画のもとに万全の準備を進めてきたことで、当日の講習会は成功裏に終了した。

受講者アンケートの結果からも、当日使用した「ガイドライン」、「指導手順書」、「巻末資料」の3つの資料類については概ね好評価を得られることができたが、これら資料類の更なる改善に向けて、参加者から寄せられた貴重な意見を反映させた。

今回のモデル講習会で作成した資料・ツール類については、今後水平展開を図る際に十分活用できるものと考えられる。なお講習会当日の時間が不足気味であった等、運営面で若干の課題も明らかになったため、この点については今後の改善に活かしていくこととしたい。

(3) ガイドライン・指導手順書の策定

利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理する目的で行った本事業の成果物として「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」、「同指導手順書」及びこれらに共通する「巻末資料」を作成した。

作成にあたっては、文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査を通じて得られた知見・情報をベースに、検討委員会の委員や作業部会メンバー等、各方面の専門家の意見やアドバイスを得つつ、必要な項目を過不足なく盛り込んだ。

また、編集にあたっては、ハンドル形電動車椅子の貸与実務に沿った形で5W1H（「誰が」、「いつ」、「どこで」、「何を」、「なぜ」、「どのように」）を明確にして整理するとともに、実務の現場で活用しやすくなるよう、見やすくボリュームを抑えた構成となった。

さらに、ヒアリング調査やアンケート調査の結果からも、安全確保の観点からは極めて重要になると位置づけられる「貸与を見送るべき利用者像」について、ヒアリング調査・アンケート調査の結果や、検討委員会・作業部会での討議結果も踏まえた上で、「身体機能」、「認知機能」、「利用環境」、「その他」の視点から、貸与可否判断のための目安や考え方をガイドラインに反映させた。

2. 本事業の成果の普及について

今回の事業は、現場における数多くの事例や、検討委員会・作業部会の場で寄せられた専門的な知見・アドバイス等を参考に、福祉用具専門相談員の誰もが均質的な対応ができるよう、ハンドル形電動車椅子の貸与フローを踏まえた評価・指導のポイントを、ガイドライン・指導手順書の形で分かりやすく見える化したものであり、今後の普及に向けて以下の通り提言を行う。

(1) 介護保険制度にかかわる福祉用具専門相談員およびケアチームに向けて

今回作成したガイドラインや指導手順書については、一義的には介護保険制度上の福祉用具貸与サービスの提供の中心となる福祉用具専門相談員を始め、利用者とその家族、介護

支援専門員、ホームヘルパー、かかりつけ医、他のサービス事業者等を含むケアチームによる活用を企図しているが、そのためには、本事業の成果物であるガイドラインと指導手順書の周知を図り、内容を理解してもらうとともに、現場で実際に使用して初めて意味をなすものであることから、そのための普及啓発活動が必要となる。

この点については、本事業で実施したハンドル形電動車椅子の貸与実務における福祉用具専門相談員向けの安全利用講習会や、警察・自治体等が行っている利用者向けの安全利用講習会との連携を図り、各地で頻回に開催していくことで普及促進が進んでいくものと考ええる。なお、我が国ではコロナ禍の収束が未だ見えない状況にあるため、全国の福祉用具貸与事業所へのガイドラインと指導手順書の配布に加え、ガイドライン・指導手順書の内容解説を録画し、動画配信を通じたWEB学習を行ってもらうことからまずは着手していく。

(2) 介護保険制度の対象外となる一般販売について

今回策定したガイドライン・指導手順書は、介護保険制度上の福祉用具貸与サービスにおけるハンドル形電動車椅子の貸与業務を前提としているが、福祉用具貸与事業所が行う一般販売に際しては、福祉用具専門相談員が関与することから、貸与サービス時と同様にガイドラインと指導手順書を用いた販売を行うことが必要である。

また、利用者に対する安全面での評価や、利用者に対する安全指導という観点からは、介護保険制度の対象外となる販売事業者等に活用してもらうことも有効であり、関係機関においては、こうした一般の販売事業者に対する普及啓発に向けた活動に取り組んでもらうことが必要である。

(3) ハンドル形電動車椅子の安全利用に係るすべての関係者に向けて

事故防止への取組みを積極的に推進する観点において、上記①②以外にも、メーカー・関連業界団体・自治体・警察等の関係者に対しても、ガイドラインや指導手順書の周知を行うことが必要と考える。当協会においても、こうした各方面への周知啓発に取り組んでいくが、これらの関係者、さらには国民への幅広い周知に向け、関係各位の協力を仰ぐことができれば幸いである。

以上

IX. 参考資料

1. アンケート調査票

令和2年度老人保健健康増進等事業 ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業 アンケート調査票

【事業の趣旨（目的）】

高齢者によるハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が依然として続いています。この死亡・重傷事故の現状を踏まえ、介護保険制度において、ハンドル形電動車椅子のサービス提供を行っている福祉用具専門相談員の取り組みの実態を把握し、有効な事故防止策の提言につなげることを本事業の目的としています。

そのため、福祉用具専門相談員を対象に、担当した事例にもとづいた、貸与可否を判断する際の基準やその内容、事故防止の対応等について、アンケート調査を実施することといたしました。

このアンケート調査は、福祉用具貸与におけるハンドル形電動車椅子の使用上の事故防止に向けたガイドラインや利用者への安全利用に係る指導手順書等の策定につながる重要な調査となります。

何卒、アンケート調査へのご協力を宜しくお願い申し上げます。

【本アンケートの調査項目の内容と構成】

- I. 事業所の基本情報
- II. ハンドル形電動車椅子の貸与事例について
- III. ハンドル形電動車椅子に対する対応について
- IV. ハンドル形電動車椅子に関する事業所の対応について

【ご記入にあたってのお願いとご注意】

- ・令和2年10月23日（金）までにWeb画面または調査票でのご回答とご返送をお願い致します。
- ・Web画面のURL、ログイン情報は同封の案内状をご覧ください。
- ・ハンドル形電動車椅子の貸与を行った直近の実事例をもとにご回答ください。
- ・上記実事例をご担当された福祉用具専門相談員お一人がご記入ください。
※可能であれば福祉用具専門相談員としての経験年数が5年以上の方にご記入をお願い致します。
- ・事業所全般に関する質問につきましては、適宜、事業所の管理者等にご確認の上でご記入ください。

【ハンドル形電動車椅子について】

ハンドル形電動車椅子とは、JIS規格上の「JIS T9208自走用ハンドル形」として規定された、ハンドルによって向きを変えることのできる電動車椅子及びこれと同様の構造を持つ電動車椅子のことをいうものとします。

ハンドル形電動車椅子は、「電動カート」、「シニアカー」、「セニアカー（スズキ株式会社の登録商標）」とも呼ばれています。



※本調査においては、ジョイスティック型電動車椅子は含まれませんのでご注意ください。

I. 貴事業所の基本情報

※ご自身でわからない場合は、事業所の上司や管理者の方などにご確認のうえご回答ください。

【1. 貴法人に関する情報について】

法人名：			
事業所名：			
所在地：			
電話番号： ※アンケート調査に関してご連絡させていただくことがあります。			
貴法人が運営する福祉用具貸与事業所の総数： _____ か所			
貴法人が運営する福祉用具貸与事業所の従業員数： _____ 名			
【内訳】福祉用具専門相談員： _____ 名			
事務員： _____ 名			
その他： _____ 名（職種 _____）			
福祉用具専門相談員の経験年数別人数：			
1年未満 _____ 名	1～5年未満 _____ 名	5～10年未満 _____ 名	10年以上 _____ 名
事業所におけるハンドル形電動車椅子の貸与台数： _____ 台 ※2020年7月末時点			
事業所におけるハンドル形電動車椅子の調達方法：			
1. 主に自社で調達・保有 2. 主にレンタル卸を利用 3. 「1」と「2」を併用			

【2. 記入者の情報について】

福祉用具専門相談員としての経験年数： _____ 年 ※これまでの通算の経験年数（数カ月は切り捨て）で回答してください。	
福祉用具専門相談員以外に保有している資格（○はいくつでも可）：	
1. 保健師 2. 看護師 3. 准看護師 4. 理学療法士 5. 作業療法士	
6. 社会福祉士 7. 介護福祉士 8. 義肢装具士 9. 介護支援専門員	
10. 介護職員初任者研修 11. 実務者研修 12. その他（ _____ ）	
13. 特にない	

Ⅱ. ハンドル形電動車椅子の貸与事例について

【1. 利用者の基本情報】

直近でハンドル形電動車椅子の貸与を行った利用者の基本情報についてお伺いします。該当する数値や病名の記入もしくは、あてはまるものに○印をつけてください。

1	年齢（貸与時）	歳	
2	性別	男 ・ 女	
3	介護度	要支援1 ・ 要支援2 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5	
4	身長 / 体重	cm /	kg
5	移乗	介助されていない ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助	
6	座位保持	できる ・ 自分の手で支えればできる ・ 支えてもらえればできる ・ できない	
7	屋内歩行	つかまらないでできる ・ 何かにつかまればできる ・ 一部介助 ・ できない	
8	屋外歩行	つかまらないでできる ・ 何かにつかまればできる ・ 一部介助 ・ できない	
9	移動	介助されていない ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助	
10	意思の伝達	意思を他者に伝達できる ・ とくとき伝達できる ・ ほとんど伝達できない ・ 伝達できない	
11	視覚	普通(日常生活に支障がない) ・ 約1m離れた視力確認表の図が見る ・ 目の前においた視力確認表の図が見える ・ 見えているのか判断不能	
12	聴覚	普通 ・ 普通の声がやっと聞こえる ・ かなり大きな声なら何とか聞き取れる ・ ほとんど聞こえない ・ 聞こえているのか判断不能	
13	外出頻度	週1回以上 ・ 月1回以上 ・ 月1回未満	
14	日常の意思決定	できる ・ 特別な場合を除いてできる ・ 日常的に困難 ・ できない	
15	主な疾病	(・)	
16	麻痺	上肢： 有 ・ 無	下肢： 有 ・ 無
17	筋力低下	上肢： 有 ・ 無	下肢： 有 ・ 無
18	障害高齢者の日常生活自立度	自立 ・ J1 ・ J2 ・ A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 ・ C1 ・ C2	
19	認知症高齢者の日常生活自立度	自立 ・ I ・ II ・ IIa ・ IIb ・ III ・ IIIa ・ IIIb ・ IV ・ M	
20	生活環境	独居 ・ 配偶者との2人暮らし ・ 子との2人暮らし ・ その他	
21	他のサービス利用状況	訪問介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリ ・ 訪問入浴 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリ	
22	利用している福祉用具	車椅子（付属品含）※今回質問のハンドル形電動車椅子を除く ・ 特殊寝台（付属品含） ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ・ 自動排泄処理装置	
23	杖の使用 (貸与品を除く一本杖等)	使用している ・ 使用していない	
24	ハンドル形電動車椅子の保管場所	玄関内 ・ 倉庫 ・ ガレージ ・ 軒先 ・ その他 ()	
25	自動車運転免許の保有歴	あり ・ なし	

【2. 貸与したハンドル形電動車椅子】

貸与したハンドル形電動車椅子のメーカー名、商品名、機種名（型式）、登降坂性能に関する警告機能の有無をご記入ください。

※登降坂性能に関する警告機能とは、傾斜角度 10 度以上の急坂であることを感知すると、警告音等で、利用者に注意喚起を行う機能のことです。

1	メーカー名	
2	商品名	
3	機種名／型式	／
4	登降坂性能に関する警告機能	有 ・ 無

【3. 貸与前の評価について】

(1) 利用者が貸与を希望するきっかけとなった方は誰でしたか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 利用者本人
2. 家族
3. 友人・知人
4. 介護支援専門員
5. 介護サービス事業所（福祉用具貸与事業所以外）
6. 福祉用具専門相談員（ご自身：アセスメントによる提案等）
7. その他（ ）

(2) 利用者が貸与を希望された目的は何でしたか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 買物
2. 家族・友人への訪問
3. 散歩
4. 通院
5. 通所
6. 趣味・娯楽
7. 飲食
8. 仕事
9. その他（ ）

(3) 利用者の身体状況で確認したものは何でしたか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 身長・体重
2. 手指の巧緻性・利き手などの上肢機能
3. 麻痺の有無や切断・欠損などの身体状況
4. 屋内歩行能力
5. 屋外歩行能力
6. 関節可動域制限の有無
7. 見えにくさ（眼鏡の使用等）
8. 聞こえにくさ（補聴器の使用等）
9. 認知機能
10. その他（ ）

(10) 貸与可否を検討する際の判断項目として、最も重視したことは何でしたか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 使用目的
2. 利用者の身体状況
3. 利用者の操作能力
4. 使用環境
5. その他 ()

(11) 貸与可否を検討する際、参考として誰の意見を聞きましたか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 利用者本人
2. 家族
3. 介護支援専門員
4. 医師
5. 看護師
6. 理学療法士・作業療法士
7. 介護職
8. その他 ()

(12) 貸与可否を検討する際、関係者間において意見は分かれ了吗か？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 意見が分かれた → (13) へ
2. 意見は分かれなかった (全員一致) → **【4.(1)】** へ

(13) (12)で「1. 意見が分かれた」に○印をつけた方にお聞きします。

意見が分かれたにも関わらず、貸与を決定した理由を記載してください。

理由)

【4. 貸与にあたっての使用法の指導や、使用上における注意喚起について】

(1) 利用者に対して操作手順や注意事項等をどのように伝えましたか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 利用者個々の動線の写真や地図等を作成し、操作手順や注意事項を伝えた
2. メーカー等が発行している冊子を使用して、操作手順や注意事項を伝えた
3. 福祉用具サービス計画書の留意事項に記載して、操作手順や注意事項を伝えた
4. 書面等は使用せず、口頭のみで操作手順や注意事項を伝えた
5. その他 ()

(2) 利用者の使用環境で確認した事項は何ですか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 坂道 →○を付けた方は、(3) へ
2. 踏切 →○を付けた方は、(7) へ
3. 自動車交通量
4. 自転車交通量
5. 歩行者通行量
6. 路面の状態(舗装や悪路等)
7. 路肩の傾斜
8. 道幅(歩道幅)
9. 横断歩道
10. 段差・縁石・側溝
11. 信号(青の時間の長短など)
12. 交差点
13. トンネル
14. 車庫とその出入口
15. その他 ()

※「1. 坂道」「2. 踏切」に○印が付かなかった方は、【5. - (1)】へ

※【4. - (2)】で「1. 坂道」に○印をつけた方のみにお聞きします。

(3) 坂道のリスクの度合いについて、どのように説明しましたか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 坂道のリスクの度合いについて、福祉用具サービス計画書等の書面と口頭で説明した
2. 坂道のリスクの度合いについて、口頭のみで説明した
3. 説明しなかった
4. その他 ()

(4) 坂道を走行中に不測の事態が発生した場合を想定し、周囲へ緊急事態を知らせる方法を予め検討しましたか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した
2. 介護支援専門員とだけ検討した
3. 利用者とだけ検討した
4. 検討しなかった
5. その他 ()

(5) 坂道の傾斜角度はどのくらいでしたか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 傾斜角度 10 度以上
2. 傾斜角度 10 度未満
3. 確認しなかった

- (6) (5)で「1. 傾斜角度 10 度以上」「2. 傾斜角度 10 度未満」に○印をつけた方にお聞きします。傾斜角度をどのように確認しましたか？
該当する番号1つに○印をつけてください。
1. 現地に行き、ハンドル形電動車椅子の登降坂性能のに関する警告機能で確認した
 2. 現地に行き、計器等を使用して傾斜角度を確認した
 3. 現地に行き、目視のみで傾斜角度を確認した
 4. 地図等（グーグルマップ等を含む）で確認した
 5. その他（)

※【4. - (2)】で「2. 踏切」に○印をつけた方のみにお聞きします。

- (7) 踏切があるかどうかをどのように確認しましたか？
該当する番号1つに○印をつけてください。
1. 現地に行き、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）について計器等を使用して確認した
 2. 現地に行き、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）について目視のみで確認した
 3. 地図等（グーグルマップ等含む）で確認した
 4. 確認しなかった
 5. その他（)
- (8) 踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）について、どのように説明しましたか？
該当する番号1つに○印をつけてください。
1. 踏切のリスクの度合いについて、福祉用具サービス計画書等の書面と口頭で説明した
 2. 踏切のリスクの度合いについて、口頭のみで説明した
 3. 説明しなかった
 4. その他（)
- (9) 踏切で緊急事態が発生した場合において、周囲へ緊急事態を知らせる方法を予め検討しましたか？
該当する番号1つに○印をつけてください。
1. 利用者や介護支援専門員等と一緒に検討した
 2. 介護支援専門員とだけ検討した
 3. 利用者とだけ検討した
 4. 検討しなかった
 5. その他（)

【5. 貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）について】

- (1) 当該事例において、モニタリングは実施しましたか？
該当する番号1つに○印をつけてください。
1. 実施した → (2) へ
 2. 実施していない → 【6. - (1)】 へ
- (2) モニタリングはどのくらいの頻度で実施しましたか？
該当する番号1つに○印をつけてください。
1. 毎月実施
 2. 2カ月毎に実施
 3. 3カ月毎に実施
 4. 6カ月毎に実施
 5. その他（)

(3) (2) で記載したヒヤリハットのケースに関し、その後も貸与を継続しましたか？

該当する番号1つに○印をつけて下さい。

1. 貸与を継続した → (4) へ

2. 貸与を中止した → 【2. - (1)】 へ

3. その他 ()

(4) (3) で「1. 貸与を継続した」と答えた方に伺います。

貸与を継続した理由や、利用継続にあたり指導した内容等を具体的にご記入ください。

<貸与を継続した理由>

<指導した内容>

【2. ハンドル形電動車椅子に関する研修（教育）について】

(1) 利用者がハンドル形電動車椅子を安全に使えるように、利用者向けに体験型訓練等を交えた安全講習会の実施または参加したことがありますか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. ある

2. ない

(2) ハンドル形電動車椅子に関する福祉用具専門相談員向けの社内研修は直近1年間で何回受講しましたか？回数をご記入ください。

社内研修	回/年
------	-----

(3) ハンドル形電動車椅子に関する福祉用具専門相談員向けの社外研修は直近1年間で何回参加しましたか？回数をご記入ください。

社外研修	回/年
------	-----

IV. ハンドル形電動車椅子に関する事業所の対応について

※ここからの設問は貴法人の事業所全般にかかわる事項について伺います。ご自身でわからない場合は、事業所の上司や管理者の方などにご確認のうえご回答ください。

【1. ハンドル形電動車椅子に関するマニュアル等の整備状況について】

- (1) ハンドル形電動車椅子を貸与する際の進め方などをまとめた基本フローや業務の流れをまとめた貴事業所のマニュアルはありますか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. ある → (2) へ
2. ない → (3) へ

- (2) (1)で「1. ある」に○印をつけた方にお聞きします。

貴事業所のマニュアルは何を参考に作成されましたか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 財団法人テクノエイド協会
「福祉用具シリーズ Vol.13 電動三輪車四輪車使い方手引き」
2. 電動車いす安全普及協会
「一安全にご利用いただくために一電動車いす安全利用の手引き」
3. 公益財団法人日本交通管理技術協会
「電動車いすの安全利用の手引き～安全で豊かな日常生活を送るために～」
4. 各社メーカーが作成している冊子等
5. 特に参考にしたものはない
6. その他 ()

- (3) (1)で「2. ない」に○印をつけた方にお聞きします。

貸与する際に参考にされているマニュアルは何ですか？

該当するすべての番号に○印をつけてください。

1. 財団法人テクノエイド協会
「福祉用具シリーズ Vol.13 電動三輪車四輪車使い方手引き」
2. 電動車いす安全普及協会
「一安全にご利用いただくために一電動車いす安全利用の手引き」
3. 公益財団法人日本交通管理技術協会
「電動車いすの安全利用の手引き～安全で豊かな日常生活を送るために～」
4. 各社メーカーが作成している冊子等
5. 特に参考にしているものはない
6. その他 ()

【2. 事業所における貸与後のモニタリング（利用状況の確認等）について】

- (1) モニタリングはどのくらいの頻度で実施することになっていますか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. 定期的実施している（該当するa～eの記号1つに○印をつけてください） → (3) へ
 - a. 毎月実施
 - b. 2カ月毎に実施
 - c. 3カ月毎に実施
 - d. 6カ月毎に実施
 - e. その他 () 毎月毎に実施)
2. 定期的実施していない → (2) へ

【5. 事故対応について】

- (1) 事業所内にはハンドル形電動車椅子の事故が起きた際に対応するマニュアル等がありますか？

該当する番号1つに○印をつけてください。

1. ある
2. ない

- (2) 事業所内で過去1年間（平成31年4月～令和2年3月）に発生したハンドル形電動車椅子の事故は何件ですか？件数を記入してください。

※「事故」とは、事故報告として保険者（市区町村）に報告したものとします。

事故件数	件
------	---

→0件の場合は【6. - (1)】へ

- (3) 事業所内で起きた事故に関し、ハンドル形電動車椅子の直近の事故の1ケースについて、事故内容（第一通報者、事故原因、対応方法等）を具体的にご記入ください。

<第一通報者>

<事故原因>

<対応内容等>

- (4) (3) で記載した事故に関し、その後も貸与を継続しましたか？

該当する番号1つに○印をつけて下さい。

1. 貸与を継続した → (5) へ
2. 貸与を中止した → 【6. - (1)】 へ
3. その他 ()

- (5) (4) で「1. 貸与を継続した」に○印をつけた方に伺います。

貸与を継続した理由や、利用継続にあたり指導した内容等を具体的にご記載ください。

<貸与を継続した理由>

<指導した内容>

2. 追跡アンケート調査票（認知症高齢者の日常生活自立度）

令和2年度老人保健健康増進等事業
ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業
追跡アンケート調査票

- ・令和3年3月5日（金）までに調査票でのご回答とご返送をお願い致します。
- ・令和2年10月に実施したアンケート調査の「Ⅱ. Ⅰ. 直近でハンドル形電動車椅子の貸与を行った実事例」に記載した利用者についてご回答ください。 ※同封のアンケート調査票をご確認ください

I. 貴事業所の基本情報

【1. 貴法人に関する情報について】

法人名：
事業所名：
所在地：
電話番号：
メールアドレス：

※アンケート調査に関してご連絡させていただくことがあります。

II. 利用者の現状について

令和2年10月に実施したアンケート調査において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡよりも自立度が低い（Ⅱa以下）貸与者の利用現状についてご回答ください。

【1. 利用者の現状について】

1	貸与の状況	貸与終了（貸与中止） ・ 貸与中 ※令和3年2月時点
2	貸与期間	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)
3	貸与開始時の自立度 「認知症高齢者の日常生活自立度」	自立・Ⅰ・Ⅱ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲ・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ
	「介護度」	自立・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5
4	令和2年10月のアンケート時 「認知症高齢者の日常生活自立」	自立・Ⅰ・Ⅱ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲ・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ
	「介護度」	自立・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5
5	現在（変化はありますか？） 「認知症高齢者の日常生活自立」	自立・Ⅰ・Ⅱ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲ・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ
	「介護度」	自立・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

6	貸与中の場合 ①貸与時の条件等、貸与実務面で気をつけていることなどがありましたらをお書きください。(貸与計画等、共有した内容)	①
	②現在の貸与に関する課題はありますか？	②
	③使用の目的や利用頻度	③
7	貸与終了（貸与中止）の場合 その理由をお書きください。	
8	本件において、ヒヤリハットや事故はありましたか？ ○具体的内容をお書きください。	有 ・ 無
9	8で「有」の場合 ○その際の対応についてお書きください。	貸与継続 ・ 貸与中止

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。

3. モデル講習会案内チラシ

講習会 主催：一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）

ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用講習会 ～ガイドライン・指導手順書の解説と演習～

ハンドル形電動車椅子は利便性の高い福祉用具であることから、近年使用者は増えつつありますが、一方で使用中の死亡・重傷事故が後を絶ちません。こうした状況を受け、当協会では今年度、厚生労働省の補助金を受けて、福祉用具事業者、福祉用具専門相談員向けのハンドル形電動車椅子の貸与可否判断を含む安全利用に係るガイドラインや指導手順書を作成しました。

本講習会では、福祉用具専門相談員の皆様を対象に、上記のガイドラインおよび指導手順書の内容を解説するとともに、実機を用いたロールプレイ方式による模擬演習も予定しています。ハンドル形電動車椅子の安全な貸与サービスにお役立ていただきたく、是非ともご参加ください。

参加費無料

日時	令和2年12月11日（金） 14：00～16：00（受付開始13：30）
場所	宮之城自動車学校（住所：鹿児島県薩摩郡さつま町吉1904）
対象	福祉用具貸与事業所に勤務する福祉用具専門相談員
定員	10名（先着順で定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます）
お申込み方法	①メール申込 （メールアドレス省略）に、タイトル名「ハンドル形電動車椅子講習会」を付し、本文に「お名前（フリガナ）、事業所名、電話番号、経験年数、ふくせん会員の有無」をご記名の上、メール送信ください。 ②FAX 受講申込書（2枚目）にご記入の上、FAXでお申込み下さい。

PROGRAM	13:30～14:00	受付		
	14:00～14:05	開会	開会挨拶	
	14:05～14:15	10分	講義①	ハンドル形電動車椅子の事故状況について【講師】さつま監禁署
	14:15～14:55	40分	講義②	ハンドル形電動車椅子の安全利用に関するガイドライン・指導手順書の解説【講師】藤田 佳男 氏 千葉国立保健医療大学 准教授
	14:55～15:05	10分	休憩	
	15:05～15:50	45分	ペアワーク	ハンドル形電動車椅子の貸与実務に関するロールプレイ
	15:50～16:00	10分	講評・質疑	講師からの講評、受講者からの感想・質疑応答
	16:00～		閉会	閉会挨拶

（注）上記プログラムは予告なく変更となる場合があります。予めご了承ください。

お問合せ先 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 担当：●●（氏名省略）
TEL:03-5418-7700 FAX:03-5418-2111（メールアドレス省略）

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 行

FAX ■講習会■
ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用講習会
～ガイドライン・指導手順書の解説と演習～

事務局長使用欄

<FAX専用>
受講申込書

貴事業所名		
お電話番号	— —	
お申込情報	お申込①	お申込②
フリガナ		
ご氏名		
福祉用具専門相談員 経験年数	年	年
ふくせん会員	会員・非会員	会員・非会員
※メールアドレス		

【※ご注意】お申込み受付後メールにて受付完了のご連絡をさせていただきます。メールアドレスを必ずご記入ください。
【個人情報のお取り扱いについて】
申込書に記載いただきましたお書きの情報は、主催社のセミナーや商品・サービスに関するご案内に使用することがあります。

日時：令和2年12月11日（金）
14:00-16:00（13:30受付開始）

■講習会会場のご案内

<備考>

<事務局長使用欄>

4. モデル講習会運営要領

ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用講習会・運営要領

於：宮之城自動車学校 （住所：鹿児島県薩摩郡さつま町時吉 1904）

1. 当日プログラム

13:30 ～14:00	-	受付	-
14:00 ～14:05	5分	開会	開会挨拶
14:05 ～14:15	10分	講義①	ハンドル形電動車椅子の事故状況について 【講師】 さつま警察署
14:15 ～14:55	40分	講義②	ハンドル形電動車椅子の安全利用に関するガイドライン・ 指導手順書の解説 【講師】 藤田 佳男 氏 千葉県立保健医療大学 准教授
14:55 ～15:10	15分	ペアワーク 説明・準備	ペアワーク（ロールプレイ）に関する参加者への説明および 準備指示
15:10 ～15:15	5分	休憩	-
15:15 ～15:55	40分	ペアワーク	ハンドル形電動車椅子の貸与実務に関するロールプレイ
15:55 ～16:00	5分	講評・質疑	全体講評、受講者からの感想・質疑応答
16:00～		閉会	閉会挨拶、参加者アンケート記入

※12名参加

2. 当日の役割（敬称略）

- 藤田：講義②の講師
- 肥後：運営統括／司会進行
- インターリスク総研：運営サポート／ペアワーク進行

3. 必要な資料・資機材

（1）配布資料（スタッフ分・予備含め 20 部）

- ①プログラム
- ②参加者名簿（事務局用）
- ③レジュメ「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」、
および「同指導手順書」（講義②用）
- ④上記に関する巻末資料（講義②およびペアワーク用）

- ⑤「電動車いす 安全利用の手引」(電動車いす安全普及協会)(ペアワーク用)
- ⑥「電動三輪車四輪車 使い方手引き」(公益財団法人テクノエイド協会)(ペアワーク用)
- ⑦ペアワーク実施要領
- ⑧参加者アンケート
- ⑨主催者挨拶原稿

(2) 資機材

- ①ハンドル形電動車椅子 6 台
- ②デジカメ、ボイスレコーダー、PC、プロジェクター、スクリーン、マイク、バインダー
- ③アルコール消毒液、検温器

4. 当日進行要領

スケジュール	対応事項	備考
設営 12:00~ ~13:30	<ul style="list-style-type: none"> ・受付準備 ・会場資機材準備 (PC 等投影準備、机等配置、照明確認、音響確認) ・実地コース準備 ・電動車椅子配置 ・資料設置 	現地にてペアワーク使用コースを検討
受付 13:30~	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の受付・誘導 ・関係者の受付・誘導 	外部関係者：さつま警察署・大木課長
開会 14:00~	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・主催者挨拶 	主催者挨拶
講演中 14:05 ~14:55	<ul style="list-style-type: none"> ・録音開始 ・照明・音響・空調確認 ・写真撮影 ・途中来場・退場者対応 	
ペアワーク 説明・準備 14:55 ~15:10	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアワーク進行要領説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行要領説明(5分) ・模擬指導に備えた資料の予習(10分)
(休憩) 15:10 ~15:15	(再開時間と再開時の集合場所の説明)	
ペアワーク 15:15 ~15:55	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者誘導 ・ペアワーク補助 ・写真撮影 	<ul style="list-style-type: none"> ・2人1組で6ペア ・各ペアに主催側スタッフ1名が同伴
講評・質疑 15:55 ~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・講評 ・質疑対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体講評(藤田)、質疑対応
閉会 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者挨拶 ・閉会 	主催者挨拶
終了後	アンケート回収・撤収	

5. ペアワークの進行要領

(1) 参加者 2 人 1 組でペアになってもらう

(2) 以下のように、ペアごとに模擬指導のシーンを割り振り、1 人が「福祉用具専門相談員役」、1 人が「利用者役」となり、途中で役割を交代して実施する。

模擬指導シーン		担当班	役割	
大項目	小項目		相談員役	利用者役
基本事項の説明	—	1 班	●●様	●●様
試乗（その 1） 基本的な操作指導	乗降・運転前確認		●●様	●●様
	操作指導①静止状態での指導	2 班	●●様	●●様
操作指導②走行状態での指導	●●様		●●様	
試乗（その 2） 路上での実践指導	（1）主な禁止事項・注意事項の説明	3 班	●●様⇒●●様	●●様⇒●●様
	（2）自宅付近での操作指導	4 班	●●様⇒●●様	●●様⇒●●様
	（3）実使用ルートでの指導	5 班	●●様⇒●●様	●●様⇒●●様
	（4）事故・故障時に備えた指導	6 班	●●様⇒●●様	●●様⇒●●様

(3) ペアワークの開始前に、実際に指導・評価を行ってもらうための、準備（予習）の時間を設ける。
（模擬指導で用いるチェックリストや、電安協もしくはテクノエイドの冊子を確認してもらう）

(4) 運営スタッフが 1 班に 1 人同伴し、模擬指導をサポートするとともに、「スムーズにできている点」、「スムーズにできていない点」をチェックする。

(5) 時間配分・・・休憩込みで 60 分（ペアワークが早く終わればアンケート記入にあてる）。

①ペアワーク方法の説明【5 分】

②参加者の準備（予習）【10 分】

（休憩 5 分をはさんで）

②ペアワーク（前半）【20 分】

③ペアワーク（後半）【20 分】

以上

5. 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断に当たっての留意事項
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。 相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでにできたことにミスが目立つ等	
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来すような症状・行為や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。 「ときどき」とはどれくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用し、これらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaと同じ	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIと同じ	常に目を離すことができない状態である。 症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅サービスを続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。 施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等	ランクI～IVと判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門病棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号）

厚生省老人保健福祉局長通知

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業

報告書

令和3年3月発行

発行者 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒180-0073 東京都港区三田 2-14-7 ロール三田 404号室
TEL : 03-5418-7700 FAX : 03-5418-2111

【事務局支援】MS & ADインターリスク総研株式会社

本事業は、令和2年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受けて行ったものです。

[福祉用具専門相談員向け]

ハンドル形電動車椅子の貸与実務における 安全利用のためのガイドライン

-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくために-

令和 3 年 3 月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

ハンドル形電動車椅子は、歩行に困難を感じる高齢者にとっての移動手段や、自動車運転免許を返納した高齢者の代替移動手段として、近年広く普及しつつあります。

一方、ハンドル形電動車椅子の利用中の事故も少なからず発生しています。消費者庁の資料やデータをもとに一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が調査したところ、ハンドル形電動車椅子を利用中の死亡・重傷事故は、平成20年から令和2年までに66件発生しています。

ハンドル形電動車椅子は免許の取得が不要で、近距離の移動で便利な反面、高齢者の利用が多く、早歩き程度の速度で動くことや、歩道や施設内も走行できることなどから、自動車との衝突事故や利用中の転倒・転落などに加え、他の歩行者にぶつかってケガをさせるなど、様々なリスクが存在します。このため、ハンドル形電動車椅子の貸与に携わる福祉用具専門相談員にとって、利用者が安全に利用できるかどうかの評価が、事故防止のために極めて重要となります。

こうしたことを踏まえ、このたび当協会では、福祉用具専門相談員の皆様を対象とした「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」を作成しました。本冊子では、実際のハンドル形電動車椅子の貸与実務において、利用者が安全に利用できるかどうかを福祉用具専門相談員が見極める際の考え方や評価項目をガイドラインとして示しました。また別冊子として、ハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうために、福祉用具専門相談員が利用者に対して行うべき指導の内容・手順をとりまとめた「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」を作成しています。

福祉用具専門相談員の皆様が本冊子を活用し、利用者に対する適切な評価を通じて、ハンドル形電動車椅子の安全利用の更なる促進につながれば幸いです。

本冊子は、各種の電動車椅子の中でも、最も普及台数の多い「ハンドル形電動車椅子」に関する内容となっています。また介護保険による貸与のケースを対象としています。

目次

第1章 全般	1
1. ハンドル形電動車椅子の特性と利用上のリスク	1
2. 本冊子の活用方法	2
3. 参考資料（本冊子と併せて使用する冊子など）	2
第2章 安全利用のためのガイドライン	3
本章の全体像	3
1. 貸与プロセスにおける安全利用の確認・評価.....	4
(1) 貸与依頼時における情報収集と課題の整理.....	4
(2) 面接（インテーク）	6
(3) 操作指導	7
(4) 福祉用具サービス計画書の作成（5）サービス担当者会議（6）契約（貸与開始）	12
(7) モニタリング・メンテナンス.....	13
2. 貸与中止対応のポイント	15
3. 事故対応のポイント	16
4. まとめ.....	18
巻末資料	19

第1章 全般

1. ハンドル形電動車椅子の特性と利用上のリスク

ハンドル形電動車椅子は免許が不要で、近距離の買い物や通院等に便利であり、介護保険制度の車椅子貸与サービスとしての利用も可能なことから、近年利用者は増えつつあります。

一方でハンドル形電動車椅子の特性に起因する利用上のリスクも少なからず存在します。主な利用上のリスクは以下の通りであり、適切なアセスメントと操作指導、さらに利用開始後の定期的なモニタリングが重要となる福祉用具の1つであるといえます。

[ハンドル形電動車椅子の特性と利用上のリスク]

特性	利用上のリスク
早歩き程度のスピードで走行する	道路や踏切横断時の事故（横断に時間がかかる）
重量がある	緊急時（踏切脱輪時など）の自力退避が困難
高齢者の利用が多い	操作ミスや注意力・判断力の低下による事故
電動で動く	バッテリー切れによる走行停止
歩道や施設内を走行できる	他の歩行者や自転車、建物・設備への衝突
座った姿勢で外出ができる	高さが低く自動車から見落とされやすい
三・四輪で走行・旋回する	左右の段差、側溝、内輪差による脱輪・転倒
車幅がある	車幅感覚のズレによる他者・他物との接触

[主な事故事例]



また、ハンドル形電動車椅子は、利用者の心身機能や利用環境が一人ひとりで異なるため、利用上のリスクもそれぞれ異なります。このため貸与に当たっては、利用上のリスクを適切に評価するとともに、評価結果を利用者への指導に反映させることが重要になります。

2. 本冊子の活用方法

本冊子は、ハンドル形電動車椅子を利用者の方に安全に利用してもらうために、「ハンドル形電動車椅子の貸与可否を見極め、福祉用具専門相談員としての所見を適切に伝えるためのガイドライン（基本となる考え方や評価項目）」について、ハンドル形電動車椅子の貸与実務のフローに沿った形で、ポイントを押さえた解説を行っています。

現場におけるハンドル形電動車椅子の貸与実務において、福祉用具専門相談員の皆様が本冊子を参照しながら、貸与にあたっての安全性の評価を行っていただくことに加え、事業所内における勉強会の資料としても活用いただけます。

また巻末資料では、評価項目や指導項目を一覧化したチェックシートや、本冊子で紹介している各種の書式例をとりまとめています。貸与実務において、必要に応じ福祉用具サービス計画書の添付資料としても活用して下さい。

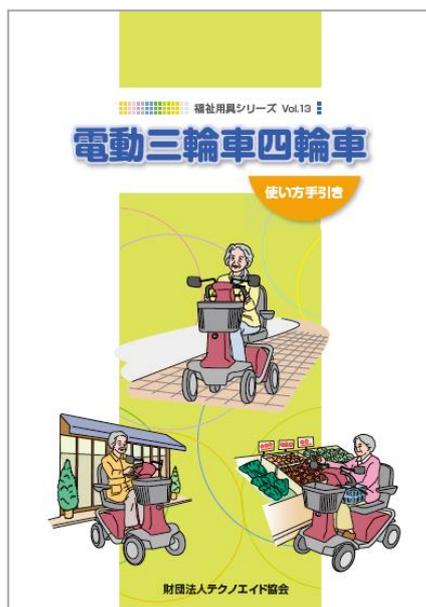
なお、別冊子として「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」を作成しています。こちらの冊子では、ハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうために、福祉用具専門相談員が利用者に対して行うべき指導の内容・手順をとりまとめています。安全利用のための指導実務については、こちらの冊子を活用してください。

3. 参考冊子（本冊子と併せて使用する冊子など）

本冊子は、福祉用具専門相談員の皆様が行う、ハンドル形電動車椅子の貸与可否の評価に的を絞った内容としています。利用者に対する実際の評価にあたっては、併せて以下の冊子類を併用するようにしてください。

[参考冊子（出典）]

- ・「電動車いす 安全利用の手引」（電動車いす安全普及協会）
https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki_all.pdf
- ・「電動三輪車四輪車 使い方手引き」（公益財団法人テクノエイド協会）
<http://www.techno-aids.or.jp/research/vol13.pdf>

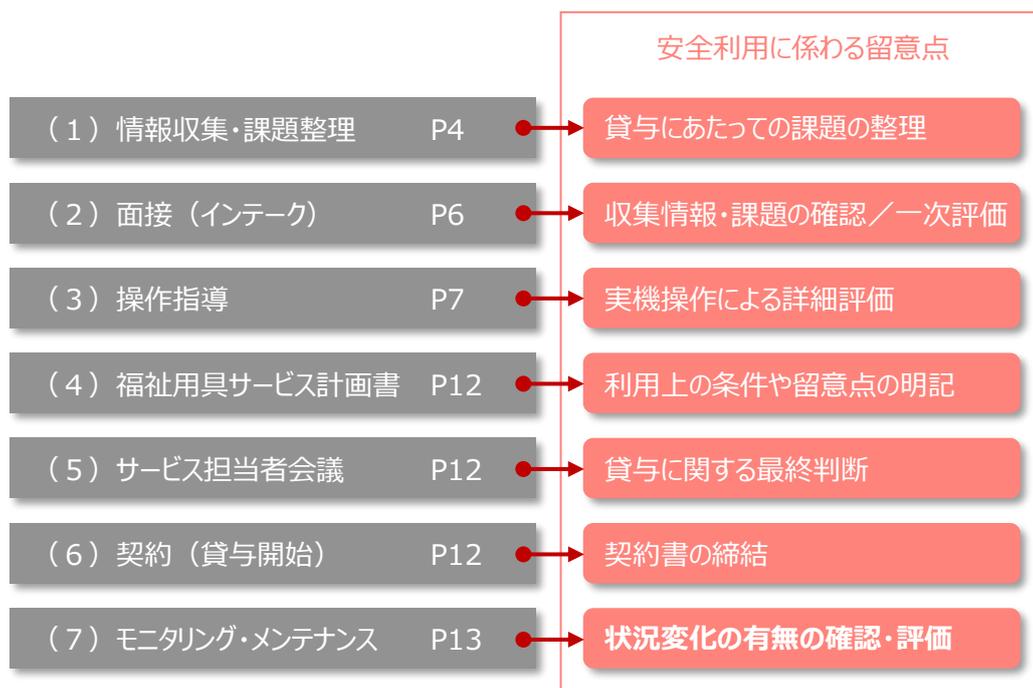


第2章 安全利用のためのガイドライン

本章の全体像

本章では、利用者がハンドル形電動車椅子を安全に利用できるかどうかを検討するに際しての、基本的な考え方や評価項目について、貸与実務のプロセスに沿って解説します。

1. 貸与プロセスにおける安全利用の確認・評価【P4】



2. 貸与中止対応のポイント【P15】

3. 事故対応のポイント【P16】

1. 貸与プロセスにおける安全利用の確認・評価

(1) 貸与依頼時における情報収集と課題の整理

- ハンドル形電動車椅子の貸与について照会や依頼があった場合は、担当のケアマネジャーから利用者に関する基本情報を収集します。
- ケアマネジャーから収集した基本情報を確認し、貸与にあたっての課題を整理します。
- 安全利用に関する情報については、できるだけ詳細に確認し、必要に応じて追加収集を行います。

ハンドル形電動車椅子の貸与について照会や依頼があった場合、まずは利用者に関する基本情報を、担当のケアマネジャーから収集します。

その後、入手した利用者に関する基本情報を精査するとともに、利用目的等に関する個別情報を聴取し、利用者の人物像をイメージした上で、ハンドル形電動車椅子の利用検討に必要な情報を整理・集約します。

その上で、ハンドル形電動車椅子の利用にあたっての課題の有無を検討し、この後の面接や操作指導で重点的に確認するようにします。

[ハンドル形電動車椅子・課題整理表 (例)]

項目	内容	課題 (要確認事項など)
利用目的・背景		
本人・家族の思い		
医療情報		
心身機能		
生活動作能力		
環境情報		
家族・介護者情報		
介護保険サービスの利用可否		

安全利用の Point

とりわけ「心身機能」、「生活動作能力」、「医療情報 (特に認知能力)」、「環境情報 (特に居住環境)」は安全利用に関する重要な情報といえます。情報が不足している場合は、ケアマネジャーに対し積極的に照会を行うようにします。そのためにも、平素からケアマネジャーとの良好な関係作りを行っておくことが大切となります。

留意すべき疾患について

ハンドル型電動車いすは歩行者扱いのため、法的な利用制限はありませんが、利用上の特性については、自動車の運転と共通する部分があります。このため、利用者が「認知・予測・判断・操作」を適切に行うことができるかどうか重要なポイントとなります。

自動車等の運転免許では、「運転に支障をおよぼすおそれのある一定の病気等」として、いくつかの具体的疾患名が挙げられており、免許取得や更新の際に症状や障害の程度について診断書等で確認することとしています。以下では、運転免許の場合における留意すべき疾患や問題となる症状を例示しますので、参考にして下さい。

[参考：自動車等の運転免許に関する留意すべき主な疾患]

疾患名	安全利用に支障のある症状
アルコールの中毒者およびアルコール依存症	中毒症の診断であれば原則として適性はない。依存症の場合は慎重に判断する
認知症、軽度認知機能障害	認知症の診断であれば原則として適性はない。軽度認知機能障害の場合は慎重に判断する
脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）、頭部外傷後遺症、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等	見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害、半側空間無視、半盲、運動機能障害（麻痺や失調等）があり、安全利用に影響がある場合
重度の眠気症状を呈する睡眠障害（睡眠時無呼吸症候群、ナルコレプシー等の過眠症）	重度の眠気により、安全利用に影響がある場合
再発性の失神（反射性（神経調節性）不整脈、起立性低血圧、糖尿病等による無自覚性低血糖、埋込型除細動器を埋め込んでいる場合等）	意識消失発作がある場合
症候性てんかん（脳卒中、頭部外傷、髄膜炎、脳炎などによる）、特発性てんかん（原因不明のもの）	意識消失や運動障害などの発作がある場合、または発作がなくても服薬指導を守れない、服薬により安全利用に影響がある場合
統合失調症や持続性妄想性障害等の精神障害	幻覚の存在や他者が理解不能な確信があり、安全利用に影響がある場合
そううつ病	注意力の低下やその他の影響で安全利用に影響がある場合
白内障、緑内障、網膜色素変性症などの眼疾患	白内障では著しい視力低下、緑内障および網膜色素変性症では、明確な視野障害があり、安全利用に影響がある場合
パーキンソン病	巧緻動作等運動機能の低下、注意力等認知機能の低下、突発性睡眠、服薬による症状の変化等で安全利用に影響がある場合

※警察庁通達「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」を参考に作成

(2) 面接（インタビュー）

- 利用者との面接で、「(1) 貸与依頼時における情報集約と課題の整理」で得た情報と照合します。
- 安全な利用を明らかに阻害する要因が確認できた場合は、この段階で利用が困難な旨を伝えます。

「(1) 貸与依頼時における情報集約と課題の整理」で得た情報をもとに、実際に利用者本人にお会いして、これまでに得た情報と照らし合わせ、必要に応じて更新します。なお、面接の際は、ケアマネジャーや家族などの関係者にも同席してもらうようにします。

面接においては、身体機能、認知機能、利用環境などの確認を行い、この後の操作指導に進めてよいかを判断しますが、この段階で安全な利用を明らかに阻害する要因が確認できた場合は、利用が困難な旨を伝えます。利用の見送りを検討すべき主な状況としては以下のケースが挙げられます。

[面接での主な確認事項と利用の見送りを検討すべき主な状況]

分類	主な確認事項	利用の見送りを検討すべき主な状況
身体機能	<input type="checkbox"/> 上肢機能（手指の巧緻性を含む）の状況	握力の低下 や震え、 巧緻動作の低下 等でハンドルやアクセルレバー等の操作をスムーズに行えない。
	<input type="checkbox"/> 下肢機能の状況 （歩行能力、移乗能力など）	下肢筋力の低下 や麻痺による立位、歩行バランスの低下により、歩行や移乗が著しく困難である。
	<input type="checkbox"/> 体幹機能の状況 <input type="checkbox"/> 麻痺の有無や切断・欠損などの身体状況	体幹の機能に障害があり 着座姿勢が安定しない 。四肢に欠損や麻痺があり、補助具や代替手段を用いても適切に操作が出来ない。
	<input type="checkbox"/> 見えにくさ	視力の著しい低下 等により、道路標識等の認識に困難がある。視野が狭く、脱輪、転落等を引き起こす可能性が高い。
	<input type="checkbox"/> 聞こえにくさ	補聴器等を用いても、10mの距離で踏切の警報音や救急車のサイレン等が聞こえない。
認知機能	<input type="checkbox"/> 注意力、記憶力、意思疎通のスムーズさ、など	ゼスチャーや図示などの補助手段を用いても意思疎通に問題がある。会話が成立しない。 基本操作や安全利用のための手順などが習得されない 。運転に必要な注意力に欠ける、または一定時間維持できない。 記憶力の低下があり注意事項を守れない 。
利用環境	<input type="checkbox"/> 主な利用目的地、利用ルート、利用時間帯における安全性	急坂や踏切の利用が不可欠である（迂回路がない）、夜間利用が不可欠である等で、安全に通行できることが見込めない。
	<input type="checkbox"/> 保管・乗降スペース、充電の可否	保管・乗降のスペースがない。保管場所に充電設備がない。
	<input type="checkbox"/> 自宅前道路における安全性	保管場所から道路に出る際の安全性に重大な問題がある。
その他	<input type="checkbox"/> 運転態度 <input type="checkbox"/> 日ごろの行動癖など	安全利用のための指示に従おうとしない（ 飲酒運転、交通法規の不遵守、道路の斜め横断、使用条件の不遵守、注意事項の不遵守 ）。適切でない飲酒習慣や薬剤・薬物の乱用がある。

※太字は、当協会による調査で明らかになった、実際の貸与中止（もしくは見送り）事例です。

※上記の「利用の見送りを検討すべき状況」は、必ずしも利用自体を否定するものでなく、安全に利用できる方策があれば、次のステップに進めて構いません。

安全利用の Point

身体機能や認知機能について判断がつかない場合は、かかりつけ医の助言を仰ぐようにします。

(3) 操作指導

- 操作指導は、「基本事項の説明」、「基本的な操作指導」、「路上での実践指導」に分けられます。
- 実際の操作を理解・習得してもらうと同時に、安全に利用できるかを確認します。
- 評価を適切に行うため、事前に準備を行い、指導当日は時間を十分にとるようにします。
- 明らかな不安要素がみられる場合は、利用が困難な旨の相談員としての所見を伝えます。

「(2) 面接（インテーク）」までの段階で特段の支障がないと判断できた場合は、実際に実機を使った操作指導を行います。安全に利用できるかどうかは、実際に乗ってもらわないとわからないことが多いので、ここでのチェック・評価が安全利用を左右すると言っても過言ではありません。このため、事前に入念な準備を行い、当日は十分に時間をとるとともに、ケアマネジャーや家族などの関係者にも同席してもらうようにします。

操作指導における主な評価項目は以下の通りです（指導内容の詳細については別冊子を参照）。踏切や勾配のきつい急坂（傾斜角度 10 度以上：登降坂性能に関する警告機能の付いた機種の場合アラームを発する角度）が存在する場合は、指導員自身が必ず現場を確認します。メインとなるのは「路上での実践指導」ですが、その前後のプロセスも含め、操作指導全般にわたって注意深くチェックすることが求められます。一連のチェックが完了したら、総合評価を行います。

[操作指導時における評価項目]

①基本事項の説明

巻末資料 1 参照

分類	指導内容	評価項目
基本的な構造・機能	<input type="checkbox"/> バッテリー（電池）で動く <input type="checkbox"/> 速度は歩行者並み（最高速度 6km/h）	<input type="checkbox"/> 説明や特性を適切に理解できているか
基本的な交通法規	<input type="checkbox"/> 歩道を通行 <input type="checkbox"/> 歩道がなければ右側通行（歩行者と同じ）	

②試乗（その1）基本的な操作指導

分類	指導内容	評価項目
乗降・運転前確認	<安全な乗車・降車方法> <運転前確認事項>	<input type="checkbox"/> 歩行および乗車・降車が自力で安定してできるか <input type="checkbox"/> 説明通りに実践できるか
操作指導① 静止状態での指導	<操作指導内容（静止状態）>	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか
操作指導② 走行状態での指導	<操作指導内容（走行状態）>	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか <input type="checkbox"/> 反応速度に問題ないか

分類	指導内容	評価項目
(1) 主な禁止事項・注意事項の説明	<主な禁止事項> <主な注意事項>	<input type="checkbox"/> 説明を適切に理解できているか
(2) 自宅付近での操作指導	<input type="checkbox"/> 保管場所からの出し入れ <input type="checkbox"/> 自宅敷地から自宅前道路での出し入れ <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）充電	<input type="checkbox"/> 衝突・転倒などのリスクはないか <input type="checkbox"/> 敷地から出る際に安全確認ができているか？ <input type="checkbox"/> 安全かつスムーズな出し入れができているか <input type="checkbox"/> 保管場所付近にコンセントはあるか、充電操作がスムーズにできるか
(3) 実使用ルートでの指導	<操作面の指導> <安全面での指導> <環境面>	<全般> <input type="checkbox"/> 指導した内容を理解し、実践できているか <input type="checkbox"/> 指導内容を軽視するような言動はみられないか <input type="checkbox"/> 交通法規を守れているか <input type="checkbox"/> 危険の回避ができているか <安全面> <input type="checkbox"/> 歩道または道路の右端をふらつきなく走行できているか <input type="checkbox"/> 歩行者や障害物を確実にかわし、安定走行を維持できるか <input type="checkbox"/> 段差の乗り越えは適切に対処できているか <input type="checkbox"/> 右左折時に内輪差を意識した走行ができているか <input type="checkbox"/> 安全に対する意識は十分か（目視確認、一時停止、最適速度、歩行者優先） <input type="checkbox"/> 信号の色を認識できるか <input type="checkbox"/> 周囲の音（車の接近音など）が聞こえているか <input type="checkbox"/> 自動ドアの通過やエレベーターの乗降はスムーズにできるか <input type="checkbox"/> 訪問先での保管・乗降スペースにおける安全性は問題ないか <input type="checkbox"/> 坂道・傾斜地での重心のかけ方は適切にできているか <環境面> <input type="checkbox"/> 走行経路の安全性に問題はないか - 急坂・踏切の有無 - 転落リスクの有無（ガードレールのない路肩の傾斜した道、ふたのない側溝や用水路など） - 車両や歩行者が多く歩道のない狭い道の有無 - 信号機の間隔が短い交差点、など <input type="checkbox"/> 1回の走行距離は満充電で十分に余裕のある範囲内か
(4) 事故・故障時に備えた指導	<考え方> <非常時の操作>	<input type="checkbox"/> 指導した内容を理解し、実践できるか <input type="checkbox"/> 指導内容を軽視するような言動はみられないか
その他気づき事項		

総合所見	<input type="checkbox"/> 貸与可（課題・留意点：) <input type="checkbox"/> 再評価・再指導（理由：) <input type="checkbox"/> 貸与不可
------	---

安全利用の Point

- 踏切や勾配のきつい急坂が存在する場合は、必ず現地を確認します。
- 複数回指導を行っても、以下の点で改善が見られない場合は、利用が困難な旨の所見を利用者又はご家族へ伝えます。その際は、利用困難であることを理解してもらうために、理由も含め、丁寧な説明を行って下さい。
 - 繰り返し説明しても内容を理解できない
 - 指導内容を軽視する言動がみられる
 - 操作や判断で明らかな不安要素がみられる

踏切への対応

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の調査によれば、踏切で発生した電動車椅子利用中の死亡事故は、2009年度～2018年度までの10年間で合計11件（うちハンドル形が10件）発生しています。これを使用期間別でみた場合、使用期間1年未満の事故が6件で、死亡事故全体の過半を占めています。

踏切には、「警報機+遮断機付」の踏切だけでなく、「警報機だけ」のものや「警報機や遮断機もない」踏切もあります。

さらに、踏切によっては路肩の段差が大きいものや、道幅が狭いもの、交通量が多くわたりにくいもの、踏切の距離が長いものなど様々なものがあります。

ハンドル形電動車椅子を踏切で利用する際のリスクには以下のようなものがあり、単独での利用には大きな危険が伴います。

このため利用者に対しては、原則として踏切は利用しない（必ずう回路を利用する）こと、また、やむなく踏切を利用する場合は、介助者に同伴してもらうことの指導を、利用開始時に徹底することが大切となります。

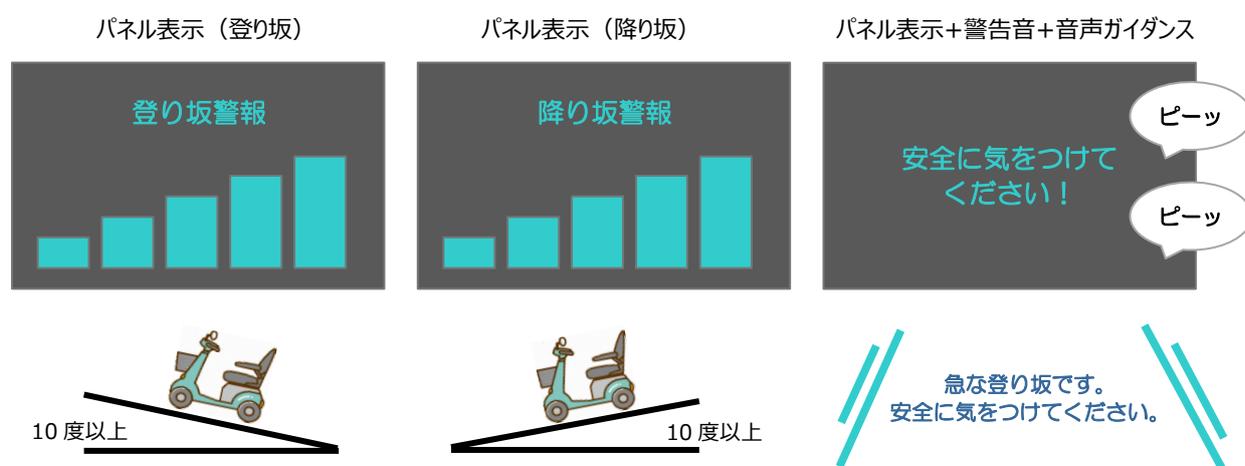
[ハンドル形電動車椅子の踏切利用のリスク]

危険事象		リスク
踏切道を時間内に渡れない	列車の運行本数が多く、渡る時間が短時間しか確保できない	踏切の遮断までに踏切を渡り切れず、踏切内に取り残される可能性
	踏切の長さが長いため、短時間で渡ることができない	
	踏切内の人・車の通行量が多く、スムーズに走れない	
踏切道から出られない	踏切の道幅が狭く、脱輪しやすい	踏切内で脱輪し、走行不能となる可能性
	踏切道内の段差や、レールと路面との隙間に車輪がはまる	車輪がはまり、走行不能となる可能性
その他	警報機のない踏切で、列車の接近に気づかない 警報機の音に気付かず踏切内に進入する	走行中の列車との衝突の可能性
	踏切を待っている間に意識不明となり、アクセル操作をしたまま踏切内に進入	

急坂への対応

勾配のきつい急坂は、下り坂での意図しない急加速による衝突や、急ハンドルを切った際の転倒など、重篤な事故が起きやすい危険な場所の1つです。ハンドル形電動車椅子については、登降坂性能に関する警告機能（傾斜角度 10 度以上（勾配 17.6%以上）の場所で使用するとアラームを発する機能）が装備されているものがありますので、利用ルートで坂道がある場合は、こうした警告機能付きの機種を選択するようにしましょう。

傾斜警告装置の例（イメージ）



なお、スマートフォンを使って傾斜角度の測定ができる各種のアプリケーションがあるほか、ホームセンター等でも傾斜角度を測定するための傾斜計を扱っています。自身にとって使いやすいものを選択し、活用するとよいでしょう。

傾斜計

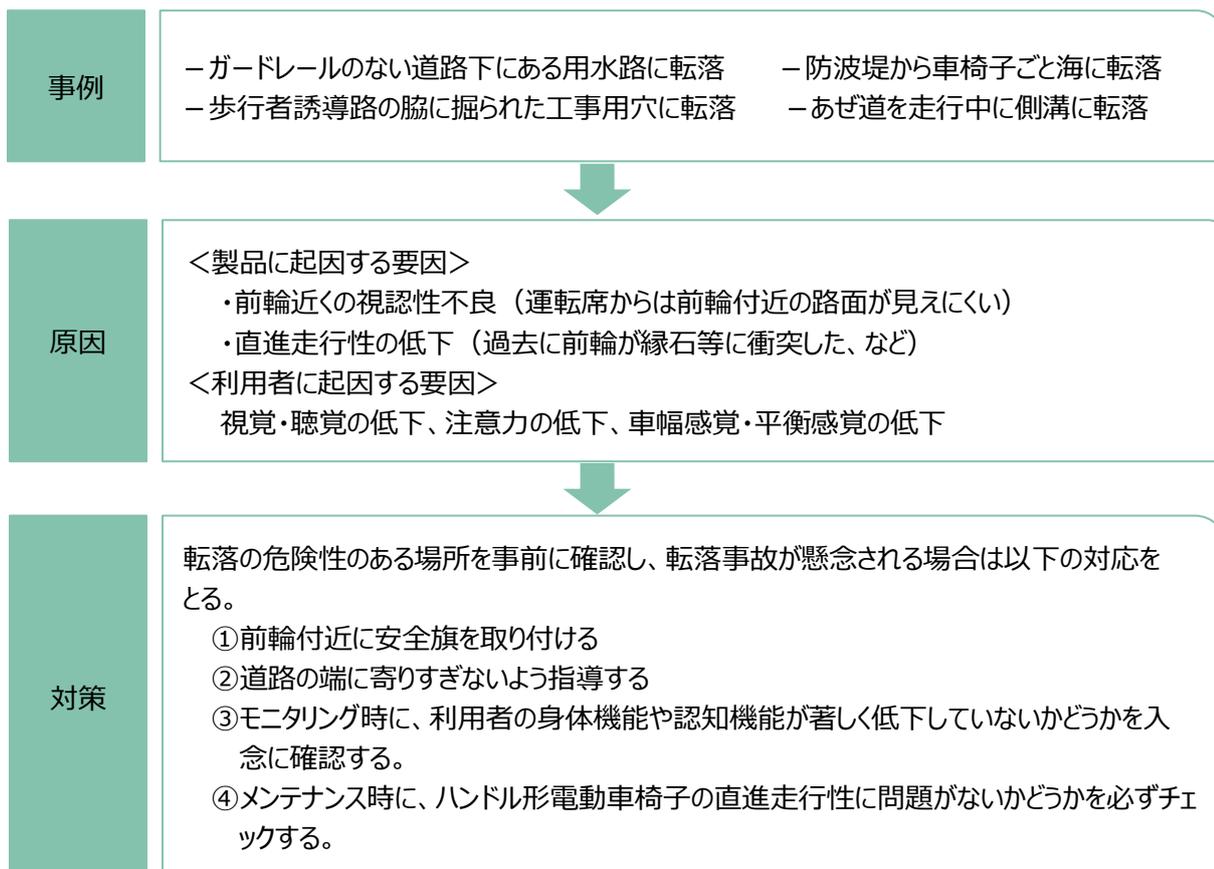
検索

※クラッチを切った状態で坂道を通ると、ハンドル形電動車椅子の電磁ブレーキ機能がオフとなり、急加速を起こすため大変危険です。このため、クラッチ操作の説明を行う際は、非常時以外には絶対に操作を行なわないよう、必ず指導してください。

転落リスクへの対応

川や用水路が並行している道、土手や側溝がある道、路肩が傾斜している道などでは、ガードレールがない場合、車輪が道から逸脱すると、そのまま車体ごと転落するリスクがあります。こうした転落事故では、川や用水路で溺れる、頭部を地面に強打するなどのほか、乗っていた車椅子が利用者を上から直撃するケースもあり、死亡事故や重傷事故につながりやすいといえます。

転落事故の事例や原因と、これらを踏まえた対策を以下に示します。踏切や急坂と同様に、使用ルートで転落事故の危険性がないかどうかについても事前に確認し、転落リスクが懸念される場合はこれに応じた対策や指導を行うことが求められます。



(4) 福祉用具サービス計画書の作成 (5) サービス担当者会議 (6) 契約 (貸与開始)

- 利用上の条件を付す場合は、福祉用具サービス計画書の「留意事項」欄に明記します。
- 福祉用具サービス計画書に操作指導の際に確認したチェックリストを添付することで、その後の使用評価や事故発生時に対応できる記録となります。
- 事故発生時の対応についても、事前に説明します。
- 他のサービス提供事業者には、利用上の留意事項を共有します。

「(3) 操作指導」の結果、ハンドル形電動車椅子の利用が可能と判断した場合は、福祉用具サービス計画書を作成し、サービス担当者会議での確認を経て、契約書を交わします。その際、利用上の課題や留意点があった場合は、福祉用具サービス計画書の「留意事項欄」に記入するようにします（記入例は下記参照）。なお、操作指導の際に確認したチェックリストを福祉用具サービス計画書に添付することで、その後の使用評価や事故発生時に対応できる記録となります。事故発生時の対応についても、予め必ず説明するようにしてください。

加えて、訪問介護事業所など他のサービス提供事業者には、ハンドル形電動車椅子の利用上の留意事項を共有の上、日常生活における利用状況を確認してもらうようにすると良いでしょう。

[福祉用具サービス計画書の「留意事項欄」記入例]

- 指導内容を守り、交通ルールに従って、安全に利用してください。
- 以下のような状況での使用は避けてください。
 - 単独での踏切横断
 - 急坂での使用
 - 飲酒状態での使用
 - 単独での夜間使用
 - 幹線道路における車道での走行
 - 道路の斜め横断走行
 - 運転中の携帯電話の使用
- 新たなルートを初めて走行する際は、危険箇所を慎重に判断するとともに、介助者に同行してもらうなどの安全対策を十分に講じてください。
- 不具合が発生した場合は使用を控え、直ちに弊社の担当者あてにご連絡をお願いします。
- 使用中に事故に遭った場合は、直ちに弊社の担当者あてにご連絡をお願いします。

安全利用の Point

- ① より安全に使用してもらうためには、主な利用ルートや危険箇所（交差点、踏切、急坂など）を示した地図を利用者に渡して注意を促すようにすると、さらに効果的です。
- ② 当協会の調査では、交通法規に従わないことに起因する事故が多くみられます。交通法規を正しく守って利用することを、繰り返し念押しするようにしてください。
- ③ 当協会の調査では、貸与の開始から間もない時期に事故が発生しやすい傾向がみられています。このため、貸与開始から3ヶ月程度の期間は、利用者が安全に利用できているかどうかについて注意を払い、利用状況を確認する機会を設けるようにしてください。

(7) モニタリング・メンテナンス

- 使用者の心身機能や使用環境等の変化を見逃さないようにします。
- モニタリングやメンテナンスでの評価結果によっては、貸与の中止を検討します。

貸与後のモニタリングやメンテナンスは、利用者が実際に安全に利用できているかどうかを確認するための非常に重要なプロセスになります。特に重視して確認・評価すべき点は以下の通りです。

- ✓ 使用者の変化（身体機能や認知機能等）による安全性への影響
- ✓ 使用環境の変化（ルートや目的地の変更、自動車通行量の変化、工事個所の発生等）による安全性への影響
- ✓ 使用機器の状態（製品の破損、走行・停止・旋回・計器表示等の機能不備等）による安全性への影響
- ✓ 貸与開始時における利用条件の遵守状況

その上で、後述の「2. 貸与中止対応のポイント」(P15) に該当する状況が明らかになった場合は、貸与の中止について検討を行います。

上記を踏まえたモニタリング時およびメンテナンス時における、安全利用面での確認・点検項目の例を以下に示します。

[モニタリング時の確認項目]

巻末資料 1 参照

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果	問題ありの場合の指導内容
安全利用に関する状況	1	製品の状態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外観等で目立つキズはないか ■ 走行機能は正常か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	2	走行距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用目的に照らし、適切な距離か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	3	操作面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくできているか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	4	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸与開始前の安全面での指導を実践できているか ■ 交通法規を遵守しているか ■ 契約時の確認事項を遵守しているか ■ 事故やヒヤリハットに遭遇していないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	5	使用環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか ■ 契約時に想定していた使用ルートで危険個所が新たに生じていないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	

分類	番号	主な確認項目	内容
関係者の意見	1	家族の意見	
	2	ケアマネジャーの意見	
	3	他の医療・介護サービスからの意見（医療・認知・身体機能）	

[メンテナンス時における点検項目]

番号	主な点検項目	チェックポイント
1	車椅子の外観・足回り	損傷がないか
2	ハンドル	操作時にゆりみやがたつきがないか、まっすぐ進むか
3	バッテリーの残量表示	正しく表示されるか
4	バッテリーの状態	劣化・損傷がないか
5	表示パネル	正常に表示されるか
6	速度設定スイッチ	速度が正常に変化するか
7	ヘッドランプ	正常に点灯するか、損傷がないか
8	バックミラー	損傷がないか、正しく調整できているか
9	手動ブレーキレバー	利きが正常か
10	アクセルレバー	利きが正常か
11	ホーンスイッチ（警笛）	正常に鳴るか
12	前後進切り替えレバー	正常に切り替えできるか
13	ウインカー（前・後）	正常に点灯するか、損傷がないか
14	後方点滅灯（フラッシュ）	正常に点灯するか、損傷がないか
15	タイヤ	空気圧は適切か、摩耗していないか
16	反射板	損傷がないか
17	クラッチハンドル	正常に作動するか
18	シートの回転レバー	正常に作動するか
19	オイルの状況	オイル漏れがないか
20	充電器	正常に充電できるか、配線に損傷がないか

※点検項目は機種によっても変わります。実際の点検に際しては、対象機種の取扱説明書の記載内容に沿って実施してください。

安全利用の Point

- ① 貸与開始以降の利用者の心身の変化や、使用環境の変化を逐次観察することは困難です。このため、自ら利用者・家族・ケアマネジャーに連絡をとったり、充電を兼ねて事業所に立ち寄ってもらうよう利用者に促すなど、定期的な訪問以外にも、利用状況に関する情報の収集に努めることが望まれます。
- ② 利用継続の可否を判断する際は、家族やケアマネジャーなどの関係者との協議が必要となります。このため、モニタリングやメンテナンスの際は、利用者本人だけでなく家族やケアマネジャーなどの関係者の意見も必ず聞くとともに、実施結果については、利用者本人に加え関係者に対してもフィードバックを行うことが求められます。
- ③ モニタリング時の認知機能チェックについては、貸与開始前に比べ、確認する割合が低下することが当協会の調査で明らかになっています。認知機能の低下は時間の経過とともに進むことから、**貸与開始前と同等以上の注意をモニタリング時にも払うことが必要です。**

2. 貸与中止対応のポイント

- 貸与期間中に、安全利用に支障を及ぼす状況変化を認識した場合は、貸与の中止を検討します。
- 貸与を中止すべきと判断した場合は、理由を丁寧に説明した上で、相談員としての所見をサービス担当者会議等を通じて伝えます。

貸与期間中、利用者本人、家族・ケアマネジャー等の関係者からの相談、モニタリング・メンテナンス、事故の発生、などを通じて以下のような状況を認識した場合は、貸与の中止について検討を行います。

[貸与中止を検討すべき主なケース]

項目	主なケース
身体機能の低下	視力・聴力の低下、筋力の低下、操作速度や反応速度の低下、立位安定性の低下など
認知機能の低下	注意力・記憶力の低下の疑い、説明内容の理解困難のおそれ、指導内容の不遵守のおそれ、など
利用環境の変化	使用ルートでの危険の増加（車の通行量の増加、大規模工事の開始、など）
貸与条件の不遵守	単独での踏切横断、急坂での使用、飲酒運転、道路の斜め横断、単独での夜間使用、交通法規の不遵守、指導内容の軽視、運転中の携帯電話の使用、など
事故・ヒヤリハットの発生	対人・対物事故やケガを伴う自損事故（もしくはこれらのヒヤリハット事例）、車体のキズの急増、など

上記検討の結果、安全性の観点から貸与を中止すべきと判断した場合は、理由を丁寧に説明した上で、相談員としての所見をサービス担当者会議等を通じて伝えます。その際は、一方的な貸与中止ではなく、可能な範囲内で代替手段についても併せて提案を行うようにします。

貸与を中止するかどうかの最終的な判断はケアマネジメントの協議を経て決定します。その際、自身の所見や関係者の意見については、サービス担当者会議録等に残しておくようにします。

安全利用の Point

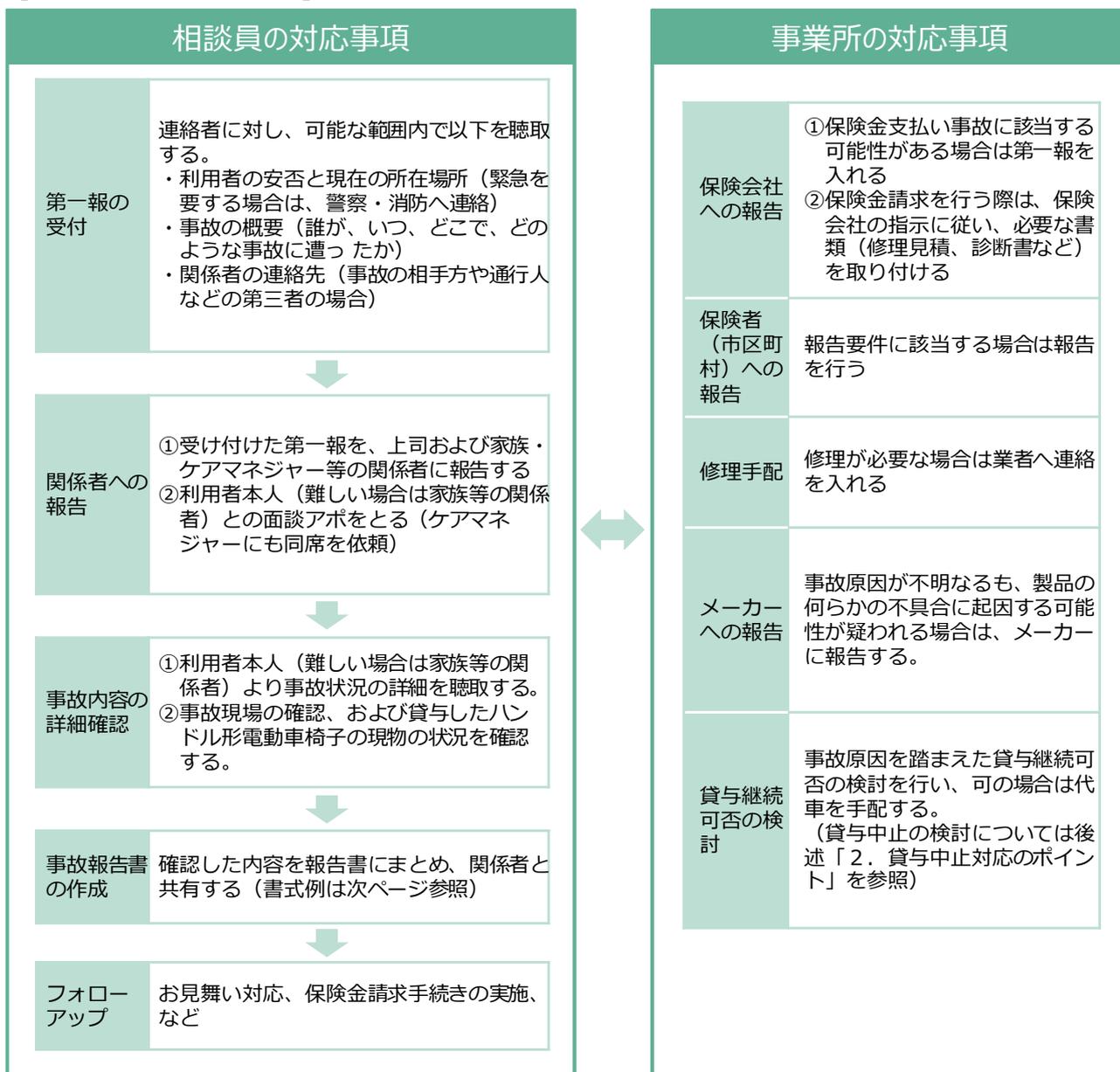
「重大な事故につながる恐れがあるかどうか」が検討の際の大切な視点となります。安全利用に懸念があり、貸与を中止すべきかどうかで自身の判断が迷った場合であっても、自身の考えを積極的に関係者に伝えるようにしましょう。

3. 事故対応のポイント

- 事故の発生に備え、事故対応のフローや事故報告書のフォーマットなどを予め作成しておきます。
- 事故発生時は可能な限り正確かつ詳細な情報の収集に努めるようにします。

貸与期間中に万が一利用者が事故に遭遇した場合における、一般的な対応フローは以下の通りとなります。有事の際に迅速かつ適切な対応をとることができるよう、事故への対応方法をマニュアル化するとともに、事故受付フォーマットや事故報告フォーマットなどの各種の書式についても整備しておくことが求められます。

[事故発生時の対応フロー]



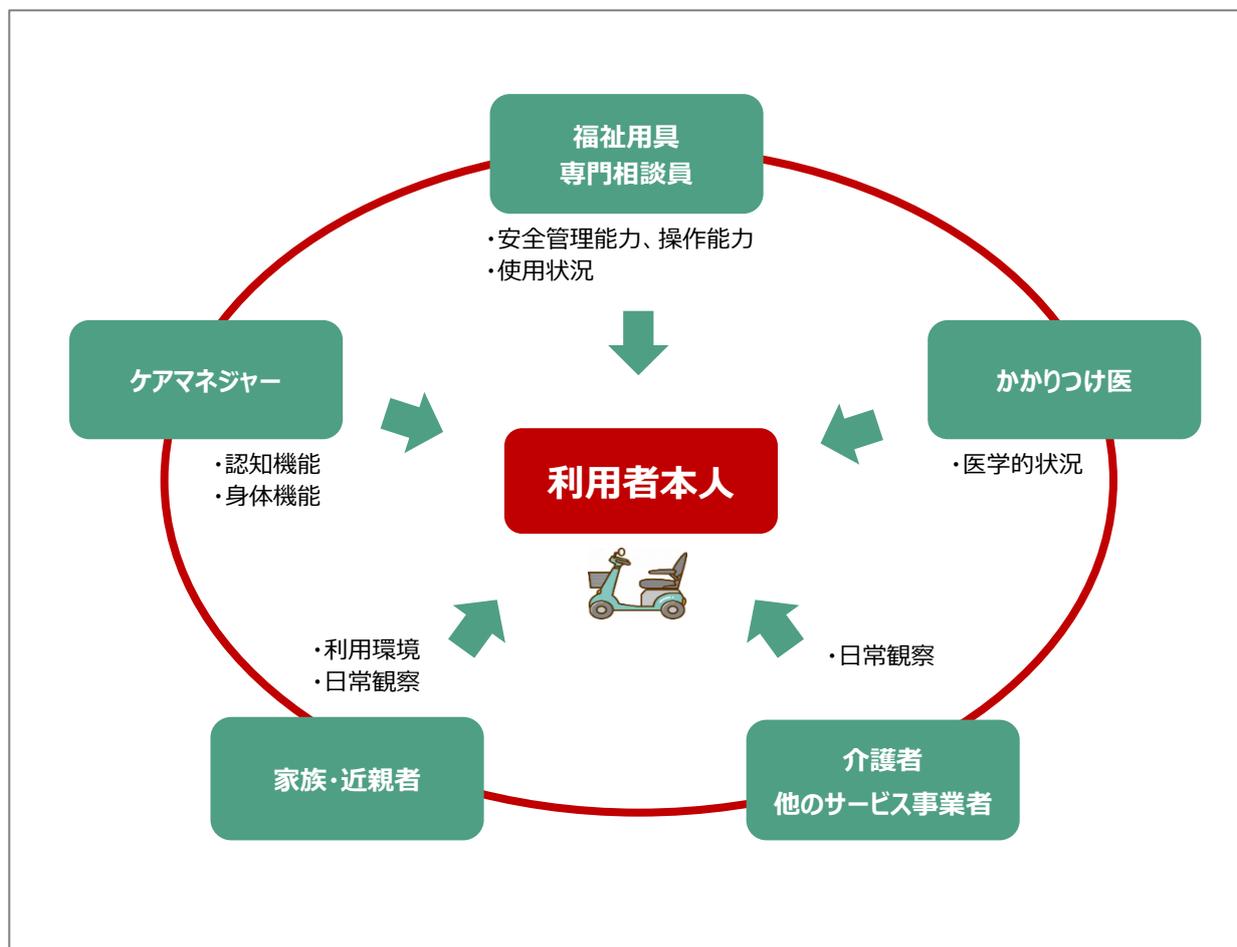
項目	記入内容
記入日	年 月 日
記入者	
事故日時	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分頃
事故場所	
事故状況・原因	
被害状況	
事故の相手	<input type="checkbox"/> なし（自損事故等）
	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 加害者 / <input type="checkbox"/> 被害者）
	氏名： 連絡先：
入院・通院の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入院） <input type="checkbox"/> 有（通院）
	（「有」の場合） 受診者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相手
	病院名（ ）
警察への届出	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 警察署）
電動車椅子の状況	破損状況：
	修理の要否 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（修理依頼予定先： ）
備考	（利用者・家族・ケアマネジャーのコメント、事故の相手方のコメントなど）
添付資料	<input type="checkbox"/> 事故現場の写真 <input type="checkbox"/> 電動車椅子の破損状態がわかる写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

安全利用の Point

利用者への貸与継続要否や、貸与を継続した場合における再発防止策などを検討する上で、事故情報の詳細な確認は必須となります。**5W1H を明確にするとともに、「発生した事実」に基づいて報告することが大切となります。**

4. まとめ

[ケアチームでの連携による多面的な評価・判断]



本ガイドラインは、福祉用具専門相談員を対象に、主としてハンドル形電動車椅子の安全利用の観点から、貸与可否の判断に関する考え方や指針等を貸与実務のフローに沿ってとりまとめたものです。

しかしながら、安全利用の判断は福祉用具専門相談員のみでの評価で行うものではなく、利用者の家族の意向に加え、ケアマネジャー、かかりつけ医などの専門的な知見を有する関係者の意見も踏まえつつ、多面的な評価を経た上で、最終的にはケアチームとして判断を行うことになります。このため、こうした関係者との普段からの連携が極めて大切なポイントとなります。

巻末資料 1 : 各種チェックリスト

- － ハンドル形電動車椅子の操作に関する指導および評価に関するチェックリスト
- － モニタリングチェックリスト
- － メンテナンスチェックリスト

巻末資料 2 : 事故報告書フォーマット

ハンドル形電動車椅子の操作に関する指導および評価に関するチェックリスト

操作指導開始前の準備・確認

分類	実施項目	チェック欄
機種の選定	<input type="checkbox"/> 利用者のニーズを踏まえ、複数機種の提示を行う <input type="checkbox"/> 付属品等をつけた結果、車体の大きさの基準（※）を超過する場合は、住所地を管轄する警察署で、予め確認申請手続を済ませておく。 （※）長さ120cm以内、幅70cm以内、高さ120cm以内（ヘッドサポートを除いた高さ） <input type="checkbox"/> 急坂がある場合は、登降坂性能に関する警告機能の付いた機種を選ぶ	<input type="checkbox"/>
試乗ルートの設定	<input type="checkbox"/> 収集した情報をもとに、利用頻度の高い目的地を選び、試乗ルートを設定する <input type="checkbox"/> 試乗ルートに踏切・坂道がないか、交通量が多いかをどうかを、予め利用者に確認する	<input type="checkbox"/>
安全な練習場所の確保	<input type="checkbox"/> 「基本的な操作指導」を行うのに適した場所（人気の少ない平らな広い場所）を選ぶ	<input type="checkbox"/>
保管場所の確認	<input type="checkbox"/> スペースの広さ、出し入れの容易さ、電源の場所を確認する	<input type="checkbox"/>
自宅前道路の状況確認	<input type="checkbox"/> 自宅敷地からの段差、自宅前道路の状況（広さ、勾配など）、交通量を確認する	<input type="checkbox"/>
その他注意事項	<input type="checkbox"/> 明るい色の長袖・長ズボンおよび帽子の着用を促す <input type="checkbox"/> 「飲酒状態での操作」、「走行中の携帯電話の使用」は厳禁である旨を事前に念押しする	<input type="checkbox"/>

操作に関する指導・評価項目

①基本事項の説明

「電」:電動車いす安全普及協会冊子 / 「テ」:テクノイド協会冊子

分類	指導内容	参照冊子 ページ	評価項目	チェック・コメント 記入欄
基本的な 構造・機能	<input type="checkbox"/> バッテリー（電池）で動く <input type="checkbox"/> 速度は歩行者並み（最高速度6km/h）	電:- テ:8	<input type="checkbox"/> 説明や特性を適切に理解できているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
基本的な 交通法規	<input type="checkbox"/> 歩道を通行 <input type="checkbox"/> 歩道がなければ右側通行（歩行者と同じ）	電:1~4 テ:3		

②試乗（その1）基本的な操作指導

乗降・運転前確認	<安全な乗車・降車方法> <input type="checkbox"/> 乗ってから電源「入（ON）」 <input type="checkbox"/> 電源「切（OFF）」にしてから降りる <input type="checkbox"/> 座席の回転方法 <input type="checkbox"/> ひじかけの操作（坂道で体を保持） <運転前確認事項> <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）の残量確認 <input type="checkbox"/> 速度設定（まずは最低速度から） <input type="checkbox"/> バックミラー調節 <input type="checkbox"/> アクセル・ブレーキの効き具合確認	電:5~7 テ:8	<input type="checkbox"/> 歩行および乗車・降車が自力で安定してできるか <input type="checkbox"/> 説明通りに実践できるか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
操作指導① 静止状態での 指導	<操作指導内容（静止状態）> <input type="checkbox"/> ①キー・電源スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ②アクセル操作（電磁ブレーキ） <input type="checkbox"/> ③ハンドル操作 <input type="checkbox"/> ④速度設定スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑤ウインカー操作 <input type="checkbox"/> ⑥ライトスイッチ操作（常に点灯） <input type="checkbox"/> ⑦手動ブレーキ操作 <input type="checkbox"/> ⑧クラッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑨バックミラーの調整及び確認 <input type="checkbox"/> ⑩クラクション操作 <input type="checkbox"/> ⑪手押しスイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑫音声案内機能操作	電:- テ:7	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
操作指導② 走行状態での 指導	<操作指導内容（走行状態）> <input type="checkbox"/> ①前進（低速→中速→高速）・後進 <input type="checkbox"/> ②停止 <input type="checkbox"/> ③右折・左折（内輪差）・旋回 <input type="checkbox"/> ④急停止（アクセルを強く握るなどの機能が備わっている場合） <input type="checkbox"/> ⑤段差昇降（静止状態で3cm）	電:- テ:-	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか <input type="checkbox"/> 反応速度に問題ないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり

③試乗（その2）路上での実践指導

分類	指導内容	参照冊子 ページ	評価項目	チェック・コメント 記入欄
(1) 主な禁止事項・ 注意事項の説明	<p><主な禁止事項></p> <input type="checkbox"/> 1人での踏切横断、1人での夜間使用 <input type="checkbox"/> 急坂での使用 <input type="checkbox"/> 道路の斜め横断 <input type="checkbox"/> 飲酒運転 <input type="checkbox"/> 走行中の携帯電話の使用	電:11~12 テ:10~13	<input type="checkbox"/> 説明を適切に理解できているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(2) 自宅付近での 操作指導	<input type="checkbox"/> 保管場所からの出し入れ <input type="checkbox"/> 自宅敷地から自宅前道路での出し入れ <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）充電	電:ー テ:ー	<input type="checkbox"/> 衝突・転倒などのリスクはないか <input type="checkbox"/> 敷地から出る際に安全確認ができているか？ <input type="checkbox"/> 安全かつスムーズな出し入れができているか <input type="checkbox"/> 保管場所付近にコンセントはあるか、充電操作がスムーズにできるか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(3) 実使用ルート での指導	<p><操作面の指導></p> <input type="checkbox"/> 「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作（復習） <input type="checkbox"/> 危険回避にかかわる指導	電:10~13 テ:14~19	<p><全般></p> <input type="checkbox"/> 指導した内容を理解し、実践できているか <input type="checkbox"/> 指導内容を軽視するような言動はみられないか <input type="checkbox"/> 交通法規を守れているか <input type="checkbox"/> 危険の回避ができているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
	<p><安全面での指導></p> <input type="checkbox"/> 歩道または道路の右端を走行 <input type="checkbox"/> 段差・歩行者・障害物への対応の仕方 <input type="checkbox"/> 右左折時の留意点 （内輪差の認識。ウインカーの消し忘れに注意） <input type="checkbox"/> 要所要所での安全確認 （交差点、信号、横断歩道） <input type="checkbox"/> 屋内施設（自動ドア、エレベーター）の対処方法 <input type="checkbox"/> 訪問先（スーパー、病院など）での駐車場所 <input type="checkbox"/> 坂道・傾斜地での走行		<p><安全面></p> <input type="checkbox"/> 歩道または道路の右端をふらつきなく走行できているか <input type="checkbox"/> 歩行者や障害物を確実にかわし、安定走行を維持できるか <input type="checkbox"/> 段差の乗り越えは適切に対処できているか <input type="checkbox"/> 右左折時に内輪差を意識した走行ができているか <input type="checkbox"/> 安全に対する意識は十分か（目視確認、一時停止、最適速度、歩行者優先） <input type="checkbox"/> 信号の色を認識できるか <input type="checkbox"/> 周囲の音（車の接近音など）が聞こえているか <input type="checkbox"/> 自動ドアの通過やエレベーターの乗降はスムーズにできるか <input type="checkbox"/> 訪問先での保管・乗降スペースにおける安全性は問題ないか <input type="checkbox"/> 坂道・傾斜地での重心のかけ方は適切にできているか	
	<p><環境面></p> <input type="checkbox"/> 踏切や急坂は走行しない（別の迂回ルートを使う。やむを得ず走行する場合は介助者が同伴） <input type="checkbox"/> 日中に自宅に戻ることが可能な範囲内での利用とし、夜間や悪天候での利用は控える。 <input type="checkbox"/> 飲酒状態での利用は厳禁。		<p><環境面></p> <input type="checkbox"/> 走行経路の安全性に問題はないか - 急坂・踏切の有無 - 転落リスクの有無（ガードレールのない路肩の傾斜した道、ふたのない側溝や用水路など） - 車両や歩行者が多く歩道のない狭い道の有無 - 信号機の間隔が短い交差点、など <input type="checkbox"/> 1回の走行距離は満充電で十分に余裕のある範囲内か	
(4) 事故・故障時に 備えた指導	<p><考え方></p> <input type="checkbox"/> まずは自身の安全を確保（その場から離れるのが基本） <input type="checkbox"/> 自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる <input type="checkbox"/> 家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡（軽微な事故・トラブルでも必ず連絡）	電:ー テ:ー	<input type="checkbox"/> 指導した内容を理解し、実践できるか <input type="checkbox"/> 指導内容を軽視するような言動はみられないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
	<p><非常時の操作></p> <input type="checkbox"/> 手動操作の方法 （非常時以外はクラッチ操作を絶対にしない）			

その他気づき事項

総合所見	<input type="checkbox"/> 貸与可（課題・留意点：） <input type="checkbox"/> 再評価・再指導（理由：） <input type="checkbox"/> 貸与不可
------	---

モニタリングチェックリスト

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果	問題ありの場合の指導内容
安全利用に関する状況	1	製品の状態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外観等で目立つキズはないか ■ 走行機能は正常か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	2	走行距離	■ 利用目的に照らし、適切な距離か	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	3	操作面	■ 「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくできているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	4	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸与開始前の安全面での指導を実践できているか ■ 交通法規を遵守しているか ■ 契約時の確認事項を遵守しているか ■ 事故やヒヤリハットに遭遇していないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	5	使用環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか ■ 契約時に想定していた使用ルートで危険箇所が新たに生じていないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	

分類	番号	主な確認項目	内容
関係者の意見	1	家族の意見	
	2	ケアマネジャーの意見	
	3	他の医療・介護サービスからの意見（医療・認知・身体機能）	

全般所見	
------	--

メンテナンスチェックリスト

番号	主な点検項目	チェックポイント	確認結果	異常ありの場合の是正処置
1	車椅子の外観・足回り	損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
2	ハンドル	操作時にゆるみやがたつきがないか、まっすぐ進むか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
3	バッテリーの残量表示	正しく表示されるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
4	バッテリーの状態	劣化・損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
5	表示パネル	正常に表示されるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
6	速度設定スイッチ	速度が正常に変化するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
7	ヘッドランプ	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
8	バックミラー	損傷がないか、正しく調整できているか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
9	手動ブレーキレバー	利きが正常か	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
10	アクセルレバー	利きが正常か	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
11	ホーンスイッチ（警笛）	正常に鳴るか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
12	前後進切り替えレバー	正常に切り替えできるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
13	ウインカー（前・後）	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
14	後方点滅灯（フラッシュ）	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
15	タイヤ	空気圧は適切か、摩耗していないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
16	反射板	損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
17	クラッチハンドル	正常に作動するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
18	シートの回転レバー	正常に作動するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
19	オイルの状況	オイル漏れがないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
20	充電器	正常に充電できるか、配線に損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	

全般所見	
------	--

事故報告書フォーマット	
項目	記入内容
記入日	年 月 日
記入者	
事故日時	年 月 日 □午前 □午後 時 分頃
事故場所	
事故状況・原因	
被害状況	
事故の相手	<input type="checkbox"/> なし（自損事故等）
	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 加害者 / <input type="checkbox"/> 被害者）
	氏名： 連絡先：
入院・通院の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入院） <input type="checkbox"/> 有（通院）
	（「有」の場合） 受診者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相手 病院名（ ）
警察への届出	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 警察署 ）
電動車椅子の状況	破損状況：
	修理の要否 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（修理依頼予定先： ）
備考	（利用者・家族・ケアマネジャーのコメント、事故の相手方のコメントなど）
添付資料	<input type="checkbox"/> 事故現場の写真 <input type="checkbox"/> 電動車椅子の破損状態がわかる写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

事故報告書フォーマット

【事故現場付近見取り図】

[福祉用具専門相談員向け]

ハンドル形電動車椅子の貸与実務における
安全利用のためのガイドライン

-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくために-

令和3年3月

発行： 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

【事務局支援】MS&AD インターリスク総研株式会社

[福祉用具専門相談員向け]

ハンドル形電動車椅子の貸与実務における 安全利用のための指導手順書

-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくために-

令和3年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

ハンドル形電動車椅子を利用者に安全に利用してもらうためには、福祉用具専門相談員として利用者が安全に利用できるかどうかの評価に加えて、貸与プロセス全般を通じて丁寧に指導を行うことが不可欠となります。

このため、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会では、福祉用具専門相談員の皆様を対象とした「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」を作成しました。

本冊子では、ハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうために、福祉用具専門相談員が利用者に対して行うべき指導の内容・手順を示しています。また巻末資料では、評価項目や指導項目を一覧化したチェックシートや、本冊子で紹介している各種の書式例をとりまとめており、指導の現場で活用いただけるようになっています。

利用者が安全に利用できるかどうかを見極めるに際しての考え方や評価項目をとりまとめた、別冊子「「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」と併せ、福祉用具専門相談員の皆様が本冊子を活用し、利用者に対する適切な指導を通じて、ハンドル形電動車椅子の安全利用の更なる促進につながれば幸いです。

本冊子は、各種の電動車椅子の中でも、最も普及台数の多い「ハンドル形電動車椅子」に関する内容となっています。また介護保険による貸与のケースを対象としています。

目次

第 1 章 全般	1
1. 本冊子の全体像.....	1
2. 参考冊子（本冊子と併せて使用する冊子など）.....	2
3. ハンドル形電動車いすの各部名称.....	3
第 2 章 安全利用のための指導手順	4
1. 試乗の際の安全操作指導.....	4
(1) 操作指導開始前の準備・確認.....	4
(2) 操作指導.....	5
2. 貸与開始時の安全指導.....	9
3. モニタリング・メンテナンス時の安全指導.....	10
(1) モニタリング時の安全指導.....	10
(2) メンテナンス時の安全指導.....	11
4. まとめ.....	12
巻末資料	12

第1章 全般

1. 本冊子の全体像

本冊子では、ハンドル形電動車椅子を利用者に安全に利用してもらうために、利用開始にあたって福祉用具専門相談員が指導すべき内容・手順を説明しています。指導の主な場面、およびそれぞれの場面における指導内容・手順の全体像は以下の通りです。

1. 試乗の際の安全操作指導	P4
(1) 操作指導開始前の準備・確認	P4
(2) 操作指導	P5
① 基本事項の説明	P5
② 試乗（その1）基本的な操作指導	P5
「乗降・運転前確認」、「静止状態での指導」、「走行状態での指導」	
③ 試乗（その2）路上での実践指導	P6
「主な禁止事項・注意事項の説明」、「自宅付近での操作指導」、「実使用ルートでの指導」、「事故・故障時に備えた指導」	
2. 貸与開始時の安全指導	P9
重要事項の再指導	P9
3. モニタリング・メンテナンス時の安全指導	P10
(1) モニタリング時の安全指導	P10
(2) メンテナンス時の安全指導	P11

2. 参考冊子（本冊子と併せて使用する冊子など）

本冊子は、福祉用具専門相談員の皆様が行う、ハンドル形電動車椅子の貸与可否の評価に的を絞った内容としています。利用者に対する実際の評価にあたっては、併せて以下の冊子類を併用するようにしてください。

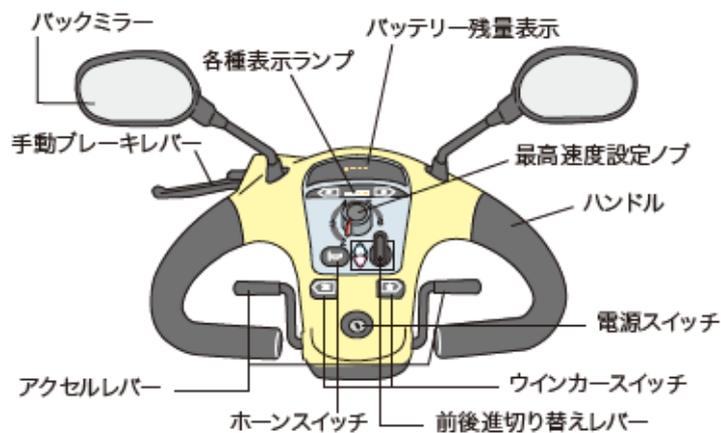
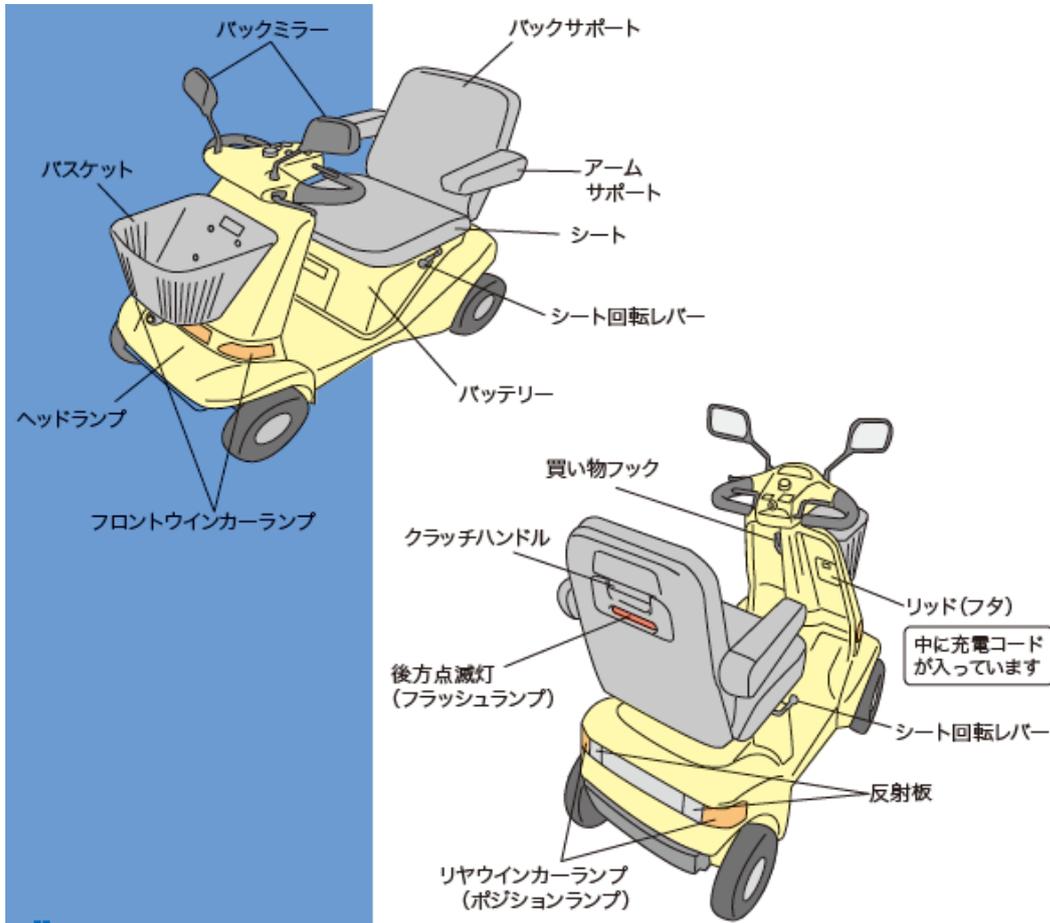
[参考冊子（出典）]

- ・「電動車いす 安全利用の手引」（電動車いす安全普及協会）
https://www.den-anky.org/guidance/img/tebiki_all.pdf
- ・「電動三輪車四輪車 使い方手引き」（公益財団法人テクノエイド協会）
<http://www.techno-aids.or.jp/research/vol13.pdf>



3. ハンドル形電動車いすの各部名称

本冊子は、福祉用具専門相談員の皆様が行う、ハンドル形電動車椅子の貸与可否の評価に的を絞った内容としています。利用者に対する実際の評価にあたっては、併せて以下の冊子類を併用するようにしてください。



[出典] 「電動三輪車四輪車 使い方手引き」
(公益財団法人テクノエイド協会)

第2章 安全利用のための指導手順

1. 試乗の際の安全操作指導

(1) 操作指導開始前の準備・確認

利用者のほとんどは初めてハンドル形電動車椅子を使用する方であるため、**まずは、安全に試乗を行ってもらうための事前の準備や確認が必要**となります。主な準備・確認事項を以下に示します。

巻末資料 1 参照

分類	実施項目
機種種の選定	<input type="checkbox"/> 利用者のニーズを踏まえ、複数機種種の提示を行う。 <input type="checkbox"/> 付属品等をつけた結果、車体の大きさの基準（※）を超過する場合は、住所地を管轄する警察署で、予め確認申請手続を済ませておく。 （※）長さ 120cm 以内、幅 70cm 以内、高さ 120cm 以内（ヘッドサポートを除いた高さ） <input type="checkbox"/> 急坂がある場合は、登降坂性能に関する警告機能の付いた機種種を選ぶ
試乗ルートの設定	<input type="checkbox"/> 収集した情報をもとに、利用頻度の高い目的地を選び、試乗ルートを設定する。 <input type="checkbox"/> 試乗ルートに踏切・坂道がないか、交通量が多いかをどうかを、予め利用者に確認する。
安全な練習場所の確保	<input type="checkbox"/> 「基本的な操作指導」を行うのに適した場所（人気の少ない平らな広い場所）を選ぶ
保管場所の確認	<input type="checkbox"/> スペースの広さ、出し入れの容易さ、電源の場所を確認する
自宅前道路の状況確認	<input type="checkbox"/> 自宅敷地からの段差、自宅前道路の状況（広さ、勾配など）、交通量を確認する
その他注意事項	<input type="checkbox"/> 明るい色の長袖・長ズボンおよび帽子の着用を促す。 <input type="checkbox"/> 「飲酒状態での操作」、「走行中の携帯電話の使用」は厳禁である旨を事前に念押しする。

指導時の Point

- 試乗ルートの設定に際し、危険性の高い場所が存在する場合は、迂回路の有無も含め、下見を行うようにします。
- 後述する「基本的な操作指導」について、やむなく路上を使用する場合は、安全確保の観点から複数名（指導担当・路上安全確認担当）を手配するようにします。

(2) 操作指導

① 基本事項の説明

実際の操作指導に入る前に、ハンドル形電動車椅子の構造・機能や、利用にあたって遵守すべき交通法規、などの基本的な事項を説明し、ハンドル形電動車椅子とはどういうものなのかの概要を理解してもらうようにします。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
基本的な構造・機能	<input type="checkbox"/> バッテリー（電池）で動く <input type="checkbox"/> 速度は歩行者並み（最高速度 6km/h）
基本的な交通法規	<input type="checkbox"/> 歩道を通行 <input type="checkbox"/> 歩道がなければ右側通行（歩行者と同じ）

② 試乗（その1）基本的な操作指導

ここからは具体的な操作指導となりますが、**いきなり路上を走行してもらうのは危険です。**まずは静止した状態で基本となる操作方法を説明し、その後安全な場所で実際に動かしてもらう段取りで指導を進めます。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
乗降・運転前確認	<安全な乗車・降車方法> <input type="checkbox"/> 乗ってから電源「入（ON）」 <input type="checkbox"/> 座席の回転方法 <input type="checkbox"/> 電源「切（OFF）」にしてから降りる <input type="checkbox"/> ひじかけの操作（坂道で体を保持） <運転前確認事項> <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）の残量確認 <input type="checkbox"/> バックミラー調節 <input type="checkbox"/> 速度設定（まずは最低速度から） <input type="checkbox"/> アクセル・ブレーキの効き具合確認
操作指導① 静止状態での指導	<操作指導内容（静止状態）> <input type="checkbox"/> ①キー・電源スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ②アクセル操作（電磁ブレーキ） <input type="checkbox"/> ③ハンドル操作 <input type="checkbox"/> ④速度設定スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑤ウインカー操作 <input type="checkbox"/> ⑥ライトスイッチ操作（常に点灯） <input type="checkbox"/> ⑦手動ブレーキ操作 <input type="checkbox"/> ⑧クラッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑨バックミラーの調整及び確認 <input type="checkbox"/> ⑩クラクション操作 <input type="checkbox"/> ⑪手押しスイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑫音声案内機能操作
操作指導② 走行状態での指導	<操作指導内容（走行状態）> <input type="checkbox"/> ①前進（低速⇒中速⇒高速）・後進 <input type="checkbox"/> ②停止 <input type="checkbox"/> ③右折・左折（内輪差）・旋回 <input type="checkbox"/> ④急停止（アクセルを強く握るなどの機能が備わっている場合） <input type="checkbox"/> ⑤段差昇降（静止状態で 3cm）

指導時の Point

- 試乗時に事故を起こさないよう、特に運転前確認時のアクセル・ブレーキの効きについては、事前に相談員自身で確認しておくようにします。また最初の走行指導の際は、必ず最低速度で行うようにします。
- 運転免許保有歴のない利用者に対しては、1つ1つを指さして分かりやすく丁寧に説明するようにします。

③試乗（その2）路上での実践指導

基本的な操作指導が終了したら、いよいよ実践的な指導となります。まずは路上を走行する際の禁止事項・注意事項を説明した上で、保管場所からの出し入れや、自宅敷地から自宅前道路での出し入れなど、主に自宅付近での操作指導から始めます。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
(1) 主な禁止事項・ 注意事項の説明	<p><主な禁止事項></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1人での踏切横断、1人での夜間使用 <input type="checkbox"/> 急坂での使用 <input type="checkbox"/> 道路の斜め横断 <input type="checkbox"/> 飲酒運転 <input type="checkbox"/> 走行中の携帯電話の使用 <p><主な注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 段差・溝の走行（直角に進入） <input type="checkbox"/> バッテリー（満充電にしてから利用） <input type="checkbox"/> 歩道の利用（歩行者との接触に注意） <input type="checkbox"/> 内輪差（曲る時は少し大回りに）
(2) 自宅付近での操作指導	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保管場所からの出し入れ <input type="checkbox"/> 自宅敷地から自宅前道路での出し入れ <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）充電

指導時の Point

- <主な禁止事項> で記した事項は、いずれも重大な事故につながる可能性のある行為であるため、機会あるごとに繰り返し指導することが大切です。
- 保管場所や自宅前道路からの出し入れは、使用環境が大きく変化する場面となりますので、慣れるまで繰り返し練習してもらおうようにします。

③試乗（その2）路上での実践指導（続き）

ここまでの指導で操作に**ある程度慣れてきたら、メインとなる路上での実践指導に移ります。**予め設定した使用ルートを実際に同伴し、指導した操作がスムーズにできているか、危険な運転をしているか、実使用ルートで危険な箇所がないかを確認します。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
(3) 実使用ルートでの指導	<p><操作面の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作（復習） <input type="checkbox"/>危険回避にかかわる指導 <p><安全面での指導></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>歩道または道路の右端を走行 <input type="checkbox"/>段差・歩行者・障害物への対応の仕方 <input type="checkbox"/>右左折時の留意点（内輪差の認識。ウインカーの消し忘れに注意） <input type="checkbox"/>要所要所での安全確認（交差点、信号、横断歩道） <input type="checkbox"/>屋内施設（自動ドア、エレベーター）の対処方法 <input type="checkbox"/>訪問先（スーパー、病院など）での駐車場所 <input type="checkbox"/>坂道・傾斜地での走行 <p><環境面></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>踏切や急坂は走行しない （別の迂回ルートを使う。やむを得ず走行する場合は介助者が同伴） <input type="checkbox"/>日中に自宅に戻ることが可能な範囲内での利用とし、夜間や悪天候での利用は控える。 <input type="checkbox"/>飲酒状態での利用は厳禁。

指導時の Point

- 本質的な理解を促すためには、注意事項（「気を付けること」）だけでなく、理由（「なぜ気を付けるのか」）についても丁寧に説明することが必要です。また良かった点を具体的に利用者に伝えることも、安全利用のモチベーション向上につながります。
- 1つの試乗ルートで指導項目が網羅できない場合、可能であれば他のルートを使って確認しましょう。
- 操作がスムーズにできるかどうかも大切ですが、その前に交通法規を正しく守っているかどうか安全利用の大前提となります。このため、**操作面のみならず、交通法規遵守の面についても重点的に指導を行い、問題ないかどうかを確認することが大切です。**

③試乗（その2）路上での実践指導（続き）

操作指導が一通り終了したら、最後に事故・故障時などの非常時に備えた指導も行います。**まずは危険な状態から脱することを最優先し、身の安全を確保できた段階で緊急連絡を行うことが鉄則**となります。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
(4) 事故・故障時に備えた指導	<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> まずは自身の安全を確保（その場から離れるのが基本）<input type="checkbox"/> 自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる<input type="checkbox"/> 家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡（軽微な事故・トラブルでも必ず連絡） <p><非常時の操作></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 手動操作の方法（非常時以外はクラッチ操作を絶対にしない）

指導時の Point

- 利用者が自力で緊急時に対処することができない場合も多いため、利用の際は携帯電話に加え、ブザーや笛など周囲に異変を知らせる手段についてもアドバイスをいたしましょう。
- イザという時に対応できるよう、緊急停止などの非常時の操作については、安全を確保した上で実際に試してもらいましょう。

2. 貸与開始時の安全指導

貸与の開始にあたり、安全利用に関する重要事項について、再度利用者に説明します。
主な重要事項としては下記の項目が挙げられますが、試乗時の指導の際に気になった点については、特に重点的に指導します。

<使用開始時の重要事項>

- バッテリー容量に注意

<利用時の重要事項>

- 坂道・傾斜地での走行（重心のかけ方）
- 歩道または道路の右端を走行
- 段差・歩行者・障害物への対応の仕方
- 右左折時の留意点（内輪差の認識）
- 要所要所での安全確認（交差点、信号、横断歩道）
- 屋内施設（自動ドア、エレベーター）の対処方法

<緊急時における重要事項>

- 自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる（ブザーや笛などを常に携帯）
- 家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡（携帯電話を常に携帯。ただし操作しながらの走行は禁止）

指導時の Point

- 口頭のみで説明するのではなく、貸与時に一緒に渡す安全利用の手引や取扱説明書を用いて、該当箇所を指し示したり、ペンでマークをつけるなど、利用者にとって分かりやすい工夫を心がけることが望まれます。

3. モニタリング・メンテナンス時の安全指導

(1) モニタリング時の安全指導

P19の「モニタリング時の確認項目」を踏まえ、「問題あり」の項目があった場合、問題点に応じた指導を行います。特に下記のうちの「**操作面**」、「**安全面**」、「**使用環境**」については、**利用者の路上走行に相談員も同行し、正しく実践できていない場合は、その場で指導を行うようにします。**

[モニタリング時の確認項目（安全利用に関する状況）]

巻末資料 1 参照

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果
安全利用に関する状況	1	製品の状態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外観等で目立つキズはないか ■ 走行機能は正常か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
	2	走行距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用目的に照らし、適切な距離か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
	3	操作面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくできているか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
	4	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸与開始前の安全面での指導を実践できているか ■ 交通法規を遵守しているか ■ 契約時の確認事項を遵守しているか ■ 事故やヒヤリハットに遭遇していないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
	5	使用環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか ■ 契約時に想定していた使用ルートで危険個所が新たに生じていないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり

指導時の Point

- 問題事象の背後には直接的な原因があり、さらにその背後には間接的な原因が含まれている場合もあります。このため指導の際は、表面に現れる問題事象だけを見るのではなく、「なぜ」を繰り返して問題事象の本質的な原因を掴むことが大切となります。

(2) メンテナンス時の安全指導

メンテナンスにおいては、故障や破損等の不具合の有無を詳細に確認しますが、**不具合の内容によっては、操作ミス、安全確認の不足、目的外利用などの不適切な使用が疑われる場合があります。**主な着目点は以下の通りとなりますが、こうした状況が見られた場合は、不具合の発生原因を利用者に確認し、当該原因を踏まえた上で利用者に対して改めて安全指導を行います。

[不適切な使用が疑われる不具合の例]

1. 車体や足回りに損傷や変形がある	
想定される問題点	指導内容
不適切なハンドル操作	正しいハンドル操作方法
車体サイズの認識不良	車幅感覚
前方・左右・後方の確認不足	前方・左右・後方の確認方法
状況に応じた減速・停止の未実施	状況に応じた減速・停止

2. 走行距離が極端に長い、タイヤの摩耗が激しい	
想定される問題点	指導内容
目的外利用	目的の範囲内での利用

3. バックミラー位置の不良	
想定される問題点	指導内容
後方未確認	後方確認の徹底

4. ホーンスイッチ周辺の汚れ	
想定される問題点	指導内容
ホーンの未使用	必要な時に鳴らすよう指導

指導時の Point

メンテナンスで指摘するまで、使用者が不具合に気づいていないこともあります。このため、気づかなかった不具合があれば、不具合発生時の特徴（異音、振動、制動距離など）についても説明し、おかしいと感じたらすぐに連絡するよう指導することも重要です。

4. まとめ

[ハンドル形電動車椅子の安全利用のための指導手順のまとめ]

指導場面	指導内容	指導のポイント	
1. 試乗の際の安全 操作指導	(1)事前の準備・確認	安全に試乗を行ってもらうための、事前の準備や確認を励行する。	
	(2)操作指導	①基本事項の説明	ハンドル形電動車椅子の特性や交通法規を正しく理解してもらう。
		②基本的な操作指導	まずは静止した状態で基本となる操作方法を説明する。 (いきなり路上を走行させない)
		③路上での実践指導	以下の手順で指導する。 1)「主な禁止事項・注意事項の説明」 2)「自宅付近での操作指導」 3)「実使用ルートでの指導」 4)「事故・故障時に備えた指導」
2. 貸与開始時の安全 指導	重要事項の再指導	安全利用に関する重要事項について、利用者に再度念押しをする。	
3. モニタリング・メンテナンス 時の安全指導	(1)モニタリング時の安全指導	「モニタリング時の確認項目」を踏まえ、問題点に応じた指導を行う。	
	(2)メンテナンス時の安全指導	不具合の発生原因を踏まえ、利用者に対して安全指導を行う。	

利用者にハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうためには、貸与プロセス全般を通じた福祉用具専門相談員による丁寧な指導が不可欠となります。一連の指導で最も重要なことは「安全が何よりも優先する」ことを利用者に認識してもらうことです。そのためにもまずは、福祉用具専門相談員自身が安全重視のスタンスに立ち、繰り返し根気強く指導を行うことが事故防止につながります。

巻末資料

巻末資料 1 : 各種チェックリスト

- － ハンドル形電動車椅子の操作に関する指導および評価に関するチェックリスト
- － モニタリングチェックリスト
- － メンテナンスチェックリスト

巻末資料 2 : 事故報告書フォーマット

ハンドル形電動車椅子の操作に関する指導および評価に関するチェックリスト

操作指導開始前の準備・確認

分類	実施項目	チェック欄
機種種の選定	<input type="checkbox"/> 利用者のニーズを踏まえ、複数機種種の提示を行う <input type="checkbox"/> 付属品等をつけた結果、車体の大きさの基準（※）を超過する場合は、住所地を管轄する警察署で、予め確認申請手続を済ませておく。 （※）長さ120cm以内、幅70cm以内、高さ120cm以内（ヘッドサポートを除いた高さ） <input type="checkbox"/> 急坂がある場合は、登降坂性能に関する警告機能の付いた機種種を選ぶ	□
試乗ルートの設定	<input type="checkbox"/> 収集した情報をもとに、利用頻度の高い目的地を選び、試乗ルートを設定する <input type="checkbox"/> 試乗ルートに踏切・坂道がないか、交通量が多いかをどうかを、予め利用者に確認する	□
安全な練習場所の確保	<input type="checkbox"/> 「基本的な操作指導」を行うのに適した場所（人気の少ない平らな広い場所）を選ぶ	□
保管場所の確認	<input type="checkbox"/> スペースの広さ、出し入れの容易さ、電源の場所を確認する	□
自宅前道路の状況確認	<input type="checkbox"/> 自宅敷地からの段差、自宅前道路の状況（広さ、勾配など）、交通量を確認する	□
その他注意事項	<input type="checkbox"/> 明るい色の長袖・長ズボンおよび帽子の着用を促す <input type="checkbox"/> 「飲酒状態での操作」、「走行中の携帯電話の使用」は厳禁である旨を事前に念押しする	□

操作に関する指導・評価項目

①基本事項の説明 「電」:電動車いす安全普及協会冊子 / 「テ」:テクノイド協会冊子

分類	指導内容	参照冊子ページ	評価項目	チェック・コメント記入欄
基本的な構造・機能	<input type="checkbox"/> バッテリー（電池）で動く <input type="checkbox"/> 速度は歩行者並み（最高速度6km/h）	電: - テ: 8	<input type="checkbox"/> 説明や特性を適切に理解できているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
基本的な交通法規	<input type="checkbox"/> 歩道を通行 <input type="checkbox"/> 歩道がなければ右側通行（歩行者と同じ）	電: 1~4 テ: 3		

②試乗（その1）基本的な操作指導

乗降・運転前確認	<安全な乗車・降車方法> <input type="checkbox"/> 乗ってから電源「入（ON）」 <input type="checkbox"/> 電源「切（OFF）」にしてから降りる <input type="checkbox"/> 座席の回転方法 <input type="checkbox"/> ひじかけの操作（坂道で体を保持） <運転前確認事項> <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）の残量確認 <input type="checkbox"/> 速度設定（まずは最低速度から） <input type="checkbox"/> バックミラー調節 <input type="checkbox"/> アクセル・ブレーキの効き具合確認	電: 5~7 テ: 8	<input type="checkbox"/> 歩行および乗車・降車が自力で安定してできるか <input type="checkbox"/> 説明通りに実践できるか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
操作指導① 静止状態での指導	<操作指導内容（静止状態）> <input type="checkbox"/> ①キー・電源スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ②アクセル操作（電磁ブレーキ） <input type="checkbox"/> ③ハンドル操作 <input type="checkbox"/> ④速度設定スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑤ウインカー操作 <input type="checkbox"/> ⑥ライトスイッチ操作（常に点灯） <input type="checkbox"/> ⑦手動ブレーキ操作 <input type="checkbox"/> ⑧クラッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑨バックミラーの調整及び確認 <input type="checkbox"/> ⑩クラクション操作 <input type="checkbox"/> ⑪手押しスイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑫音声案内機能操作	電: - テ: 7	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
操作指導② 走行状態での指導	<操作指導内容（走行状態）> <input type="checkbox"/> ①前進（低速⇒中速⇒高速）・後進 <input type="checkbox"/> ②停止 <input type="checkbox"/> ③右折・左折（内輪差）・旋回 <input type="checkbox"/> ④急停止（アクセルを強く握るなどの機能が備わっている場合） <input type="checkbox"/> ⑤段差昇降（静止状態で3cm）	電: - テ: -	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか <input type="checkbox"/> 反応速度に問題ないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり

③試乗（その2）路上での実践指導

分類	指導内容	参照冊子 ページ	評価項目	チェック・コメント 記入欄
(1) 主な禁止事項・ 注意事項の説明	<p><主な禁止事項></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>1人での踏切横断、1人での夜間使用 <input type="checkbox"/>急坂での使用 <input type="checkbox"/>道路の斜め横断 <input type="checkbox"/>飲酒運転 <input type="checkbox"/>走行中の携帯電話の使用 <p><主な注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>段差・溝の走行（直角に進入） <input type="checkbox"/>バッテリー（満充電してから利用） <input type="checkbox"/>歩道の利用（歩行者との接触に注意） <input type="checkbox"/>内輪差（曲る時は少し大回りに） 	電:11~12 テ:10~13	<input type="checkbox"/> 説明を適切に理解できているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(2) 自宅付近での 操作指導	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>保管場所からの出し入れ <input type="checkbox"/>自宅敷地から自宅前道路での出し入れ <input type="checkbox"/>バッテリー（電池）充電 	電: - テ: -	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>衝突・転倒などのリスクはないか <input type="checkbox"/>敷地から出る際に安全確認ができているか？ <input type="checkbox"/>安全かつスムーズな出し入れができているか <input type="checkbox"/>保管場所付近にコンセントはあるか、充電操作がスムーズにできるか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(3) 実使用ルート での指導	<p><操作面の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作（復習） <input type="checkbox"/>危険回避にかかわる指導 <p><安全面での指導></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>歩道または道路の右端を走行 <input type="checkbox"/>段差・歩行者・障害物への対応の仕方 <input type="checkbox"/>右左折時の留意点（内輪差の認識。ウインカーの消し忘れに注意） <input type="checkbox"/>要所要所での安全確認（交差点、信号、横断歩道） <input type="checkbox"/>屋内施設（自動ドア、エレベーター）の対処方法 <input type="checkbox"/>訪問先（スーパー、病院など）での駐車場所 <input type="checkbox"/>坂道・傾斜地での走行 <p><環境面></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>踏切や急坂は走行しない（別の迂回ルートを使う。やむを得ず走行する場合は介助者が同伴） <input type="checkbox"/>日中に自宅に戻ることが可能な範囲内での利用とし、夜間や悪天候での利用は控える。 <input type="checkbox"/>飲酒状態での利用は厳禁。 	電:10~13 テ:14~19	<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>指導した内容を理解し、実践できているか <input type="checkbox"/>指導内容を軽視するような言動はみられないか <input type="checkbox"/>交通法規を守れているか <input type="checkbox"/>危険の回避ができているか <p><安全面></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>歩道または道路の右端をふらつきなく走行できているか <input type="checkbox"/>歩行者や障害物を確実にかわし、安定走行を維持できるか <input type="checkbox"/>段差の乗り越えは適切に対処できているか <input type="checkbox"/>右左折時に内輪差を意識した走行ができているか <input type="checkbox"/>安全に対する意識は十分か（目視確認、一時停止、最適速度、歩行者優先） <input type="checkbox"/>信号の色を認識できるか <input type="checkbox"/>周囲の音（車の接近音など）が聞こえているか <input type="checkbox"/>自動ドアの通過やエレベーターの乗降はスムーズにできるか <input type="checkbox"/>訪問先での保管・乗降スペースにおける安全性は問題ないか <input type="checkbox"/>坂道・傾斜地での重心のかけ方は適切にできているか <p><環境面></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>走行経路の安全性に問題はないか - 急坂・踏切の有無 - 転落リスクの有無（ガードレールのない路肩の傾斜した道、ふたのない側溝や水路など） - 車両や歩行者が多く歩道のない狭い道の有無 - 信号機の間隔が短い交差点、など <input type="checkbox"/>1回の走行距離は満充電で十分に余裕のある範囲内か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(4) 事故・故障時に 備えた指導	<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>まずは自身の安全を確保（その場から離れるのが基本） <input type="checkbox"/>自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる <input type="checkbox"/>家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡（軽微な事故・トラブルでも必ず連絡） <p><非常時の操作></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>手動操作の方法（非常時以外はクラッチ操作を絶対にしない） 	電: - テ: -	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>指導した内容を理解し、実践できるか <input type="checkbox"/>指導内容を軽視するような言動はみられないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり

その他気づき事項

総合所見	<input type="checkbox"/> 貸与可（課題・留意点：） <input type="checkbox"/> 再評価・再指導（理由：） <input type="checkbox"/> 貸与不可
------	---

モニタリングチェックリスト

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果	問題ありの場合の指導内容
安全利用に関する状況	1	製品の状態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外観等で目立つキズはないか ■ 走行機能は正常か 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	2	走行距離	■ 利用目的に照らし、適切な距離か	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	3	操作面	■ 「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくできているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	4	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸与開始前の安全面での指導を実践できているか ■ 交通法規を遵守しているか ■ 契約時の確認事項を遵守しているか ■ 事故やヒヤリハットに遭遇していないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	5	使用環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか ■ 契約時に想定していた使用ルートで危険箇所が新たに生じていないか 	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	

分類	番号	主な確認項目	内容
関係者の意見	1	家族の意見	
	2	ケアマネジャーの意見	
	3	他の医療・介護サービスからの意見（医療・認知・身体機能）	

全般所見	
------	--

メンテナンスチェックリスト

番号	主な点検項目	チェックポイント	確認結果	異常ありの場合の是正処置
1	車椅子の外観・足回り	損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
2	ハンドル	操作時にゆるみやがたつきがないか、まっすぐ進むか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
3	バッテリーの残量表示	正しく表示されるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
4	バッテリーの状態	劣化・損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
5	表示パネル	正常に表示されるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
6	速度設定スイッチ	速度が正常に変化するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
7	ヘッドランプ	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
8	バックミラー	損傷がないか、正しく調整できているか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
9	手動ブレーキレバー	利きが正常か	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
10	アクセルレバー	利きが正常か	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
11	ホーンスイッチ（警笛）	正常に鳴るか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
12	前後進切り替えレバー	正常に切り替えできるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
13	ウインカー（前・後）	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
14	後方点滅灯（フラッシュ）	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
15	タイヤ	空気圧は適切か、摩耗していないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
16	反射板	損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
17	クラッチハンドル	正常に作動するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
18	シートの回転レバー	正常に作動するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
19	オイルの状況	オイル漏れがないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
20	充電器	正常に充電できるか、配線に損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	

全般所見	
------	--

事故報告書フォーマット	
項目	記入内容
記入日	年 月 日
記入者	
事故日時	年 月 日 □午前 □午後 時 分頃
事故場所	
事故状況・原因	
被害状況	
事故の相手	<input type="checkbox"/> なし（自損事故等）
	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 加害者 / <input type="checkbox"/> 被害者）
	氏名： 連絡先：
入院・通院の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入院） <input type="checkbox"/> 有（通院）
	（「有」の場合） 受診者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相手 病院名（ ）
警察への届出	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 警察署 ）
電動車椅子の状況	破損状況：
	修理の要否 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（修理依頼予定先： ）
備考	（利用者・家族・ケアマネジャーのコメント、事故の相手方のコメントなど）
添付資料	<input type="checkbox"/> 事故現場の写真 <input type="checkbox"/> 電動車椅子の破損状態がわかる写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

事故報告書フォーマット

【事故現場付近見取り図】

[福祉用具専門相談員向け]

ハンドル形電動車椅子の貸与実務における
安全利用のための指導手順書

-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくために-

令和3年3月

発行： 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

【事務局支援】MS&AD インターリスク総研株式会社

ハンドル形電動自転車に関する指導および評価に関するチェックリスト

操作指導開始前の準備・確認

分類	実施項目	チェック欄
機種の選定	<input type="checkbox"/> 利用者のニーズを踏まえ、複数機種の提示を行う <input type="checkbox"/> 付属品等をつけた結果、車体の大きさの基準（※）を超過する場合は、住所地を管轄する警察署で、予め確認申請手続を済ませておく。 （※）長さ120cm以内、幅70cm以内、高さ120cm以内（ヘッドサポートを除いた高さ） <input type="checkbox"/> 急坂がある場合は、登降坂性能に関する警告機能の付いた機種を選ぶ	□
試乗ルートの設定	<input type="checkbox"/> 収集した情報をもとに、利用頻度の高い目的地を選び、試乗ルートを設定する <input type="checkbox"/> 試乗ルートに踏切・坂道がないか、交通量が多いかをどうかを、予め利用者に確認する	□
安全な練習場所の確保	<input type="checkbox"/> 「基本的な操作指導」を行うのに適した場所（人気の少ない平らな広い場所）を選ぶ	□
保管場所の確認	<input type="checkbox"/> スペースの広さ、出し入れの容易さ、電源の場所を確認する	□
自宅前道路の状況確認	<input type="checkbox"/> 自宅敷地からの段差、自宅前道路の状況（広さ、勾配など）、交通量を確認する	□
その他注意事項	<input type="checkbox"/> 明るい色の長袖・長ズボンおよび帽子の着用を促す <input type="checkbox"/> 「飲酒状態での操作」、「走行中の携帯電話の使用」は厳禁である旨を事前に念押しする	□

操作に関する指導・評価項目

① 基本事項の説明

「電」: 電動車いす安全普及協会冊子 / 「テ」: テクノエイド協会冊子

分類	指導内容	参照冊子 ページ	評価項目	チェック・コメント 記入欄
基本的な構造・機能	<input type="checkbox"/> バッテリー（電池）で動く <input type="checkbox"/> 速度は歩行者並み（最高速度6km/h）	電: - テ: 8	<input type="checkbox"/> 説明や特性を適切に理解できているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
基本的な交通法規	<input type="checkbox"/> 歩道を通行 <input type="checkbox"/> 歩道がなければ右側通行（歩行者と同じ）	電: 1~4 テ: 3		

② 試乗（その1）基本的な操作指導

乗降・運転前確認	<安全な乗車・降車方法> <input type="checkbox"/> 乗ってから電源「入（ON）」 <input type="checkbox"/> 電源「切（OFF）」にしてから降りる <input type="checkbox"/> 座席の回転方法 <input type="checkbox"/> ひじかけの操作（坂道で体を保持） <運転前確認事項> <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）の残量確認 <input type="checkbox"/> 速度設定（まずは最低速度から） <input type="checkbox"/> バックミラー調節 <input type="checkbox"/> アクセル・ブレーキの効き具合確認	電: 5~7 テ: 8	<input type="checkbox"/> 歩行および乗車・降車が自力で安定してできるか <input type="checkbox"/> 説明通りに実践できるか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
操作指導① 静止状態での指導	<操作指導内容（静止状態）> <input type="checkbox"/> ①キー・電源スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ②アクセル操作（電磁ブレーキ） <input type="checkbox"/> ③ハンドル操作 <input type="checkbox"/> ④速度設定スイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑤ウインカー操作 <input type="checkbox"/> ⑥ライトスイッチ操作（常に点灯） <input type="checkbox"/> ⑦手動ブレーキ操作 <input type="checkbox"/> ⑧クラッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑨バックミラーの調整及び確認 <input type="checkbox"/> ⑩クラクション操作 <input type="checkbox"/> ⑪手押しスイッチ操作 <input type="checkbox"/> ⑫音声案内機能操作	電: - テ: 7	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
操作指導② 走行状態での指導	<操作指導内容（走行状態）> <input type="checkbox"/> ①前進（低速⇒中速⇒高速）・後進 <input type="checkbox"/> ②停止 <input type="checkbox"/> ③右折・左折（内輪差）・旋回 <input type="checkbox"/> ④急停止（アクセルを強く握るなどの機能が備わっている場合） <input type="checkbox"/> ⑤段差昇降（静止状態で3cm）	電: - テ: -	<input type="checkbox"/> 操作手順が理解できるか <input type="checkbox"/> 操作がスムーズかつ確実にできているか <input type="checkbox"/> 反応速度に問題ないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり

③試乗（その2）路上での実践指導

分類	指導内容	参照冊子 ページ	評価項目	チェック・コメント 記入欄
(1) 主な禁止事項・ 注意事項の説明	<主な禁止事項> <input type="checkbox"/> 1人での踏切横断、1人での夜間使用 <input type="checkbox"/> 急坂での使用 <input type="checkbox"/> 道路の斜め横断 <input type="checkbox"/> 飲酒運転 <input type="checkbox"/> 走行中の携帯電話の使用 <主な注意事項> <input type="checkbox"/> 段差・溝の走行（直角に進入） <input type="checkbox"/> バッテリー（満充電にしてから利用） <input type="checkbox"/> 歩道の利用（歩行者との接触に注意） <input type="checkbox"/> 内輪差（曲る時は少し大回りに）	電:11~12 テ:10~13	<input type="checkbox"/> 説明を適切に理解できているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(2) 自宅付近での 操作指導	<input type="checkbox"/> 保管場所からの出し入れ <input type="checkbox"/> 自宅敷地から自宅前道路での出し入れ <input type="checkbox"/> バッテリー（電池）充電	電:－ テ:－	<input type="checkbox"/> 衝突・転倒などのリスクはないか <input type="checkbox"/> 敷地から出る際に安全確認ができているか？ <input type="checkbox"/> 安全かつスムーズな出し入れができているか <input type="checkbox"/> 保管場所付近にコンセントはあるか、充電操作がスムーズにできるか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(3) 実使用ルート での指導	<操作面の指導> <input type="checkbox"/> 「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作（復習） <input type="checkbox"/> 危険回避にかかわる指導 <安全面での指導> <input type="checkbox"/> 歩道または道路の右端を走行 <input type="checkbox"/> 段差・歩行者・障害物への対応の仕方 <input type="checkbox"/> 右左折時の留意点（内輪差の認識。ウインカーの消し忘れに注意） <input type="checkbox"/> 要所要所での安全確認（交差点、信号、横断歩道） <input type="checkbox"/> 屋内施設（自動ドア、エレベーター）の対処方法 <input type="checkbox"/> 訪問先（スーパー、病院など）での駐車場所 <input type="checkbox"/> 坂道・傾斜地での走行 <環境面> <input type="checkbox"/> 踏切や急坂は走行しない（別の迂回ルートを使う。やむを得ず走行する場合は介助者が同伴） <input type="checkbox"/> 日中に自宅に戻ることが可能な範囲内での利用とし、夜間や悪天候での利用は控える。 <input type="checkbox"/> 飲酒状態での利用は厳禁。	電:10~13 テ:14~19	<全般> <input type="checkbox"/> 指導した内容を理解し、実践できているか <input type="checkbox"/> 指導内容を軽視するような言動はみられないか <input type="checkbox"/> 交通法規を守れているか <input type="checkbox"/> 危険の回避ができているか <安全面> <input type="checkbox"/> 歩道または道路の右端をふらつきなく走行できているか <input type="checkbox"/> 歩行者や障害物を確実にかわし、安定走行を維持できるか <input type="checkbox"/> 段差の乗り越えは適切に対処できているか <input type="checkbox"/> 右左折時に内輪差を意識した走行ができているか <input type="checkbox"/> 安全に対する意識は十分か（目視確認、一時停止、最適速度、歩行者優先） <input type="checkbox"/> 信号の色を認識できるか <input type="checkbox"/> 周囲の音（車の接近音など）が聞こえているか <input type="checkbox"/> 自動ドアの通過やエレベーターの乗降はスムーズにできるか <input type="checkbox"/> 訪問先での保管・乗降スペースにおける安全性は問題ないか <input type="checkbox"/> 坂道・傾斜地での重心のかけ方は適切にできているか <環境面> <input type="checkbox"/> 走行経路の安全性に問題はないか - 急坂・踏切の有無 - 転落リスクの有無（ガードレールのない路肩の傾斜した道、ふたのない側溝や用水路など） - 車両や歩行者が多く歩道のない狭い道の有無 - 信号機の間隔が短い交差点、など <input type="checkbox"/> 1回の走行距離は満充電で十分に余裕のある範囲内か	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
(4) 事故・故障時に 備えた指導	<考え方> <input type="checkbox"/> まずは自身の安全を確保（その場から離れるのが基本） <input type="checkbox"/> 自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる <input type="checkbox"/> 家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡（軽微な事故・トラブルでも必ず連絡） <非常時の操作> <input type="checkbox"/> 手動操作の方法（非常時以外はクラッチ操作を絶対にしない）	電:－ テ:－	<input type="checkbox"/> 指導した内容を理解し、実践できるか <input type="checkbox"/> 指導内容を軽視するような言動はみられないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり

その他気づき事項

--

総合所見	<input type="checkbox"/> 貸与可（課題・留意点：) <input type="checkbox"/> 再評価・再指導（理由：) <input type="checkbox"/> 貸与不可
------	---

モニタリングチェックリスト

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果	問題ありの場合の指導内容
安全利用に関する状況	1	製品の状態	■外観等で目立つキズはないか ■走行機能は正常か	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	2	走行距離	■利用目的に照らし、適切な距離か	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	3	操作面	■「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくできているか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	4	安全面	■貸与開始前の安全面での指導を実践できているか ■交通法規を遵守しているか ■契約時の確認事項を遵守しているか ■事故やヒヤリハットに遭遇していないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	5	使用環境	■契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか ■契約時に想定していた使用ルートで危険個所が新たに生じていないか	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	

分類	番号	主な確認項目	内容
関係者の意見	1	家族の意見	
	2	ケアマネジャーの意見	
	3	他の医療・介護サービスからの意見（医療・認知・身体機能）	

全般所見	
------	--

メンテナンスチェックリスト

番号	主な点検項目	チェックポイント	確認結果	異常ありの場合の是正処置
1	車椅子の外観・足回り	損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
2	ハンドル	操作時にゆりみやたつきがないか、まっすぐ進むか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
3	バッテリーの残量表示	正しく表示されるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
4	バッテリーの状態	劣化・損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
5	表示パネル	正常に表示されるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
6	速度設定スイッチ	速度が正常に変化するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
7	ヘッドランプ	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
8	バックミラー	損傷がないか、正しく調整できているか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
9	手動ブレーキレバー	利きが正常か	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
10	アクセルレバー	利きが正常か	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
11	ホーンスイッチ（警笛）	正常に鳴るか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
12	前後進切り替えレバー	正常に切り替えできるか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
13	ウインカー（前・後）	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
14	後方点滅灯（フラッシュ）	正常に点灯するか、損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
15	タイヤ	空気圧は適切か、摩耗していないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
16	反射板	損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
17	クラッチハンドル	正常に作動するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
18	シートの回転レバー	正常に作動するか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
19	オイルの状況	オイル漏れがないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
20	充電器	正常に充電できるか、配線に損傷がないか	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	

全般所見	
------	--

事故報告書フォーマット

項目	記入内容
記入日	年 月 日
記入者	
事故日時	年 月 日 □午前 □午後 時 分頃
事故場所	
事故状況・原因	
被害状況	
事故の相手	<input type="checkbox"/> なし（自損事故等）
	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 加害者 / <input type="checkbox"/> 被害者）
	氏名： 連絡先：
入院・通院の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入院） <input type="checkbox"/> 有（通院）
	（「有」の場合） 受診者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相手 病院名（ ）
警察への届出	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 警察署 ）
電動車椅子の状況	破損状況：
	修理の要否 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要（修理依頼予定先： ）
備考	（利用者・家族・ケアマネジャーのコメント、事故の相手方のコメントなど）
添付資料	<input type="checkbox"/> 事故現場の写真 <input type="checkbox"/> 電動車椅子の破損状態がわかる写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

事故報告書フォーマット

【事故現場付近見取り図】

